

うな運営をされたのでは、はなはだもつて迷惑なことでも、もしこの本島教育長、木下教育委員長がお出ましにならないとするならば、過般私が出した第二の要求として、これらに關係ある者の意見をぜひ聞きたいということについて、これは早急に措置されるべきであると思う。こういう点については具体的にどうなさろうとするのかお伺いしたい。

○委員長(湯山勇君) お答え申し上げます。ただいま高田君から御質問の件につきまして、先刻の理事会におきましても竹中理事より強い御発言がございました。で、その御発言の内容は、ただいま高田君の御指摘の点とは同じ内容のものでございます。その件について、今日まで交渉して参つた経過並びに今日の時点、そういうことについて委員長の方から御説明を申し上げまして、結局現在の段階におきましては先ほどお話の中にも出ましたが、もし東京都の教育委員長及び教育長が出られない場合には、そのかわりの人を呼ぶという点も考慮に入れていろいろ折衝いたしましたけれども、御承知のような段階になっておりまして、そのことについてもなお現在確答できないという段階になっておりますので、理事会では十分協議いたしましたけれども、それ以上の進展が見られない状態でございますので、委員会の報告は省略したような次第でございます。

○高田なほ子君 どうも御苦心のほどはわかるのです。だがしかし、筋としては実施前にこの国会で十分に審議をしたいので、当然評定をする方の側の参考意見も聞きたいし、またしからざる場合には、昨日も交渉いたして参りました。しかし、残念ながら御指摘のように非常に遺憾なことでもございますけれども、参考人という形では今日までの段階では実現を見る事ができなかったわけでも、もし御指摘のようなふうなことで、もし御指摘のようにならうとせよ、早く実現するということが委員会の意思でやろうということであれば、この段階においては証人喚問以外にはないと委員長は現在のところ判断いたしております。しかしながら、それがもし御決定をいただけないということであれば、なお先般の御決定の御趣旨に従つて、なお明日引き続いて参考人に出てもらうように要請を続けたら、こういうつもりでおります。

○高田なほ子君 なるべく早い時期といたすのは、そうすると実施前というふうな確認してよろしいですか。

○委員長(湯山勇君) もちろんそのつもりで今日まで努力をして参つたのですけれども、残念ながら参考人というものは強制権がないものですから、どうしても向うが都合が悪いということになれば、それを強制的に出す、出頭を求めるというところは困難な事情にあることも一つ御了解願つておきたいと思つております。

○高田なほ子君 これは絶対に私は了解できません。審議権を何らかの事情があるという理由でこれを拒否するということとは、それは幾らだつてできるわけですから、そのことに對して、国会がさらに積極的に委員会の決定に沿つてこれは措置するということが、これは当然私は委員会の運営としての建前だと思つて、もしこれに反對する方があるとするならば、その反對論こそ私は政治的偏向だと思つて。私も、少くとも

も当文教委員会は、教育の中立ということを中心として、以上は、当然国会の審議権が重視されて、これは与党、野党を問わず教育中立のために一切の問題を捨てて、この積極的な方法を講じる、こういうような方法をとつていただきたいので、実施前にこれを実施するということについて再度私は委員長がこの委員会でも確認をお互いにするように御提案をして、そうして再度本問題についての具体的なやり方というものを至急に決定してもらいたい。もし、私は二つの案を出してあるのですから、どうしても教育長本島さんが出てこれぬというなら、せめて私は一方的に話し合いを打ち切られたという、いわゆる教員側の意向というものをせめて聞いてしかるべきだと思つて。聞いて悪いという理屈は成り立たないのです。評論家の意見も当の相手側の意見も聞いてしかるべきだと思つて。なぜそういうふうな方途がおとりにないのかのですか。

○委員長(湯山勇君) 今の後段の点につきましては、先般高田君から強い御要請がありましたけれども、これはいろいろ調べてみますと、委員会の決定ということにはなつておりません。結果、木下、本島両氏が出られないという場合には、その二人にかわつて説明のできる人を呼ぶと、こういうところまでの決定を委員会としていただいております。そこで、委員会の決定に従つて、まあ昨日まで努力をして参りましたのですけれども、非常に遺憾なことですが、今日の時点はそういう事態になつておる。そこで委員長から何とか措置すべきだということお話ですけれども、大体御決定の線内では最大の努力をして参りましたので、これ以上の措置をとるといふことになれば、やはり新たな御決定をいただかなければ、私はできないというように考えております。

○高田なほ子君 そうすると、新たな御決定をいただくつもりですか。私もきょうだつて午後から四本の法律を上げる、これは非常に政府側に協力している。また与党の皆さん方とも議事を通して円満にかつ平常な形で委員会の運営が行われるようにお互いに最大の協力をしてきたと思つて。こういうようなこともあるのに委員会の決定が実施できないということとは、やはり委員会自体としての私は決意が足りないんじゃないかという気がする。でありますから、委員長としては、これを再確認していただいて、具体的な措置を實施前に講ぜられるようにしていただきたいということ、もう一つは、先般の私の提案は、これは委員会の決定ではないということでありまして、委員会では提案をして、皆さん御異議がないということになれば、これは私は委員会の決定だと思つて。私の提案というものは、そうすると何の決定なんですか。それは奇怪ですよ、委員長、そんなことはありません。

○委員長(湯山勇君) 記録によつて調べましたところ、高田委員のはそういうふうな人も呼んでもらいたいという御要望である、委員会の議決ということにはなつておりません。

○高田なほ子君 この御要望に御異議ありませんかというふうにおっしゃらなかつたのですか。私はちゃんとそういうふう聞いていた。御異議がないと

言ったら、それは委員会の決定じゃありませんか。私はそういうふうに思うのです。

○委員長(湯山勇君) お答え申し上げます。それは提案としてはなされたのではなくして、要望としてなされておりましたので、提案ではなかったわけですから、そこで、委員長としてもお諮りしていいわけではあります。

○秋山長造君 この参考人を呼ぶという問題は、今日まで私も割り切れない気持ちを持ってきたまでするべからず、にぎておるわけではあります。まあ、だれが考えても、もうきょうあたりが最終段階だと思ふわけですね、呼ぶとすれば、私はこういうことを思うにつけて、やはり三月の十八日にこれはもう理事会でも委員会でも満場一致の決定によって、そして教育委員長なり教育長を呼ぶということが確定しておったのです。それがきわめて不可解な事情によって十八日が流れた。そのときに私は、その間の事情に対してどうして納得できないかということ、ありたけの不満を委員長に対してぶつたわけではあります。しかし、その後私もいろいろ筋から聞くところによると、あの三月の十八日の決定しておいた参考人を流したというこの裏面には、文部当局が相当積極的に関与したことを聞いたというのを聞くのです。

で、その文部当局が一体だれなのかはともかくとして、文部当局がとにかく十八日の参考人を呼ぶというところは困るということ、いろいろな働きかけを行われたというのを聞くわけですね。で、一体そういうことがもし事実であるとするならば、私は許せないと思うのですが、済んだことではあるけれども、

ども。許せないと思う。委員長は、そういう私が今お尋ねするようなことを承知しておられないかどうか、その点一つ御確答を願いたい。

○委員長(湯山勇君) お答えいたします。すが、今秋山君の御指摘になったような事実を私がこの目の耳で確かめたというところはございません。ただ、そういう疑いがあるということについては、私も感じておりますし、またその疑いがあるということについては、たしかにその疑いがあるという事実を的確にと言われますと、そういう確信はしてないとお答え申し上げるより仕方がないのじゃないかと思ひます。

○秋山長造君 私きわめて重大なこれは問題ですから、文部大臣にお尋ねしたいと思ふ。

今私がお尋ねしたことは、お聞き下さった通りでございますが、一体かりにもですよ、かりにも国会の委員会でもきめて事を運ぼうとする場合に、それについて関係当局がとかかくの、これは公式であれ非公式であれ、表面的であれ、裏面的であれ、とかかくの働きかけをしたり、特に事を予定通り運ぶための協力ということ、逆になしに、逆につかきまわっておることをこわすための働きかけというものは、万々が一にも当局において行われるというものは、これは断じて許せないと申すのですが、その点について文部大臣はどのようにお考えになり、またどのような方針で臨んでおられるのか、この際明確にお尋ねしておきたい。

○国務大臣(松永東君) 秋山委員のお話は、私はどうも了解ができない。私も

どもが一体そういう委員会の御審議に對して、あるいは口をきくとか、公式であらうと非公式であらうときようなことがあろうはずがございせん。私の口からかようなことを申し上げては相済みませんが、若い時分から議會政治に接したしております。それは委員会でもやられることなかわれわがそんなことを口出すなどというものはあろうはずがございせん。しかし私がないばかりでなく、私の承知しておる範囲内においては、私の部下においてもさようなことをしたことは断じてないとは確信いたしております。

○高田なほ子君 蒸し返してまことに済みませんが、納得がいけないから、再度お尋ねします。私の提案に対して委員長は次のごとく答えております。「ただいまの高田君の御意見も、この参考人を呼ぶ時期の決定等の機会につけ加えて御審議いただくようにいたしたいと思ひますから、それで御了承いただきたいと思ひます。」これで御了承した。そこでその次いろいろあります

が、最後の結びで、

○委員長(湯山勇君) 他に御意見ございせんか。——それではこの件につきましましては、松永君及び高田君の御発言の通り理事会において検討するということについて御異議ございせんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(湯山勇君) そのように決定いたします。

り上げないというようなことは、やはり理事会で検討することになっておる。ただ、その理事会が本問題について具体的に事を運ばなかったというだけのものであって、委員長が委員会決定しないなんというのはうそです。

○委員長(湯山勇君) 高田君に申し上げますが、高田君のさいぜんの御発言は、他の人を呼ぶことが委員会の決定になったという御発言でしたから、その点については決定してない、こういうことを委員会決定になっていない、ということをお知らせしたので、理事会ではその決定の通りに取り上げて慎重に審議をいたしました。その経過については、すでに御承知のことと思ひますが、理事会においては高田君の御意見の通りに呼ぶということの決定には至らなかったのです。

（速記中止）

○委員長(湯山勇君) 速記つけて。

○松永忠二君 その点については、理事会でその通り協議をしたんですが、私たちがその席で話したのは委員会で決定されたような、決定されたというよりも、当初この立案に——案を作成するに關係した人々を呼ぶことができないということであるならば、高田委員から出ている意見についても、あるいはわれわれとして了承を求められることができる、またそういうふうな努力をしよう、そういうことを理事会では私たちは発言もして、そして高田委員にも、もしもそういうふうな人が出席できて、そういう会議が開かれるということであるならば、すべてのことについてはしばらく譲歩もして

いたしたいということを申し上げたのであって、従つて現在その参考人が呼ぶことができなかったのではありませんから、高田委員のその意見は、まだわれわれは理事会としては何ら了承もしていないし、当然今のような発言があつて、この席で主張されるのは私は当然だと思ふんです。

○大和与一君 これは、委員長ばかり責めてもいいかぬじやないかと思ふんだけれども、ただこういうニュアンスの違ひによって委員長並びに理事はその参考人を呼び出す力においてそこに誠意がなかったとか、力が弱かったとか、こういう事実があるかというところが問題だ、ほんとうは。それはただし、議事録による話だけであつて、それ以外に出てこないのは理由があるはずだ。どこまで正確かわからぬが聞いておる者がある、それをあなた方が知っておるかということをお聞きしたい。

しかし、努力はしておると——私はしたのだらうと思ふんです。だけれども、出てこないという事実がある、しかも、混乱は起つたつある。それに対して、文部大臣もこれは困つたと思つてゐるんです。困つたんだつたら、困つたというやうな顔だけしないで、実際に参考人が出てこないことが問題だから、出てきて文部大臣と御同席で一緒に話をしようじやないか、何も詰問するんじやないですか、そういうお気持ちになつて文部大臣なり内藤さんなり、その人たちがもつと出てくるように懇懇して、そして一緒に話をしようじやないか、長い時間からならぬいいから、という誠意は文部省としてお持ちになつてもらいたい、また委員会としては、もうきめてあることは

間違いないんだから、あとのテクニクは別として、そこで一つ与党の理事さんも一段のお骨折りをお願いして、何とか無理してもこの二、三日中にお骨折りになってもらいたいというふうに考えますがね。

○委員長(湯山勇君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(湯山勇君) 速記をつけて。

○岡三郎君 私は参考人を呼ぶということの、国会法に基くこれが非常に軽視されておるといふことを私は遺憾に思ふんです。で、参考人を決定したのはいつですか、それから幾日たつてゐるんですか、これをまず私は委員長にたしたいと思ひます。

○委員長(湯山勇君) 最初参考人を決定したのは三月六日です。幾日たつてゐるかといふことは大体……。

○岡三郎君 その三月六日に決定して、それから現在四月二十二日を迎えているわけですよ。その間にどんなに忙しい人間でも私は出てくる時間がないといふことではないと思ふ。これは明らかに国会における審議に対して、これは故意に怠らないといふことに私はなると思ふ。ですから、証人という問題と参考人という問題については、今の委員長の言つた点についても、私は法的に解釈すればわかりますよ。しかし、従来の慣例上参考人でみんな出て来ておる、出て来ておらぬといふのは、よほど自分が悪いことをしておる人間以外出て来ないといふ事件はない。千葉銀行のときに三人召喚したが、頭が痛いとか、何とかかんとか言つて出て来なかったが、やはりその次の段階には古荘氏は出て来ておる。だから私は今までに、過去の国会の実

績に徴して、一月以上出て来ないといふのは中氣になつたか、あるいはよほどの大病かでない限りはあり得ないと思ふのですよ。だから、これを見のがしておくといふことは非常なる悪例を残すと思ふ。だから委員長が言つたように、証人でなければ呼べないといふことはないと思ふ。これは法的じやなくして、国会という建前で参考人として出て来ないといふことならば、東京都教育委員会に押しかけて行つて、そうしてその事情を聴取するといふことも私はやむを得ぬと思ふのですよ。この前私が言つたように、午前八時でも、こういう場合は特例だから、緊急にやつたらどうかといふ意見を私は述べたが、特に明日予想されておるような、教育行政上に基づくところの混乱といふものが予想されるならば、事の是非、善悪よりも、これを何とかして一応とめるといふことの私は責任があると思ふ。それを文部省が、指導助言をする立場にあるものがこれを見逃して、ほうって何やららないというならば、この法律——勤務評定というものを審議すべき、また審議してきた文教委員会としては当然この教育行政上の問題については国会に緊急にこの事情についてわれわれはつまびらかにする必要があると思ふ。だからこれは、今までの状態とは私は異なつた新しい段階にあると思ふ。文部省がそのような指導助言といふものを一方的に別の方向でやつておる限りにおいては、私は文教委員会がこの措置をとらざるを得ないと思ふ。だからそういう点で、明日どうしてそういうふうになつたかについては、これは具体的に言つて、新聞情報だけです。だから私は、木下教

育委員長と本島教育長は、文教委員会の意向をいれて出て来るべき道義的責任があると思ふ。だから、これは自民党の方の各委員も、国会運営上——参考人だから絶対に出来ぬと、こういうことを見逃さなければ、あるいは将来において参考人といふものは工合が悪ければ出て来ぬでもいいのだという慣例を作るならば、これは国会審議上非常に工合が悪いと思ふ。証人でないといふ必要はないと思ふ。そういう風習を作る必要はないと思ふ。そういう点で、これはよほど悪いことをしている人間が逃げて出て来ないといふことの例はあつたけれども、今までそのほかの例はないのだから、これは文教委員会自体でもう一べん再確認して、出て来るように私は徹底すべきだと思ふ。明日でも出て来て、十分こういう状態であるといふことを話して合つて、その審議に應ずべきだと思ふのだが、この点については委員長の方として、証人でなければだめだ、こういう点ではなくして、新しい段階にきたのだから、一つこれを呼ぶといふふうに各委員に諮つてもらいたいと思ふのだ。これは提案です。

○委員長(湯山勇君) 岡君にお尋ねしますか、それは今おっしゃつたように、証人としてではなくて、参考人としてあくまでも出頭させるようにここで再確認する……。

○岡三郎君 それができないときに、こつちから委員が直接行つて、向うで事情を聴取すべきだと思ふ、こういう状況をお考えになつたら。

○委員長(湯山勇君) ただいまの岡君の提案に對しまして、御意見のある方は御発言願ひます。

○野本吉吉君 岡さんのおっしゃることも、一応それはありますけれども、事が今日に至りますにはこれはまあいろいろ複雑な事情もありますし、現に東京都の教育委員長や教育長をこの混乱の中で委員会に招集するといふことは、私はそういうことは時期として適當でない、こういう考えを持っております。

○岡三郎君 文教委員会は少しも混乱しておりませんし、とにかく当該者がそういうふうな混乱の中に入らうとしておるわけだから、これを未然に防ぐ手を打つて、しかもそれでなお入るといふならばまた別ですがね。人事を尽さなければ私はいかぬと思ふ。こういう点については、委員会は無能ですよ、この状態では。だからこれは、自民党諸君も参考人としては出来ぬといふことを一月以上も許しておくなといふ悪例を今後残したならば、これはもう国会法を乱用して、あらゆる点について法を曲解しても何でもやれるといふふうな風習を私は作る一つのきっかけになると思ふ。参考人だからこれを軽視して、証人だから重視すると、こういうことでは私は相ならぬと思ふので、この点は一ツ野本さんが今言つたけれども、まだ今混乱してないわけですよ。だから、あした混乱が乱想されるわけですから、それをいましばらく待つて一十分話し合ひができぬといふならば、文教委員会が中をとつてそういう事情を聞いてみるということ、私は、私は重要な問題であるし、文部省自体もこういう状態の中においてはどのような指導助言をしてきたか知らぬけれども、とにかく一方的にやる、こういうことを見逃しておくといいこと

は、私は相ならぬと思ふ。少くとも四月一ぱいにやらないといふ指導助言してきた建前上、できないと言われるかもしられぬけれども、そういうことはないと思ふ。明日は二十三日で、何も二十三日にやらなければならぬといふそれほど緊急かつもうこれをはずしたならばもうだめだといふふうな問題ではないのですから。こういう点について私は文部大臣の意見を聞きたいと思ふ、その点について。指導助言をすべきですよ、文部省が。

○国務大臣(松永東君) もちろん指導助言をしなければならぬ義務もあり、その権利もあります。しかしながら、委員会の審議の進行について、私は特に指導助言をするといふことはどうかと思ふ。その結果だ、「おかしいな」と呼ぶ者あり。その結果が、あるいはそういうふうなことにいくかも知れません。しかし委員長から、これはまあ非公式にこうせぬか、出て来るように勧めてくれぬかというふうなお話でもあれば、これはまた別です。ところが私は、実はこの何といふか木下さん、一べんやそこら會つたことはある、懇意でもなければ何でもないので、それから、そういう関係の人に私がみずから進んで委員会の参考人として呼ばれておるやうだから出ないかといふことは、言うこともどうかと思ふ。ですから、これは私は、スムーズに円満に一ツ進行したいといふことはこれは念願しておりますけれども、委員会に参考人として出て来いと言ふことはどうかと思ふ。

○岡三郎君 今の、そういうことでなくて……、ちょっと質問が悪かつたと思ふが、二つあって、前段は委員長に

言つておるので、これはあとで語つてもいいと思ふのです。私は、文部省が指導助言を勸評についてはいふんやつて来られた。私から言わせれば干渉的なことが、ずいぶん多いと思ふ。そこまでやられて、こういう事態を迎えておるのに、あしたやらなければならぬという客観的な理由は私はないと思ふ。だからそういう点で、文部省の方がこういう混乱を一時的にでも押えて、改善の策としてさらに話し合ひを続けて、何も一年も二年もやれというのではないのですから、いましばらく話し合ひをしたらどうかというふうな指導助言を私はすべきだと思うのです。これについて文部大臣はどうですか。

○国務大臣(松永東君) よく岡さんの御主張わかりましたが、しかし御承知の通り、何れも繰り返して申し上げておるのですが、この勸評認定の問題は、特に都道府県教育委員会がやっておる、私の方は指導助言をする立場にあるにすぎない、これはもう御承知の通り。しかし、せっかく法律ができている、その法律に従つて各都道府県教育委員会あたりがそれを実行しよう、実施しようということになつていゝるやつを、私の方で、それは待て、それをやめろというようなことはそれはできません。でありますから、今日までもずいぶん、この問題については円満な解決をするように、いろいろ私は日教組の人々とも何回も会つて話を進めてきました。

○岡三郎君 私は今、文部大臣に、教育委員会に対してやめろとか、するなとかということをやつてゐるのじゃないのです。教育委員会の方で勸評をやりたいという意思は私たちが拘束する必要があるのではないのです、できないでしょう。しかし、こういうふうな状態で、あした混乱が予想されているときに、いましばらくこういう事態を回避してやつぱり真摯なる話し合ひを進めて、その結果でもおそくはないじやないかという指導助言が私は当然あるべきだと思ふのです。文部省が、これこそ、客観的に見て何がどうということではないから、事態はそこまで迫つてゐるのだから、いましばらく話し合ひをして、そういう事態を回避する中において、一つやれるだけやつてみてくれたらどうか、こういう点が私は当然指導助言としてあるべきだと思ふのです。それがいいならば、もう文部省は私は要らぬと思ふ。こういう教育行政の重大な問題の中で、だからその点は、勸評をやめなさいと文部大臣から教育委員会に言うのじやなくて、はつきりともう少し熱意をこめて、現場の職員とよく話をしてもらつて解決の方角を見出だしてもらいたい、こういうふうな指導助言をすべきだ、こういう質問なんです、この点はどうですか。

○国務大臣(松永東君) 今日までいろいろ荒れないように、円満にいゝうに、もう何十回ですか、話はしております。してありますが、なお今でも何とかして円満に解決できないかというふうな焦慮もいたしております。こゝでこいつを待たうと、こいつをやめなさいというふうなことは私の方から言えません。

○岡三郎君 そのやめなさいというところでなくて、話し合ひをしるということなんです。だから、私は文部大臣に聞きたいが、全国的に全部あしたやるといふことじやないのでしょうか、それを東京都が責任を負わされて、全国の教育長の協議会長であるし、教育委員会協議の会長であるから非常に強力な一つの責任感というものですかね、何かやらなければならぬという立場に追い込まれて、本島教育長が言つてゐるような、そういう強い印象を私は受けるわけです。だから、少くとも二十三日のあしたの事態というものは回避するといふことが私は好ましいと思ふ。だから、その点で話し合ひを進めたらどうかといふことなんです。あります。今のところは、これは文部省がそういう一つの指導助言を与えて、暫定的にとにかくこの時期を回避して、次の段階に持つていくといふことを考えるべきだと思ふのです。そういうふうなことを、最善の方途を尽すといふことはそういうことだと思ふ。もうあしたは何が何でもやつて参るのはやむを得ないのだといふようなことは、良識ある立場では私はとり得ないといふように考えるわけです。だから、文部大臣もあきらめないで、とにかくあしたの事態というものは憂慮すべき段階だから、いましばらく情勢を見て、さらにその話し合ひの中で一つ進んでもらいたい、こういうことをなぜ言えないのですかね。文部大臣は、今まで幾たびか言われたといふけれども、今が一番重要な段階だと思ふ。私は今が一番重要だと思ふ。それでなかつたら文部大臣は、混乱の起るのを座して見るばかりでなく、そういうことを好んで推奨しているといふふうにとられますよ。

○国務大臣(松永東君) これはもう岡さんが言われる通り、騒動の起るようなことを好き好んでゐるというふうなことはとんでもない話で、そういうことはもちろん寸毫も考えておりません。ただし、私の承つておる範囲によると、東京都教育委員会と日教組の人々はすでに十数回相談をやつて、何度相談をやつても平行線であり、一致する点がない、これではこれは仕方がないといふふうな教育委員会の方があきらめをつけて、そうして際限がないことであるから二十三日にやろうといふことにきめた、そういうことを承つておる。ですからして、これは私の方から指導助言をしてみたところ、とてもこれはおさまる問題じやないといふように私は考えております。

○岡三郎君 そこまで文部大臣が言うならば、二十三日という日はだれがきめたのですか、だれが指導したのであるのか、私はそこまで言わざるを得なくなつたので、私はそこを言いたくないから今までがまんしてゐたわけです。二十三日というあしたの日は、平行線をたどつてきたものが、二十三日にやらなければならぬという理由は私はないと思ふ。とにかく一週間置いてやつても事態の回避というもののについては、りっぱに役立つと思ふ。だからこの点については、あしたの目の前にきておる段階において、もう一度二度指導助言をすべき立場に私はあると思ふのです。どうしても文部大臣はそれをやらないのですか。とんでもないですよ、それは。

○国務大臣(松永東君) 岡君のおっしゃれる二十三日といふことはだれがきめたかとおっしゃるけれども、これは都道府県の委員会がきめたのですよ、それは私の方では……。

○岡三郎君 それは表の言葉です。裏もありません。私の方で指導助言をして、こうしろ、ああしろといふことは、少くとも私に関する限りありません。ですから、初めから申し上げておる通り、私の方ではあきらめて、それは都道府県の方で、二十三日、もうこれは仕方がない、といふふうな決心したといふことを私は聞いておる。

○岡三郎君 そこまでくると、隣の内藤君が一番よく知つてゐるので、私はそこまで問題を紛議させたくないので、二十三日なんといふのは強力な指導干渉ですよ。これは私はあとで、この問題が一応どういふ方向をたどるか知らぬけれども、これはもう明確なる私は証拠をもつて対決してよろしいと思つておる。それは指導助言であるから、そういうふうなやり方いいと思つたが、二十三日を固執しなければならぬといふ私は理由はないと思つてゐるのです、二十三日という、あしたの日を。だから、そういうことではなくて、今、文部大臣が言われるように、その点はわれわれがすなおに解釈して、あしたに何も固執すべきものではない、こゝに何もうなことを考えてみないと思ふのです。そういう場合に、東京都教育委員会に対して、二十三日をただやみやたらに責任を感じて固執する必要はないのだ、ひとまずこの事態を回避して、そうしてなお話し合ひをして、それからでもおそくはないじやないか、というふうな指導助言があつてしかるべきだと私は考えておるわけなんです。それを今のところを

言うと、内藤初局長の方で、これは明確に地方課長をやつて——うづら荘における会合の内容については、逐一知っている、これは某教育長から聞いている。その前の日比谷の図書館における会議においてもそうなんだ。だからこういう点について、私はこういう事態を回避するためには、賢明なる文部省は、もう一度話し合いをしてみろという程度を言つたならば、なるほど文部省も指導力があると、こういうふうには解釈されると思うのです。だから、どうしても文部省がそういうふうな指導助言をしないというならば、私が先ほど言つたように、委員長に、文教委員会として参考人の喚問を、こういう状態になつてきたら押しかけてでもこういう事情を聴取すべきだということをお話しするを得ないが、何とかして文部省の方でこの事態を回避する手はありますか。すべきですよ。

○竹中勝男君 大臣どうですか、指導助言……

○岡三郎君 いや、それはすべきですよ。二十三日に文部省がこたわつていないというなら、なおすべきだと思ふ。

○竹中勝男君 指導助言というのは、こういう瞬間にこそ指導助言というものが生きてくるのです。

○岡三郎君 指導助言はせんけりやならぬといふことは、先ほど来申し上げる通りです。しかし、こういうことで二十三日ときまつておるものを、それを延ばせと、それを中止しろといふことが言える段階ではないと思う。今日まで何とかして協定してやるようにといふことで、われわれはそれを見守つておる。いろいろそういう方

法もとつておる。しかしそれを延ばしてみたところが結局は同じことだからという話も聞いておる。ですから、それは教育長あたりがすでに数回も打ち合せした結果めいた、それで二十三日に断行するといふことになつたといふことを聞いておる。

○岡三郎君 それは文部大臣は、やはりそういう考え方は私は非常に悲しい判断だと思ふ。それは本島さんが、この前の段階からやれなかつたから今度はやらなければならぬといふふうに、追い詰められておるというふうなわれわれは聞いておるのです。東京都がやるのをきつかけにしてやれという指導をしておるから、混乱が加重されておる。そこまですれば、文部省に対してわれわれは抗議をしなければならぬから、そうではなくてこの際はひとまずやめて、われわれもやめて、そういうことの起らないように、つまりあしたの事態を回避するために一応既往の問題は既往の問題として、現在の時点においてこれを回避するような方向を文部大臣にやつてもらいたい。文部省が指導助言すべきだといふことを言つておる。東京都の教育委員会が招集されて、二十三日に、あしたに予告されたことはわかつておりますが、きょうの段階においては十分間に合ふのです。

だから、そういう点で同じことが行われるじゃないかと言われるのですけれども、やつてみた結果として、それほど慎重にやつたんだといふことを私はだれも悪いとは思われないと思うのです。だからもう一応親切に、ほんとうに教育的な立場においてこの事態の解決へさらに努力をしてもらいたい。こういう点は、非常に東京都教育委員会

に對してむずかしいかも知れぬが、とにかく最善の努力をやつてもらいたい。これはなぜ文部大臣でないのですか。強制しろとは言つておるのではなくて、そういうことをやつていく必要があるといふことを言つておるのです。やるべきだと、強制じゃないですよ。それでもなお東京の教育委員会がやるというならば、これは別ですよ。とにかく一応の措置をこゝでとるべきだと、こゝ言つておるのです。これはいかがです。

○岡三郎君 繰り返して申し上げておる通り、何とかして紛擾の起さないように解決したいといふふうな考え、そのことは始終變つておりません。従つてまだまだ、仰せの通りあしたまででも起つては大へんですから、ですから私は善処するつもりでおるのです。

○岡三郎君 善処するつもりでおる、今、文部大臣の方で善処すると言われただけですが、その善処の意味について、私はむずかしいことは言われないが、先ほど私たちが言つたように、とにかくこの事態を回避するように最善の努力を願いたいという内容は、とにかくあした話し合いをしるということになると思ふのですが、その点はどうですか。

○岡三郎君 善処といふ意味は、話し合いを勧告するとか何とかいふ意味とは別なんです。どうすればいいか、どういふふうにしておきめればいいのかといふことについて最善の努力をしていきたい、こういう考え

○岡三郎君 そうするといふと、具体的にもう少し文部大臣、今の内容を説

明願したいと思う。

○岡三郎君 できれば今の本島教育長あたりとも一つきょうでも会つてみて、そして一つどういふうな情勢になつておるかといふこともよく聞いてみて、そして一つ善処してみたいと思ふ。私は実は、最近本島教育長あたりとも会つておりません。だから、一つきょうあたり会つてみまして、どういふふうになつておるか聞いてみようと思つております。

○岡三郎君 その言葉は、善処するといふことは、事態を回避するために善処する、こういうことですね。それ以外にないと思う。それでよろしゅうございませぬ。

○岡三郎君 なるべく紛擾の起さないように、混乱を生じないようになつていふことについて考へております。

○岡三郎君 どうもそこところのはつきりしないのだ、前のところは私も同感だが……結局あしたの勤評を実施することはやめさせるといふことですか、指導助言をする、監督をするといふことで……

○岡三郎君 岡さんの仰せの通り強制力は何もないのですから、やめさせるといふことを私が言えるはずはないし、肝心のやつておる方は都道府県、これが立役者です。私の方は道庁長官、これが立役者です。指導助言はいたしますけれども、指導助言をいたすのと、さらにまた何と紛擾の起さないようになつていふことについて、何せ相手のある仕事で、事は重大な問題で、あなたの方からこうせいでございませぬ、おっしゃる通りでございませぬ、これから先の問題、

その情勢によつての問題、とにかくさうしたいまいましい問題が、事は教育に関する問題ですから、起さないようになつていふことを考へております。

○岡三郎君 きょうはまたばかに文部省の方としては、指導助言といふやつがずいぶんたよりがないようなことを……、今まで聞いておるところでは、非常に強力な指導助言をしておられるような状態が、こういう問題については非常にたよりがないのです。今、文部省が善処するといふことは、ここまで行つたら、大臣の方でとにかくこの事態を避けるために善処するといふことの内容だと思ふのです。だから、この事態を避けるために、両方の話し合いが決裂する、こういう事態になつておるのですから、とにかく明日でも話し合いをして一応この事態を回避した中において十分話し合いをしてやる、こういうふうな指導してもらつて、それでも聞かなければこれはやむを得ぬと思ふ。そういうふうな指導していただければ……

○岡三郎君 私が新聞で承知したしておる範囲では、もうすでにこれは協調はできないといふので物別れになつておる、そうしていいよ両方とも平行線は平行線として進んでいく、こういうことになつた、こういうことは新聞で見えております。その内容がどんなふうになつたのか、そういう点をよく一つ詳細にきくのうまでの問題あたりも確かめてみたいと思つております。そうして、繰り返して申し上げますが、不祥事の起らぬように、さうした紛擾が起さないように一つ何とか努めてみたい、こういうふうな考へ

○竹中勝男君　岸総理も文部大臣も、平行線で進んでおるからこれはどうにでもならぬという、それだからこれは強行する以外にはないという結論なっております、これは冷静に聞いてみて。どうしても平行線だから、教育委

○岡三郎君　そこまでいくならば、とにかくあした話し合いをするというところが一応事態を回避することになると思ふのです。だからそういうふうにし、て、とにかく話し合いをあしたする、というふうに指導をするということですね、文部大臣は。

ありますが、十分にそこまでのことは
できないようでありますけれども、ぜ
ひ一つこのこの場の処理のいかんとい
うものが非常に影響するところ多い
ということ……。実は私の県あたり
でもこういうような問題がすでに起っ
ておる。この問題の処理について、や

考えております。

○委員長(湯山勇君) ただいま吉田君から委員外議員として発言を許されたいとの申し出がありました。これを許可することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(湯山勇君) ちょっと速記を

のような御答弁があるものと理解をするのでありますが、その通りかどうか、重ねて（一つ）御答弁願います。

○国務大臣（松永東君） 吉田さんのお話ですが、これは話し合いでいくことができないので、そうして物別れになったと、こういうことを承わってお

員会と教育長とそれから日教組あるいは現場の学校の先生たち、いわゆる教育を担当してゐる側と教育の行政をやる側とが平行線になってゐるから、これはどうしても話し合ひの余地がないというのが文部大臣並びに岸総理とのその間からの返事なんです。ところが、そのために文部省というものが、文教当局というものがあるのです。その二つの平行線のその上にもう一つ高い段階に日本の文教行政の責任を負つ

○國務大臣(松永東君) ああしろ、こ
うしろと御下命ありまして、その通
り私がやれるものじゃございません。
御承知の通り、なるほど私の方は文部
省です。文部大臣です。しかしながら
今、竹中さんも仰せられた通り、お前
さんの方ではちゃんと指導権を持つて
おるから、それでその上におるんだか
ら、びしゃっと平行線はおさまりがつ
くんじやないかというお話、そのくら
い文部省が権力を持つておればわけな

はり何らかの方法がなかるうかということが考えられておるわけなのであって、東京都のせっぱ詰まったこの情勢における回避の仕方というものが非常に影響を及ぼすことを、一つぜひお考えをいただいた、指導助言の最も効果がかかるような処置をぜひとも私たちは要望申し上げたいわけなんです。ぜひ一つ十分なる御努力をお願いをしたいということを私としてもお願いするわけなんです。

とめて。

〔速記中止〕

○委員長(湯山勇君) 速記を始めて。
○委員外議員(吉田法晴君) 今の岡君
あるいは同僚議員から御質問でござい
ました点ですが、文部大臣はあ
るいは降、混乱が起らぬように、ある
いは激突が起らぬように、文部大臣の
持つておる指導助言の権限を使いた
い、こういうお話、そういたします
と、これは岡君の言います激突でな

ります。これは、私の聞くところによると、どうしても話し合いがつかなくなつたというのを聞いております。そこでこれを、いま一べん一つ、教育長あたりに聞いてみて、相談させて頂いて、そうしてどういうふうになっておるかという事情を承つた上で善処したいということ、さつきから申し上げておる通りであります。

それから後段のお話の、委員会が一方的に押しつけて、そしていくより

ておる文部省があるのです。だから、文部省自身は平行線であるから仕方がない、それでその中のAが二十三日と決定したのだからそれはもう仕方がない、こつちからは助言しても仕方がない、こういう考え方はそれは文政当局としては、無責任だと思ふのです。その混亂の起きそうな、すでに非常な非劇が起つておる。これをすら日本の文の教行政の最高の責任者が見て見ないふりをして、平行線だから仕方がない、

いことです。ところが、指導助言といふのはそれほどの権力じゃありません。ですから、指導助言をやってみて何にもならぬ指導助言をやっても仕方ありません。今日までの情勢をよく本島教育長あたりから聞いて、確かめて、そして適切な措置をとってみたい、ということに考えております。

○松永忠二君　今の問題については、特に東京都のこの問題に対する文部大臣の善処の仕方、こういうものが実は

○國務大臣(松永東君) 皆さんの異口同音の御主張は私も同感であります。何とかしてこういう問題をスムーズにいくように解決せねければならぬ。事は教育の問題であり、事は児童の利益に関する問題であります。ですから先に、何かと善処しようと考えております。さればということで、ここで岡さんの言われる通り、それじゃこうせい、そうせいとおっしゃってみたって、そうはなかなかこれはいけるかどうか疑問

くって話し合いという方法を含んで、激突あるいは混乱を起さないように努力したい、こういう意味に解釈してよろしゅうございますか。

それからもう一つ、第二点は、事教育の問題に関して、道徳教育の問題についても、あるいは勤労問題についても、教育委員会の権限の問題であるけれども、何でもかんでも、教育委員会が、一方的に方針をきめて押しつける、こういうことではないとは自分は考

も、みんなの納得の上でやっていく方がよろしいじゃないか、これはその通りです。民主主義に徹していかなきゃならぬということも承知しております。しかしながら、そのうちに一人ひとりの人々の反対のあること、これは当然やむを得ないことだと思います。ですから、すべては、やはり民主主義に徹して仕事をやっていくことが、これは最も

激突させるよりほかない、こういうふうな判断に立つておると解釈していいのですか。

○国務大臣(松永東君) 先ほど来、だ、だから繰り返して言っているじゃありませんか。何となく激突のないように円満におさまるようにしたい、ということ、を、今日までも努力をしてきたが、その努力をまだ続けていきたい、こういうふうには私は覚悟いたしております。

各都道府県に非常に影響があるわけですから。ともかくこういう事態のこういう收拾の仕方というものを相互にやはり考えていくべき問題があるということについて、そういう機会を与える非常にいい機会だと私は思うのです。従ってぜひ一つ、この問題については、先ほど岡委員から具体的にこの問題についてある程度御答弁もいただきましたと思うって努力をされておるよう

なんです。ですから、とにかくいすれにせよ相当に良識に富んだ、教育行政のこゝとををかみ分けたそれぞれの人々が、あるいは日教組の方もあるいは教
育委員会の方も教育長の方も、そうし
た考え、われわれと大して違う考え方
じゃないと思う、そういう考え方に基
いて今日まで折衝してきておられるよ
うですから、松永委員仰せの通り、で
きるだけの努力を一つやってみたいと

え、これは、教育委員会が、あるいは教職員に教育活動を求めるにしている、これは、憲法なりあるいは教育基本法なり、民主的な教育制度の建前に従ってやるべきであって、それには教職員の納得と協力の上にしか実施はできない。従って教育委員会の一方面的に押しつけて、混乱を起し、あるいは激突を起すような事態は避けたいと、こういう意向も含んで、大臣としては今

好ましいことである。またそうせなければならぬことだと、こう考えております。

○委員外議員（古田法晴君） 納得の上になしに協力が求められぬ、あるいは民主的な教育は、教育を担当しております教職員の納得と力の協力のの上にしかできない、こういう点をお認めになるならば、勤評問題についても、それから一則に問題にいたしました道徳教育の問題に

題にしても、これは教職員の納得と協力を求めなければならない、その納得と協力が求められないで、一方的にやろう、こういうことを勤務問題については東京都の教育委員会その他やろうとしておる。そこで問題が起つてい

る。で、あなた、話し合いができないと、こういう状態だと、新聞で承知しておるとおっしゃるけれども、たとえば四月一日から四月一日から実施しようという問題も、これは話し合いでもって、入学式当初の激突というものは避けられた。これは、やはり話し合いをしなれば納得と協力とは得られません。そうすると、これは、ここで

話しなさいとは申し上げませんけれども、あなたが、実情を聞いて、激突を避け話し合いをする、あるいは話し合いをさせる以外にはないのじゃないでしょうか。だから、あなたの言われる納得と協力の上に民主的な教育行政をやつていきたいというならば、教育を担当している教職員の納得とやはり協力

が得られなければならない、民主的に実際には進めぬでしょう。その事態が、現実的に進めぬと、あるいは混乱を避けたいというならば、これは何らかの形において、話し合いをする以外にない。だからして話し合いをさせない、あるいは話し合いをさせないということを申し上げる。その通りにいたしますと

いうことはできないかもしれないけれども、しかし何らかの形に話し合いをしなれば、納得が得られなければ、これは話し合いをする以外にない。そういうことを含んで事態の激突なり混乱を避けたい、こういうことに

なるのではなからうかと思うのです。が、重ねて一つ伺いたいします。

○国務大臣(松永東君) どういうふうな方法をとるかということは、本島教育長そのほか関係者と会つてみて、今日までのいきさつ、それをよく承わつた上、善処したいと存じますが、私は

吉田さんの仰せられるように、この問題は一体そんなむずかしい問題と、私は考えていないのです。一体その勤務評定の問題でも、道徳教育の強化の問題でも、何も目にかど立てて、はち巻

ねじ上げて、わんざわんざ、闘争とか何とかいう言葉で、激突するという問題とは私は考えておらない。従つてどういう方法をとるかとは別といたしまして、きょう本島教育長あたりとも会い

まして、そうして一つ善処してみたいと、そのやり方については、またどういふふうな方法をとるかということでは、今日までの経過等についても判断をいたしまして、善処したいというふうに考えております。

○委員外議員(吉田法晴君) むずかしい問題じゃない、簡単な問題だと、こ

うおっしゃるけれども、しかし全国の教職員のほとんど全部と申し上げてい

いほど、まあ、あなたにすれば、一部賛成があるということは言われるかも知れませんが、教職員なら教職員のほとんど全部に近しいものが、勤務問題について反対

している。あるいは道徳教育の問題について反対をしている。これは御存じでしょう。それから、あるいは教育関係の学者の中でも、これについては反対

している、あるいは疑義があるという

ことを申し上げているのも、これも御存じありませんか。問題がないとい

う工合にあなたはお考えになつて

のですか。教職員全部がこれを実施を

することに賛成をされている、納

得をされている、そうして納得の上に協

力をしようという工合にお考えになつ

ておりますか。それとも反対を

している、あるいは教育関係の学者に

して、あるいは教育関係の学者に

して、あるいは教育関係の学者に

して、あるいは教育関係の学者に

して、あるいは教育関係の学者に

して、あるいは教育関係の学者に

が、これは五項目にわたった教育委員会に對する要請でございますが、これは資料を要求しておいたが、きょう出ておりませんが、これを見ますと、みんな強硬に措置をせよとか、厳正な措置をとるとか、服務条件を乱したとき

はこうだとか、二十三日には教員の集会の場所、それから何時に始めた、こういうようなことまで一々こまかい項目をあげて非常にむしろ強圧的な御通知がいつているようであります。こういう通知がいつている矢先でありますから、これは文部大臣、よほど御決意をくだされませんと、このあすの事態を回避するということは、しかく困難ではないかと思ひます。大臣にきょうは心からお願ひしたいのですが、それについて質問いたしません。心からお願ひしたいことは、あすの混乱の事態をどうか一つ回避させていただきたいという、ただこの一言に尽きるわけですね。御承知のように、尾崎先生が教育庁の前で切たる遺書を持って自殺をはかられた事件が朝日新聞、読売新聞で報道された。私も何ともいえない氣持になりました。この問題については、あとで時間をちょうだいして私もまた当局、各方面から御意見を聞きたいのですが、これは長谷川都教組の委員長にあてられた遺書、ここにはこういうふう書いてあるのです。

「長谷川さん、考え方によれば、闘争の手段に生命をもてあそぶように、甚しく卑劣な行為のようにも思われまふ。その次「しかし、時の流れのテンポがあまりにも早く、権力の力があまりにも大きく、大衆は真実を知ることあまりにも遠い場合には、このような非常手段をとること

もやむを得ないのではないでしようか。」

こういうふうですね、非常な決意をもつて、あまりにもテンポが早過ぎる、自分としてはもう訴える手段もない、自分の命をかけて、これはこういう事態を回避して、最後まで話し合いをしたいという氣持が切々として述べられているのです。私はこの先生の問題については一つの問題としてではなくて、すべての方々が今こういう切ない氣持を持っているということ、たとえ文部省の内藤さんがどのような御通達をお出しになろうとも、御指導をお出しになろうとも、それは文部省の権限において自由だと思ひます。しかし文部省の権限は、こういう困難な事態を何とかして食い止めるというやうな私は使命を持っているのじやないかと思ひます。いろいろの通達の出たとともに、大臣が今東京都に行かれましてこの事態を回避なさろうとすることはいさく困難で勇氣を要するのです。勇氣が要すると思ひますけれども、どうかこの二十三日に不測の事態が起つて、つまらないことで犠牲者が出たり、またこうした命をかけた先生の氣持というものが無視されることがあったならば、おそらく私は今後いろいろな意味での歴史に悪影響を持つものじやないか。私はきょうお願ひする、どうかあすのこの事態をあなたの決意で回避することができるよう、勇氣を持って一つ御善処願ひたい。これはもう繰り返して申し上げる以外にない。きょうはお願ひします。

○國務大臣(松永東君) 高田委員のお氣持と私の氣持も変りやしないのです。何とかしてこの起きないよ

うに善処したいというふうに苦慮しておる。私はです、大体この職についてから、ここは思つたのはそう大してないのです。あなた方に猛烈な質問をしていただいても、私は何とかかんとか、これはまあ思ひの通り動いてきているのですけれども大したことはないのです。しかしあすの事態については、これは何とかして一つ激突とかないと一生懸命なんです。ですから、実はきょうもこれからすぐ、おしやる通り私はこの委員会が済めば一つ飛び出して行つて、今日までの経緯や何や聞

いて、そして万全の策をとりたいと思ひます。ただその万全の策というのは、吉田さんと岡さんあたりが言われる通り、それじゃ一つこうするのがいいじやないかとおしやるけれども、その通りにはいかない。(話し合ひして)と呼ぶ者あり)話し合ひの通りにするかどうかということ、よく私が実情を調査した上で効果があるかないかというふうなことも何も考えなければなりません。そして今日までのいきさつもよく一つ調べた上でなければできない、その上で一つ何とか善処してみたいと思ひます。

○高田なほ子君 お氣持はよくわかりました。ただもう一度私が発言を求めたのは、大臣のそういう御決意というものは、容易ならざる段階に立つておるので、ほんとうにこれは勇氣を持ててやっていたかなければならない。このためには教育長の御意見を聞くのには、よほど慎重に御意見を聞いてもらわなければならぬわけですね。なぜならば、今日までの文部省は強硬にこれを実施するように指導してきた。何

でもかんでも実施するように指導してきたんです。時に犠牲者は出てきてもかまわないというふうな態度で指導してこられたのです。こういう指導のその結果に、大臣が行つて、この指導は誤りだったということはおそろしく言えな

いと思ひます。でありますから、今日の経過もあることでありますから、よほどこの点をお含みになつて、ほんとうに明日の事態が回避されるように責任を持ってやつていただきたい。私は歴代の文部大臣の中で、おせじではありませんが、松永文部大臣を非常に尊敬をしている。けれども、大臣に欠けたところは、やはり私は最後の決断じやないかと思ひます。政党に所属してられる大臣としてはやはりその政党の政策に従わなければならぬこと

もあると思ひます。けれども、わが国の歴代の文教行政の中で教育の民主化のために命をかけた文部大臣がおります。かくとも下部末端の善良な優秀な教師が死をもつてこの勤務評定の強行実施に對して抗議をしているときに、教育行政の任に当たられる文部大臣も当然政務所屬という立場はあられるかもしれないけれども、あなたの良識とあなたの決断にかけて明日の紛争を最後まで回避できるように責任を持つて御善処願ひたい。このことは私の心からのお願いです。

○委員外議員(吉田法晴君) これは死を決定して、そして発見されたときにはすでに九死をされておつて、医者にしてももう九分通りは助からないだろうと診断をされた人ですから、遺書はこれはほんとうに死をかけた遺書です。問題が、教育行政に關します問題を文部大臣が見ておられぬというやうなことは、大へん私は残念に思ひます。でも、まあ読んでおられなければ仕方がございせんから、私がかわつて、全部ではございせんが、その大事な点を読み上げます。

木下教育委員長あての遺書の中にこういう言葉があります。「尊敬している人に失望したとき人間がこんなにもろくなるものか驚いています」、こういう言葉があります。

それから「私たち現場の教師がこぞって反対し、かつての同僚同士であつた全国の学者グループが民主主義教育の破壊であると主張している道徳教育を特設し、あれほど教育界を混乱させた勤務評定を押しつけて教師の自由を奪おうとされるとは私たちのたがが考えたであらうか」、こう書いてあります。

それからこれは、あなたの自由民権以来政界人として戦つてこられた良心に訴えて、こゝを読み上げますが、「私はまだ幼かつたのですが、昭和七、八年ころから、子供のことも言われるままに戦勝に拍手しながらも、何かわからないままに学校が次第に不自由の雰囲気包まれていくことに言ひしれぬ不安にかられたことを覚えています。今私は教職の場にあつて、それが何であつたかひし

ひしと感じていますが、あなたはそれ以前から教育の歴史としてもっとはつきりと知っていらつしやるはずで、教育学者が学問の節操も、同僚の忠告も、後輩の期待もふりすてて政治権力に屈従してこれが道義にかなうと言えてでしょうか。教員たちの教育的良心を政治権力に売り渡してそれが教育愛と言えてでしょうか。、こう書いてある。

長谷川委員長にあてた遺書を見ましても、人の死なんとするやその言よしと言われますが、純粹に教育のことを心配をしておつたの満州事変前後からの教育行政の失敗を再び繰り返してはならぬという真剣な気持ちがここに現われております。

自由民権以来政界人として戦つてこられた文部大臣がかつての戦前の文部行政のような失敗を再び繰り返してはならぬというお気持はおありになるだろうと思う。私はあなたのおおりにあることを知っているがゆえにお尋ねをする。多少文部行政に、あるいは文部官僚に引きずられることもありましよう。ありましようが、かつての間違ひを再び繰り返してはならぬために、文部大臣松永東氏となされなければならぬことがあるだろうと思う。それをあなたの良心に訴えてお願いをしていくわけでありますが、この尾崎教諭の死をかけた教育長あての抗議あるいは勸評、道徳教育についての一方的な教育行政を阻止したい、こういう心情に対してどういう工合におこたえになるか、明確にここで御答弁願いたい。

○國務大臣(松永東君) 私は実は、尾

崎先生のこうしたせつば詰まつたと申しますか、行動に出られたことを新聞で見て実は驚いた。御指摘になりました通り、この先生の遺書あたりに切切の情が訴えられておる。しかしながら、私もはまだよく実情を判断するだけの資料を持っておりませんが、新聞紙上で拝見しまして、一応うなずけることは、まことにこの先生は純真な生一本な先生である。従つて一方的ないろいろな宣伝といひますか、いろいろな主張といひますか、そういう問題に多少、多少誤まつた考え方を持つておられていたのではなからうかというふうに考えておる。よく勤務評定の問題をそしやくしてもらえば、決してこうしたせつば詰まつたような考え方を起されるはずがないと思う。

しかしながら、一歩退いて考えてみますと、私もこの主眼がまだ徹底してないうらみもあると思ひます。(「そう、そこだ」と叫ぶ者あり)であります。この点についてはわれわれも少し主張を徹底させる方法が足らなかつたといふことは痛感いたしております。しかし、いづれにいたしましても、こうした問題が今後も起きないやうに、さらに明日に迫つておる問題を円満に一つスムーズに、いろいろ問題が起きないやうに解決したいと、一つ努力してみたいと考えております。

○委員長(湯山勇君) なお申し上げます。法務省人権擁護局長と警察庁警務局長が見えております。

○委員外議員(吉田法晴君) 文部大臣に質問をしておりますので、その質問はちよつとあとにしたいだきたいと思ひますが、説明が足りなかつた云々

というお話ですけれども、民主主義の場合、子供に対してさえその人格を認め、そしてその持つておりますものを育てるといふのが民主的な教育、先生がこれだけの、とにかく死にかけて真剣に考え、そしてあるいはこういう方法をとるといふことは、生命をもてあそぶやうにも考えられるけれども、自分でも反省しながらはかに方法がないとしてこれだけの訴えをしようといひ、説明が足りなかつたといひ、あるいは一部のとにかく話だけを聞いてい

る——それは尾崎先生に対する冒瀆です。小くともその点については学校の先生なり何なりというものに対して、尾崎先生についても、あなたは十分な人格の尊重というか、こういうものがなにかだと思ふ。その点を私は残念に思ひますが、りっぱな人格者として、それぞれの教育者に納得とそうして協力の上においてこそ初めて文部行政ができることさつきおっしゃつた。それならば人格あるいは意見について、十分な尊敬を払つて御発言を私は願ひたいと思ふのです。その点はあなたの足らぬところ、欠けておるところだと思ふ。私はあなたの答弁の中で、話し合ひと納得の上にご初めて協力を得られるのだといふ点は、あなたのほんとうのこれは民主主義者としての、あるいは民権のために戦つて来られた過去の半生の中から出てくる大へんいい点だと私は思ふのです。それを文部官僚に引きずられることなしに、私は生かしてもらいたい。このことをお願いをしておるのであります。そうすると、先ほど高田さんが引き合ひに出しましたけれども、四月十二日付で

初中局長の名前で各都道府県の教育委員会あてに出した「教職員の服務等について」という文書、これが、もしこの問題について教職員が何というか非違をやつたらこれを弾圧するぞ、こういういわば弾圧政策で臨んでおられるのではないかと、これは誤解かもしれないが、私はそう思う。そうすると、あなたは、さっきのお話からいへば、一方的にとにかく押しつけて民主主義的な文部行政はできるものでもないと思へられるならば、この通牒の中には、そういう弾圧政策、こういうものはないのだ、こう私は御答弁になるのだらうと思ふのですが、いかがでしょうか。二つお尋ねをいたします。

○國務大臣(松永東君) たしか前段は、尾崎先生の行動に対して、死をもつて抗争するといふ純真な先生の氣持をもう少し高く評価するのが当然じゃないかという意味だと思ふ。これはごもっともです。しかし、であればこそ、私はつけ加えておいたのは、われわれの意見を、それをよく徹底してもらふやうに説明して、そうして皆さんの御納得を得るやうにしなければ、そのやり方がまだ足らなかつたといふことを私は申し上げた。決してこうしたせつば詰まつた考えを起して、一命をなげうつても抗争しようという決心をせられた尾崎先生のその氣持、その人格を冒瀆しようといふやうな考えは寸毫も持つておりません。でありますから、そうしたわれわれの主張をやはり徹底させることが足らなかつたといふふうに私もは考えておる。

さらに後段の問題、これは文部省から出しました通達でございますが、それが、この通達を強圧するために、弾圧するためにやつたんじゃないかといふやうなお話のようでございます。これは全然そういうことはございません。混乱を未然に防ぐために、そうしてわれわれに与えられた権限の範囲内において、スムーズに円満に解決ができるやうな方法としてやつていくことにすぎないので、御了承いただきたいと思ひます。

○委員長(湯山勇君) ちよつと速記をやめて。

〔速記中止〕

○委員長(湯山勇君) 速記をつけて。

○委員外議員(吉田法晴君) 前段の点については、あるいは尾崎先生の人格なり、あるいは意見といふものについては、もっと尊重をして、そして何か一部の人の意見でこういうことをいつておられるというお話ですから、そういう人を冒瀆するやうなことを言うべきではないといふことを申し上げたのですが、十分人格を尊重し、意見も尊重するといふことですから、それならば、あとわれわれの意見といわれましかれども、教育委員会の意見と、それから尾崎さんと申しますか、教職員の実際に担当している者との意見の調整を、納得がいくやうな話し合ひをするべきだといふ点を強調したのである。あとの点は、これはお読みになつていかうか知りませんが、あるいは開催開始時期とか、参加人員とか、集合開始時間とか、授業時間及び勤務時間の変更をした学校数その他の特記事項を、昭和三十三年四月二十三日正午までに電話で報告せよ。それから一番しまいに、いま一つ、「服務規律をみだし、非違を犯かすものに対して

は、厳正な措置を講じられたいこと。こ
う書いてあるのですが、それは御存
じかどうか知りませんが、さつきから
のあなたの意図からするならば、われ
われは、文部省としてだんびらを振り
かざして弾圧政策で臨んでいるもので
はない、こういう言明とはこの文章は
少くともこれは違ひがある。そこで文
部大臣としては、どういうつもりで
られるのか、さっきの混乱を避けた
い、あるいは激突を避けたい、そのた
めに努力したいということならば、こ
の通牒は私の意思ではない、こういう
ことになるのだらうと思うのですが、
その点はどうか、お伺いしておきま
す。

○国務大臣(松永東君) 仰せの通り、
いろいろ混乱を避けたためにこうし
た通牒、通報を出したのです。決して
弾圧しようとか何とかいう考えではな
いのです。許された範囲内において通
報を出した、こういうことに御了承お
きを願いたい。

○大和与一君 大臣が今から教育長に
お会いになると思うのですが、指導助
言とえらいさつきから言っているけれ
ども、これは局長以下がその言葉にと
らわれて点数を上げていこう、こうい
う指導助言はあっていいと思う。大臣
は言葉にとらわれなくて、やはり大乗
的に全体的立場から、すべて問題の
紛争があつた場合には解決する、こう
いうお立場になつてもらわなければい
かぬと思う。そこで、さつき気になる
ことをおっしゃつたのは、おれの方で
は今度の勤務評定なんというものは大
したことはない、その問題でないと思
つてゐるのだ、こういうお話があり
ました。これは今までは思つていても

いい、僕らは悪いと思つけれども、
思つておつたのはしょうがない。しか
し、今から会おうというときに、そう
いうことにとらわれて会つても話にな
らぬ。やはり反対の方も十分あるのだ
から、そういうことにとらわれな
い、十分すなおな気持ちで聞いてもら
う、しかも、現実には自殺未遂というよ
うな問題が起つてゐるのだ、いやおう
なしに、よくても悪くても起つてゐる
のだから、あなたが幾らそう思つたつ
て、教職員五十万の集団はそれは違
う、どうしてもわれわれの手かせ足か
せだというふうに考へてゐるのが事実
なんだから、そのためにこういう問題
が起つて、混乱はまさに起つてゐる
し、起ろうとしてゐるから、そのこと
をよく考へてもらわなければいかぬと
思う。

それから本島教育長の、けさの新聞
を見ると、この尾崎先生のことにつ
いて、あれは何か政治的な圧力を加えら
れたからやつたというふうに出てあ
るから、そんなものは問題でない、こ
ういう放言を新聞記者にしています。
これもけしからぬことである、こうい
う考へを持つてゐる。大臣が今おつ
しやつたことはちよつと気になるのだ
けれども、こんなものは大したことはな
い、そう思つてゐるというところとな
がつてゐるような感じを持つことから心
配なんです。ですから、大臣もそういう
お気持ちを捨てて、ほんとうにやはり国
民の中にも反対がある。特に受ける方
の側の教職員団体五十万の人が、もち
ろんその中には若干の反対はありま
す。あるけれども、民主主義の原則に
のつとめて、民主的多数決の原則に
従つて、そうしてきめて、きちんと整

然と統制した形で意見は出ている。こ
れは国会と同じです。何も否定できな
い。そうなる、そのことをよくお考
えになつて、きょうの問題に対処す
る、こういう態度をとつてもらふこと
と、本島教育長を啓蒙してもらつて、
そういう前提条件、そういう腹がまえ
を養つてもらつて、これもすなおに
なつて話をしてもらわなければ話にな
らぬと思うわけです。

第二の点は、本島教育長が一月以
上にもわたつて、文教委員会から参考
人として呼んだのに来ないということ
は、これは証人であつた参考人であれ、
いやしくも教育者でしよう。そのいや
しくも、特に教育者である本島君が
一カ月も来ないということ、大臣と
してどう考へになるが、いいと思
うか、はつきり言つて下さい。

○国務大臣(松永東君) 前段に御主張
になりました点につきましては、仰せ
の通り、すべていろいろ頭に構想を置
かないで、白紙になつて本島君と話し
合つてみて、そして実情を聞いてみる
というつもりであります。

それから後段の問題は、参考人でこ
ざいますが、これは参考人問題は、私
はうわさには聞いておつたのですけれ
ども、ここに呼ばれる、呼ぶように
なつておるとかいうようなことは聞い
ておるのですけれども、いついっかこ
うなつたとか、お受けしたとかいうこ
とは実はよく知つておりません。従つ
て参考人の問題は、これはどうも喚問
を受けたら、何か支障なくして欠席す
るとか、出て来ないとかいうことはこ
れは不都合だと思ひます。やはりこ
うした文教委員会から御招集があれば出
てきてお尋ねに應ずるといふことは当

然だと思ひます。

○大和与一君 あすを控えたきょうの
段階で、私も労働運動に若干関係して
おつたのですけれども、そういう問題
のときでも、最後には関係大臣なりあ
るいは総理大臣が、ほんとうに国全
体、国民全体のことを心配して誠意を
示して下さつて解決をしたことが何べ
んもあるわけです。私はやはりこの期
に及んでは文教委員会のこの気持を十
分おくみ取りたいので、大臣にあら
ずしてはこの解決ができないというふ
うに思ふのですが、あなたはどうか
さつきから聞いておると、そんなこと
を言つたつて、今までさんざん一生懸
命やつてうまいかぬのだから、これ
はなかなかうまいかぬというふう
に首をかしげておるけれども、もつ
としゃんとして、大臣が解決のめどを決
定力を持つておるといふふうな期待を
持つてお願ひをしますから、ぜひ一つ
そういう気持で明日の問題は解決す
る、こういう前提に立つてお話をいた
だきたいと思ひます。

○国務大臣(松永東君) とにかく繰り
返し申し上げる通りやつてみます。ど
うなりますかわかりませんが、けさ
とにかくやつてみます。

○竹中勝男君 閣連と議事進行に関し
てですが、私どもは大きな期待を大臣
の決意にかけます。文教委員会はもと
よりですが、社会党の文教委員は非常
な重大な関心を持つて大臣のこれから
の、この時間以後のこの問題の解決に
対する責任ある行動を注視いたしてお
ります。場合によってはこの委員会
は休憩して、さらに続行したいと私ども
社会党の委員は考へております。
それでもう一つ申し上げたいこと

は、昨日から新宿の安定所のニコヨン
を動員して、自民党がビラ張りをして
おります。毛利小学校の前にも大きな
のが張つてあります。私は自分で見
たことはないのですけれども、刻々に報
告を受けております。これを政治の政
争の中に持ち込まうというふうな自民
党の動きが見られておりますが、この
点についても十分大臣が事実を知つて
警戒して、政治の政争の具に使わな
いようにしていただきたいと思ひます。

これにあわせて、私は死をもつて抗
議する現場の教師が現われてきたとい
う事実は、日本の教育史において実に
重大な意味を持つてゐると思ひます。
これは、どこかに勤務評定を無理に力
をもつて強行する形が現われてきたか
ら、もはや何とも仕方がないというこ
ろに追い詰められた日本五十万の教
職員の気持を現わすものだと思ひま
す。こういうような印象を与えた内藤
局長の責任を私は追及したいと思
ひます。この点も、はつきり記録に
とどめておきたい。

○岡三郎君 議事進行。今、竹中理事
の方から話があつた通り、明日の問題
として今いろいろの討議の中から、文
部大臣も善処したい、こういうふう
にお話があつたわけで、これをすなおに
受けて、暫時委員会を休憩して、そ
ういう事態について、なお法案関係もあ
りますので、委員長理事打ち合せを休
憩中に適當な時間に開いてもらつて、
自後の進行についてお諮り願ひたい。
これが一番暫定的にはよろしいかと思
うのです。何時に始めるといつても、
今のような時間的な問題もあつて、こ
の問題、はしるわけですが、ポイン
トは、明日の紛争を回避していき

い、こういう熱意あふるところの要請に対する大臣の善処の回答ですから、一応そういう点を見守りつつ、法案審議の方についてもやはり具体的に話し合いをしてもらいたい。大体これは午前中に話ができているわけですから、その時間的な繰り合せだけをやっていただければいいと思います。そういうふうな点で、一時暫時休憩してもらいたいと思います。

○国務大臣(松永東君) ただいま岡さんのお話でございますが、私は、もちろんこの委員会の御用が済めば、すぐに飛び出して会いに行きます。しかし、こういう非常に本島さんも忙しいときだろうと察するのです。こんなとき、すぐにおられるか、すぐ会えるか、そうして話がそう簡単に済むか。これはなかなか私は時間をお約束して、何時に帰ってきて報告いたしますと何かというお約束は、これは至難です。しかし、私はこれからすぐ飛び出していくことにしたいと思います。

○岡三郎君 その点は、自後の進行については今言った文部大臣の方のそういう事情もあると思うのです。すなわちに解釈して、ですから、その点についてはいろいろと連絡をとられて、まさか文部大臣が行かれるのにまた腹が痛いか、逃げるとかいうことではないと思うので、その点は順当に連絡をして進められて、再開その他については、時間の問題でありますから、そういう点は、委員長理事の方で打ち合せをして、だいぶ時間がかかるようなら大臣の出席でなくて文部政務次官でも来ていただいて、法案の進行をはかる、こういうふうな方途もありますので、そ

ういう点については一任したいと思いたすので、われわれは固執いたしておりません。ただ、誠意を持って相互にこういう問題については解決していきたい、法案を上げる点についてはやっいていきたい、こう考えておりますので、そういう取り計らいを願いたいと思います。

○委員長(湯山勇君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(湯山勇君) 速記をつけて。

午後一時三十分休憩

午後二時五十分開会

○委員長(湯山勇君) これより委員会を再開いたします。

この際委員の異動について御報告いたします。本日、岡三郎君が辞任され、補欠として吉田法晴君が選任されました。

○委員長(湯山勇君) 休憩中の委員長及び理事打合せにおきまして、今後の日程について協議を行いました結果、まず義務教育費国庫負担法等の一部を改正する法律案及び公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案について採決まで行い、次に文部大臣が委員会に出席される運びになれば、午前中の質疑を継続することとしたし、そのあとで残りの二法案を審議することに意見の一致を見ました。以上の通り取り運ぶことに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(湯山勇君) 御異議ないと認

義務教育国庫負担法等の一部を改正

する法律案を議題といたします。質疑のある方は順次御発言願います。

○松永忠二君 一つお尋ねいたしますが、この教材費が今度小学校が九十円が百円になり、中学校が百三十五円が百五十円になる、そういう改正の法律が提案されているわけですが、教材費というものは、大体適正額をどういうふうに考えておられるのか。父兄負担等の現在の関係から考えて、そういう考え方について政務次官のお考えを聞きたいと思うのですが。

○政府委員(白井一君) 教材費におきまして適正な額ということとは、私正確には正直に申し上げて存じないのでありますが、まあ結局各学校におきましてある程度は自主的に行われており、その土地柄等により、また学校によって違ふものでありまして、まあ画一的に幾らということには考えていないものと、こう考えるのであります。

○松永忠二君 やはり教材費の国庫負担を考えていくということになると、現在の教材費が、どの程度一休学校において父兄が負担をしているかというようなことを考えて、その負担に基いて国のいわゆる教材費負担というものを考えていかなければいけないと思うわけでありまして。そういうことから、初めて父兄負担の軽減というようなものが考えられていくと思うのですが、そういう意味で言うと、この政令の内容容並びに小学校百円というように実施をしていくかと考えておられるわけでありまして、予算の要求は二百三十円というように聞いておられるわけでありまして。そういうようなことを考えてみましたときに、大体現在の状態では、教

材費としてはどの程度の予算が盛りれるということが適正であるか、また望ましいことだというふうに考えておられるのか、一応の目標というものがあればいいと思うわけですが。そういう意味のことを私は聞いておるので、大体そういう内容についてどういうふうに考えられておられるのか伺いたいと思います。

○政府委員(内藤三郎君) 今までのPTA等で教材費に支出している経費等を合せ考えますと、私どもは教材費として大体百億くらいが必要だろうと考えております。

○松永忠二君 百億というと、大体小学校、中学校について具体的にどのくらいという数字になるのですか。

○政府委員(内藤三郎君) 現在国庫負担で十五億見えております。このたびの法律改正によりまして十五億、合せ三十億でございます。ですから百億と申しますと、約この三倍程度が必要かと思ひます。ただ今のところ、私どもは教材費は全部国と地方で負担するのが望ましいのでございますが、現実にはそう参りませんので、地方財政の交付金の方で考慮いたしております市町村の教育費、この市町村の教育費をできるだけふやすように努力しておりますのでございます。

○松永忠二君 今お話があつて、三倍、十五億に対して、三十億、それが、現在では小学校について一人当たり五百三十八円、中学について七百八十六円というのが普通出ておる数字である。そういうことを比較して考えてみると、今の三倍というものは少し低い程度のものだと思うのですが、やはり

そういうような意味で今度の教材費の政令内容というものは、当初考えたものよりも低い状態であるけれども、相当父兄負担の軽減ということを政府としても政策として考えるという現状では、教材費等については格段の努力が必要であらうと私たちは思うわけで、そこで実は九十円が百円になったというところについては、学校図書館法の関係の費用が算入されておるといふようなわけですが、そうすると、実際にはこの関係の費用が一億九百万というものが前に考えられておったのですが、事実上、一休政令内容として考えておる小学校九十円、中学校百三十五円がどれだけ事実上教材費として上つておるのですか。

○政府委員(内藤三郎君) 総体的に見ますと、大体二割程度でございます。今お示しになりましたように単価を一割上げましたのは、これはすべての学校に行く経費でございますが、別に補正係数の修正をいたしまして、全体としては二割程度の引き上げを考慮いたしたわけでございます。

○松永忠二君 もう一つ、二割というのは、全体の総額が二割も上つたと、事実上……今まで学校図書館法の負担分として考えられておるものが一体幾らあつて、実際の教材費の総額というものはこの幾らに當つておるのか、そこだけを一併詳しく説明して下さい。

○政府委員(内藤三郎君) 教材費につきましましては、従来の単純で計算しますと十二億七千万、そこで学校図書館の振りかえ分が一億九百万、残りの、十五億の残りの一億一千八百万、約一億二千万程度が純増でございます

そういうような意味で今度の教材費の政令内容というものは、当初考えたものよりも低い状態であるけれども、相当父兄負担の軽減ということを政府としても政策として考えるという現状では、教材費等については格段の努力が必要であらうと私たちは思うわけで、そこで実は九十円が百円になったというところについては、学校図書館法の関係の費用が算入されておるといふようなわけですが、そうすると、実際にはこの関係の費用が一億九百万というものが前に考えられておったのですが、事実上、一休政令内容として考えておる小学校九十円、中学校百三十五円がどれだけ事実上教材費として上つておるのですか。

○政府委員(内藤三郎君) 総体的に見ますと、大体二割程度でございます。今お示しになりましたように単価を一割上げましたのは、これはすべての学校に行く経費でございますが、別に補正係数の修正をいたしまして、全体としては二割程度の引き上げを考慮いたしたわけでございます。

○松永忠二君 もう一つ、二割というのは、全体の総額が二割も上つたと、事実上……今まで学校図書館法の負担分として考えられておるものが一体幾らあつて、実際の教材費の総額というものはこの幾らに當つておるのか、そこだけを一併詳しく説明して下さい。

○政府委員(内藤三郎君) 教材費につきましましては、従来の単純で計算しますと十二億七千万、そこで学校図書館の振りかえ分が一億九百万、残りの、十五億の残りの一億一千八百万、約一億二千万程度が純増でございます

そういうような意味で今度の教材費の政令内容というものは、当初考えたものよりも低い状態であるけれども、相当父兄負担の軽減ということを政府としても政策として考えるという現状では、教材費等については格段の努力が必要であらうと私たちは思うわけで、そこで実は九十円が百円になったというところについては、学校図書館法の関係の費用が算入されておるといふようなわけですが、そうすると、実際にはこの関係の費用が一億九百万というものが前に考えられておったのですが、事実上、一休政令内容として考えておる小学校九十円、中学校百三十五円がどれだけ事実上教材費として上つておるのですか。

○政府委員(内藤三郎君) 総体的に見ますと、大体二割程度でございます。今お示しになりましたように単価を一割上げましたのは、これはすべての学校に行く経費でございますが、別に補正係数の修正をいたしまして、全体としては二割程度の引き上げを考慮いたしたわけでございます。

ます。

○松永忠二君 まあ、学校図書館法の関係の負担分を一億九百万円、この中へ入れて、純増一億一千八百万円の教材費の増額ということになったのです。この点については先ほど話の出たように、相当今度はわれわれとして、父兄負担の軽減というところから、教材費について大幅な増額をある程度予想しておいたわけですが、この点については今話しに出てきておるように、少くとも一つ努力をしていただきたい。

そこでもう一つ、一体父兄負担の軽減をはかるというような意味から言うと、今文部省が一番予算化しなければできない一体費目はどこにあるかというふうに考えておられるのか、その点を一つお伺いしたい。

○政府委員(内藤三郎君) 先ほどの父兄負担の軽減の点でございましてけれども、実はこのうち学校図書館法に一億九百万円で、純増一億一千八百万と申しましたが、特に私どもが注意いたしましたのは、従来国庫負担だけでやっておったところが相当多いのであります。このたび地方財政に財源として新しく十五億を付加したわけでございます。ですからこの一億一千八百万のほかは十五億というものが新しくふえた、こういうふうな御理解いただきたいと思ひます。

それからなお、このたびの地方財政の交付税の決定に当りましては、この十五億を含めて約五十億ほど市町村の教育費を充実したのであります。これは主として市町村の教育費が貧弱で、PTAの負担に依存している分が多いので、市町村の教育費を充実するとい

う意味で、教材費の十五億を含めて約五十億程度の財源措置をしたわけでありま。

それから次にお尋ねの何かもう一つあったように記憶しましたけれども……

○松永忠二君 現在で父兄負担を軽減するとすれば、最も国家が負担をしなればできない費目、こういうものはどこにあると今考えられておられるのか。

○政府委員(内藤三郎君) 失礼しました。理科教育の設備費でございまして。これが一つだと思ひます。教材費と理科教育、要するにPTAの負担で一番多くかかっておりますのは、一つは光熱水料等が原因でございまして。これは光熱水料等の学校の維持運営費は、これは原則として市町村が負担すべきものだと考えておりますが、これは市町村の教育費を充実するように交付税の引き上げを、単位費用の引き上げを行いたい。

それからいま一つは、教材費関係でございまして。この教材費関係では今御審議いただいております義務教育の教材費の負担と、もう一つは理科の設備でございまして。理科の設備は、本年度四億六千万円ほど計上しておりますが、この二つの柱を中心に増額して、PTAの負担を軽減したいと考えております。

○松永忠二君 その点は、理科の設備充実ということもあるわけですが、大体父兄負担の内訳というもので、一番多いのは、建築施設の面の内容だと思ひます。それで実際に出てくるのは、給与の補助を負担している面が相当出てきている、こういうふうな意

味で今度法案に出てきて、もうすでに本委員会を通過した施設の国庫負担というものが非常に重要になってくるし、またもう一つの今後審議をしていく教員の定数の確保という問題が、非常に重要なものだというふうに考えるわけでありまして。そういう意味から言うと、われわれとしてはもちろん教材費の増額も考えていかなければならない、特に施設費の充実という点については、やはり父兄負担の軽減の上で、一そうまだ力を入れていくべき重点であるというふうにわれわれは考えるわけなんです。そういう点一歩前進をした形に出てきているわけでありまして、今後格段の努力をしていただきたいと思ひます。

先ほどお話のありました五十億の純増という予算の点については、われわれの勉強も少し足らぬのでわかりませんが、またこまかいことでありますので、後はどお伺いをしたいと思ひます。

○秋山長造君 ちょっと二、三お尋ねしますが、この単価は今まで九十円だった。それがまあ百円になる。だからその単価の点と、それから総額においてはこれは確かに前進ということになるのですね。一応なるのだけれども、ただ三百人という一つの基準があるわけでしょう。だからあれこれ考え

た場合、三百人以上の学校については一応機械的には単価は今までは九十円、今度は百円になるわけだけれども、実際にはその線よりうんと低いんじゃないかと思ひます。これは小規模学校の場合は別ですけれどもね。規模が大きくなるほど実際に支給

されるものはだんだん低くなってくるのじゃないか。その点を考慮して、そして一体、小学校百円、中学校百五十円にした場合、実際に学校に渡る金というのはどのくらいになるのか、単価が。その点。

○政府委員(内藤三郎君) 御指摘のよう、この学校の規模によつて非常に違ひますので、標準規模以下のところはそれ以上になるわけですね。それから標準規模以上に生徒数の多いところは少くなるわけで、全国平均をいたしてみますと、児童一人小学校では六十六円十一銭、中学校では百十八円九十七銭、こういうことになっております。

○秋山長造君 それは今度の新しいこの法律でどうなるのですか。

○政府委員(内藤三郎君) さようでございまして。

○秋山長造君 今まではどうですか。

○政府委員(内藤三郎君) 約二割減でございまして。

○秋山長造君 そうしますとね、まあなるほど今までもこの基準単価に比べて実際は低かったのだから、その低いのが今度の基準単価よりは低いけれども、しかし実際に支給される額を比べれば今度が多くなる。こういうことにはまあ一応なりますけれどもね。しかしこれ何ですか、三百人以上の学校が全国の何割くらいになるか知らぬけれども、まあ大いには三百人以上の学校が多いのじゃないかと思ひます。がね。そうすると、これはなるほど百円ということになった、なったといつてまあ宣伝はするけれども、実際にはそれほどのことは無い。それよりはるかに実際には低い額だということにな

るのでありますが、そういうことのないようにやはり単価百円ならばこの規模のいかににかかわらず百円は必ずいくということに持つていかなければやはり大きい学校ほど損をするということになる。それからもう一つは、小さい学校はそれだけ得をするという、まあ損得ということもないけれども、得をするということになりますわね。ところが、今度のように、二分の一国庫負担というふうにはつきりきまつてきて、半額は地方が持つということになると、今度は逆に小規模学校は今までのままだったら割合この制度の恩恵を受けるけれども、今度はやはり地方負担という面で、小規模学校を持つていくくらない町村は大体財政状況の悪い町村です。そうするとその面から非常に町村負担というものが加重されてきて、なかなかあなたの方の思うように機械的に半額だからこつちが半額出せば当然半額つけてくる。そして倍の効果を上げてくるのだということになりにくいんじゃないですか。

○政府委員(内藤三郎君) お説の点大へんごもつともですが、これは交付税交付金の方でそういうふうになかなえるような財源措置をいたしましたので、私どもはまあ大たいけるのではなからうか。それからもう一つは、どうしてこういうことになったかと申しますと、当初教材費が十九億か二十億近くでございまして、総額で先きにきまつて、あとどういう配分をしたらいいかというところで、配分のときにできるだけ小さい学校に厚くしようということできめたわけでございます。その後予算の節約等がありましてだんだん減つたいきさつがございまして、私どもは

教材費というものの合理的な単価はどれくらいにあるべきか、先ほど申しましたように大体全国で百億程度が一応の規模ではなからうか。そういうことで考えておりますので、同時に理科の設備費と合せて考えまして、一定額はぜひ確保したい。その一定額を確保した中での配分につきましては、やはり小規模学校に有利なような配分がよいと思います。ただ、御指摘のようにあまり差があるのもいかがと思いますけれども、ワタをきめました範囲では小規模学校に有利なような配分基準を立てたいと、かように考えております。

○秋山長造君 もう一度念を押しますかね、そうすると、交付税で十分裏づけは見てあるから、だから町村の財政状態のいかに影響というものは別にならぬと、その点の心配は要らないと、こういうように了解してよろしゅうございませうか。

○政府委員(内藤三郎君) 大体心配ないと考えております。今までは交付税で保障してなかった。今回からはつきりこの負担法と同時に、財源措置もはつきりいたしましたので、一そう心配ないと思ひますし、過去においてもそういう心配は非常にまれでございました。私も一そうこの法律が通りますれば、そういう御心配はなからうかと考えております。

○高田なほ子君 教材費を国の負担十五億、地方が十五億、その他を含めて五十億、こういう御答弁ですが、この二十億は市町村の教育費としてどういう形で組まれているんですか。

○政府委員(内藤三郎君) これは小中学校の教育費というのがございま

す。特に地方交付税交付金の中に、単位費用として小、中学校の教育費がございませう。この小、中学校の教育費の単価を引き上げることによりまして、約五十億程度の財源を増加したのでございませう。

○高田なほ子君 そういたしますとあれですか、教材費十五億組んでありますが、さき御質問にあった通りに純然と増加したというものは一億二千万円純増ですね。純増は一億二千万円。そうすると、一億二千万円を今度小学校、中学校の児童に割り振ると、大体一人当たり四円二十銭くらいになるわけですか、一人当たり。

○政府委員(内藤三郎君) ええ、国庫負担の方は先ほど申しましたように、従来の約二割増しでございませう。それからそのうち、約一割が従来の図書館の経費とお考え下されば残りの一割が純増でございませう。

それから地方負担分はですね、十五億を含めて約五十億程度が純増でございませう。

○高田なほ子君 しかし、国として見るのは大体小、中学校の児童一人当たり平均四円二十銭が、国として増したということになるわけですが、一方ではPTAの負担を軽減するとか、一人当たり四円二十銭の増額では、ある意味ではまだまだPTAの負担を軽減からしめることができないと、そういうふうになつてくると思うのです。それからその次、生徒の実験費というのは一人当たりどのくらい組まれるわけですか。これは教材費の中に入っておるのでしょうか。

すか。

○政府委員(内藤三郎君) この教材費は主として設備関係の費用でございませう。理科につきましては、理科設備として別に約五億ほど計上されておりますので、理科は主としてそれでまかなつていただきたいと思います。まあ小さい消耗品のようなものは、もちろん教材費の中にもつけようでございませうけれども、設備関係の方は、理科の設備費の方からお願いしたいと考えております。

○委員(湯山勇君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員(湯山勇君) 御異議ないと認めます。

これより討論に入ります。御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べ願ひます。なお、修正意見のおありの方は、討論中にお述べ願ひます。

○常岡一郎君 私は、緑風会を代表いたしまして、義務教育費国庫負担法等の一部を改正する法律案に賛成の意を表するものであります。かねてから、義務教育諸学校の教材の不十分なために、非常に父兄の負担などで悩んでおりました問題が、本案によって緩和せられますことは、まことに喜びにたえない次第であります。私は、この法律案に対し、次の修正を付して賛成するものであります。修正案を朗読いたします。

ら施行し、昭和三十三年四月一日から適用する。に改める。

右の修正案に御賛成をお願いいたします。

○委員(湯山勇君) 他に御意見もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員(湯山勇君) 御異議ないと認めます。

これより、義務教育費国庫負担法等の一部を改正する法律案について、採決に入ります。

まず、討論中に取りました常岡君提出の修正案を問題に供します。

案を議題といたします。

まず、政府から提案理由の説明を求めます。

○政府委員(白井一君) 今回政府から提出いたしました公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案につきましては、その提案の理由及び内容の概略を御説明申し上げます。

国民のひとしく受くべき基礎的な教育としての義務教育につきましては、一定の水準が全国的に維持される必要のあることは、あらためて申し上げるまでもないところであります。

しかしながら、現状を見ますに、戦後の学制改革による義務教育の拡充、急激な学齢児童生徒数の増加、さらにはまた近年における地方財政の事情等も影響いたしまして学級編制基準及び教職員定数基準の低下が問題となつておりますことは、まことに遺憾とするところであります。これが改善につきますと、各種の施策の必要なることは申すまでもありませんが、まずその前提として学級編制及び教職員定数の標準を明定することが必要と考えられるのであります。政府が今回この法律案を提出いたしましたのも、これらの標準を明定し、もって義務教育水準の維持向上に資する趣旨にはかならないのであります。

法律案の内容といたしましては、第一に、学級編制の標準を定めたこととあります。現在一学級五十一人以上を収容する学級、いわゆるすし詰め学級は、小、中学校を通じ、総学級数の約三分の一に相当する約十四万学級に上るのであります。これらの学級における教育につきましては、教師に負担

が加わるばかりでなく、児童生徒の指導も困難となるのでありまして、教育効果を向上させる上にいろいろ支障を来たしておるのであります。このような点にかんがみ、学級規模を適正化し、教育効果の向上をはかるため、学校の種類に応じ学級編制の標準を法定するとともに学級編制に関する所要の手續を定めたものであります。

内容の第二は、都道府県ごとの教職員の定数につきまして、その標準を定めたこととあります。すなわち、小学校については学級担任を、中学校については教科担任を建前とし、また算定に当っては主として実学級数を基礎として、都道府県ごとに必要な教職員定数の総枠を定め、教職員配置の適正化をはかることとしたのであります。

内容の第三は経過措置でありまして、以上の標準を一挙に実施することといたしますと、学校施設の整備その他につきまして急激な負担を伴うこととなりますので、標準に達していない都道府県につきましては、児童生徒数の減少、学校施設の整備等の状況を考慮して暫定的な標準を定め、漸次標準に達するよう経過措置を設けることとしたのであります。

なお、別に御審議を願っております地方交付税法の一部を改正する法律案におきましては、この法律によって算定される教職員の定数が基準財政需要額算出の測定単位になっておりますので、教職員給与費に対する国の財源措置につきましては義務教育費国庫負担制度及び地方交付税制度と両々相俟って、一段と整備されることになるのであります。

以上この法律案を提出いたしました理由及びその内容の概略を御説明申し上げました。何とぞ、十分御審議の上、すみやかに御賛成下さるようお願い申し上げます。

○委員長(湯山勇君) 続いて本案の補足説明を求めます。

○政府委員(内藤三郎君) 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案の提案理由につきまして、ただいま文部政務次官から説明がありましたので、私から補足して御説明申し上げます。

まず、第一条はこの法律の目的について、公立の義務教育諸学校に關し、学級規模と教職員の配置の適正化をはかり、義務教育水準の維持向上に資する趣旨を明らかにし、第二条はこの法律における「義務教育諸学校」及び「教職員」について定義をいたしておりますが、この教職員の範囲は、市町村立学校教職員給与負担法第一条に掲げる教職員の範囲と同様であります。

第三条から第六条までは学級編制の標準に関する規定であります。

第三条は、公立の義務教育諸学校の種類に応じ、一学級に編制すべき児童、生徒の数について標準となるべき数を定め、各都道府県ごとのこれらの学校の一学級の児童、生徒数の基準は、この数を標準といたしまして、都道府県の教育委員会が定めることとしたしております。

第四条におきましては、都道府県の教育委員会が学級編制の基準を定めるに当り、法律に定めた標準数に五人を加えた数によろうとする場合には文部大臣の意見を聞かなければならないこととしたいたしました。これは、特別の

事情がない限り標準数をこえて学級編制の基準を定めることを制限したい意図によるものであります。また、具体的な学級編制は、学校の設置者である地方公共団体の教育委員会が行うこととし、市町村立の義務教育諸学校の学級編制については、市町村の教育委員会が、毎学年、都道府県の教育委員会との認可を受けなければならないことといたしております。これは従来の取り扱いとはほぼ同様であります。

なお、この法律に定めました学級編制の標準となるべき数につきましては、は、教育上の見地、学級編制の実態等を考慮して、規定いたしましたのであります。

第七条から第十条までは教職員定数の標準に関する規定であります。

これは各都道府県ごとの公立義務教育諸学校に置くべき教職員の総数すなわち教職員の定数につきまして、小学校、中学校並びに盲学校及びろう学校の小学部及び中学部ごとに、その標準となるべき数を定めたものであります。従いまして、休職者及び女子教育職員の産前産後の休暇中における学校の教育の正常な実施の確保に關する法律第四条の規定によつて臨時的に任用される者は含まないことといたしております。

なお、これらの教職員の定数は、各学校ごとの配置基準または職種別のワケを示したものではありません。各都道府県ごとの置くべき教職員の数数の標準を示したものであります。従つて、各学校ごとの配置は、各都道府県において実情に即して行われるべきものと考へております。

また、各条ごとに定められたこれらの数値につきましては、現在各都道府県で行われております教員配当基準等を考慮して定めたものであります。

次に、第十一条といたしまして、文部大臣は、公立の義務教育諸学校に置かれていたる教職員の総数が教職員定数を著しく下回る都道府県があるときは、あらかじめ、自治庁長官に通知して、教職員の増員について、必要な勧告をすることができるといたしました。これは教職員定数の確保を期する趣旨にはかなりません。

次に附則におきましては、この法律は公布の日から施行することとしたしております。すなわち、学級編制の標準に關しましては、いわゆるすし詰め学級の現況にかんがみ、当分の間、児童生徒数の減少及び学校施設の整備の状況を考慮して、暫定的に標準となるべき数を定め、漸次その改善をはかることといたしました。

また、教職員定数につきましても、公立の小学校または中学校の教職員の現員が標準数に満たない都道府県につきましましては、教職員定数に対する充足の程度及び学級数の増加の状況を考慮して暫定的に標準となるべき数を定め、漸次その充足をはかることといたしました。

なお、公立小学校の学級編制に當り、一学級の児童数が五十五人をこえる学級がある場合には、当分の間、その学級数に一定数を乗じて得た数を加えた数を標準とすることとしたしております。その趣旨は、これらの学級に對しましては、實際上教員数を若干増加して配置する必要があると認められるからであります。

以上がこの法律案の内容の要点であります。

ります。何とぞ、十分御審議の上御賛成下さるようお願い申し上げます。

○委員長(湯山勇君) ちよつと速記をとめて下さい。

(速記中止)

○委員長(湯山勇君) 速記つけて。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次御発言を願います。

○高田なほ子 お尋ねをいたしますが、この法律はすし詰め教育を解消するために政府が非常に努力されたと考えられる法律であります。内容が拝見いたしますと、法案の性格として暫定的な性格を持っているように解釈されますが、その通りの解釈でよろしいですか。

○政府委員(内藤三郎君) 暫定的と申しましても、五十五人になるまでの期間でございまして、やはりある程度、一、二年というわけではございません。

○高田なほ子君 一、二年というわけではない。五年くらいたったならば、大体これは解消できるのだということになって参りますと、この法案の中に示されている、なかつく第四条、第四条あたりは、将来さらに検討をするというふうな考え方をもちになつておられるわけですか。たとえば現在の学校教育法は五十五人、こういうような標準が示されております。けれども、この場合は、認可を受けた場合には五十五人を超えて学級を編制してもいいと、こういう規定があるわけですが、この規定は明らかに学校教育法を下回る条文でありまして、暫定的でなく、これが永久的なものであるというならば、むしろ学校教育法に規定されたものよりも下回るような性格を持つてく

るので、政府の意図とは若干違うのではなかろうか、こういうふうを考えるので、この暫定的な性格を持つものではないかという質問をしているわけです。

○政府委員（内藤譽三郎君） もちろん

法律でございますから、必要な時期が来たら私改正しなければならぬと考えておりますが、現在御承知の通り、学校教育法施行規則で五十人以下を標準とするとなっておりますが、これが施行規則である関係で、どうも——もう一つは、財源措置が十分でないためか、現に五十人以上の学級が十四万学級もあるという状態でございますので、すみやかに十四万学級を解消したい。その間におきまして私どもは一応の目安といたしまして、大体小学校五年くらいを目安にしておるわけで

でございます。しかしながら、この四条の規定もある郡会の一部等におきましては、さらにやむを得ず五十五人を組む場合もあり得るかと思ひます。ですから、五十人以下に全部がなりますれば、御指摘の通り四条は当然改正されてしかるべき規定だと考えております。

○高田なほ子君　この律法では、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律と、こうありますが、これは教職員定数の標準ではなくて、むしろ一応の基準をきめる法律だというように解釈できるのですけれども、第一条の条文中の標準、あるいはまたその他の項目における標準という言葉を基準というふうに読みかえた方が、むしろ法律の性格をはっきりさせるような気がいたしますが、どうしてこれを標準となさったのですか。

○政府委員(内藤馨三郎君) これはまあ言葉の感じでございますけれども、私どもは標準と申しましても、基準と申しましても、中身は同じだと考えております。

○高田なほ子君 標準、基準の問題に

ついでに、中身はまあ同じだと、こういうわけですが、ただ私がこういう質問をする含みというものはどうしてもこの第四条の規定、つまり五十人まで一学級を編制し得る可能性を法律で認める場合は、ときに地方財政等の窮乏の折柄でありますから、悪意ではないにしてもこの条文というものが常時適用されることになりまして、せっかくこの水準を上げるといような性格を持っているものでありますから、この点が心配だから伺っているわけです。

で、あらためまして政務次官にお尋ねしたいことは、この法律は私の今心配するようなことはどうもないのであって、あくまでも義務教育の水準を高め、すし詰め教育を一日も早く解消するという、そういう基本的な性格を持ったものであるというふうに考えますが、その通りですか。

○政府委員（白井莊一君） ただいまの高田委員のお説の通りであります、まあたとえば今暫定か恒久かというお話も、決していわゆる期限を切った暫定という、正確の意味においては暫定ではございませんけれども、一つの理想案を――必ずしもこれが理想である、こういうことではなくて、やはりいろいろ財政等も考慮して、当面のまあこれくらいで一応は一つ水準を向上させよう、こういうことでございますので、決してこの法案で、全部理想で

満足している、かように考えているわけでもございません。また従ってお説教のように、これはいわゆるすし詰め教室、不常学級を解消しよう、そういう方向に進んでいくという方向にある

のでありまして、われわれとしては、

ます当面はこれでやむを得ない、従来よりは確かに前進しておるものである、かように考えております。

○高田なほ子君 この法律自体の示す方向が明確になっておれば、それでいいわけなんです。つまりせんじ詰めて言うくと、現在確保されておるところの教職員、これは少いところはふやす、多いところを削つてその少い方に持つていくというのではなくて、やはり今の法律の性格を踏襲するならば、現在保有している教職員の定数あるいはまた現在の学級編制等については、よい

ものだからといって低く下げるといふようなことは、みじんもこの法律の中で行われるおそれはない、こういうふうには解釈したいのですが、この点いかがですか。

○政府委員(臼井莊一君) これもお説のように、従来標準以下のものを引き上げることが目標でございまして、

て、これ以上の水準にあるところをこの法律が出たために引き下げるということは、この法を提出した真意に反するのであります。従ってなお行政上の指導をもって、地方に対してもそういうことのないよう、また財政的にも地方交付税等においてそういう点は考慮いたす、かようにいたす考えであります。

○高田なほ子君 この点は非常に大切な点で、予算委員会でもただいまの点については十分に論議された点です。

が、もう一度確認する意味でお尋ねをしておきたいのですが、現在の定員が、この法律が出たために上回っている県に対しては、この法律をもとにして基準財政需要額を算定したので、こ

の法律が施行した場合には、これを上

回る県については若干財源的な措置と
 してできなくなってしまう、措置がで
 きなくなる。しかし法律の建前、また
 今の政務次官の御主張の通りに、これ
 を低めるということはやらないとする
 ならば、当然この財源措置については、
 政府としては責任を持って措置して
 いかなければならないと思いますが、この点
 は予算委員会で矢嶋委員の質問に答え
 て次のように答えられておりますから、
 この点を確認しておきたいと思う
 のです。補正予算を組まなければなら
 ないのではないか、その他基準財政需

要領が実際と非常に差がついた場合には、特別交付金で処理するように自治庁と話し合いがつかないと答弁をしておりますが、両大臣からその点明確にしておいていただきたいと、こういう質問に対して郡自治庁長官は、文部大臣が言われた御趣旨と自治庁は同じ意見を持っておりますと、こういうふう

うに答えておるわけですが、この点をもう少し明確に、われわれの疑問が解けるように、文部省側から詳しく説明しておいていただきたい。

○政府委員(内藤鑒三郎君) 一つはこの定数を上回った、つまりはみ出た分でございますが、これは実は私どももいたしましては、そういう府県が約十県ほどございます、この府県につきましては、できるだけ教職員の整理にならないように、余った分だけすし詰め学級の解消に向けるように指導いたし

たい。そのすし詰め学級の解消として計算された数は、これは当然自治庁の方で交付税の測定単位になるわけでございます。なおそれにもかかわらず、前年度よりも交付税が、少くとも義務

教育に関する交付税が減少するような

事態が起きますれば、これは特別交付税をもつて穴埋めをしましょう、こういうふうに自治庁と文部省が了解済みでございまして、その心配はなからうかと考えております。

○高田なほ子君　その心配はなからうかと存じますというのですが、かと存じますというのは、これはまだ疑問のある御答弁だと思います。その点、特別交付金で現在のような事態が起つた場合にはまかなうように自治庁と了解が済んでいる、こういうふうに解釈してよろしいのですか。

○政府委員(内藤馨三郎君) さようでございます。私がかと申しましたのは、実は教職員の定員をきめたり何かするのは都道府県教育委員会でございますので、私の方できめるわけには参りませんが、しかし私どもとしてはその余っておるものをすし詰め学級を解消させるそちらの方に持っていっ

て、交付税の測定単位にする、なおかつ財源が前年度よりも減りますれば特別交付税で穴埋めをします、ここまでお約束しておりますので、国の方の措置としては十分ではないかと私考えております。そういう意味で地方が具体的にどうされるかということは私ども指図いたしかねますので、私どもとしては万全の措置を講じておるつもりでございます。

○高田なほ子君 先般茨城県に学校総合問題で視察に参りましたときに、教

育長は今回の定数基準の法律は非常にけつこうだ、茨城県あたりでは大へんこの法律で恵まれるからいいけれども、オーバーしてある県もあるために、この県は必ず首切りが起つてくるのじゃないかということで、教育長も、みんな心配してましたよ、ということを書いておりましたが、私も全くその通りだと思いました。結局今のお話で、実際支出した額の二分の一を国が負担し、あとの二分の一を地方が負担するが、現在のこの法律に基いて定員が若干上つておるといふようなところについても現員を下回るような措置ができないように、国としては十分に特別交付金あるいはまた政府としては、負担金の清算、こういう方法によつてまかなうことができる、こういうふうな了解したいと思ひますが、よろしうございませうか。

○政府委員(内藤三郎君) さようでございます。もちろん国の方では実支出額の三分の一でございますと実際にかけただけの経費は十分払います。先ほど申しましたように、残りの二分の一につきましてはこれは交付税の基準算定の基礎になりますし、なおそれでも足らなければ特別交付税で穴埋めするようにいたしたいと考えております。

○高田なほ子君 その次お尋ねしておきたいことは、この法案の説明の中にもありますように、結核休養者の補充等の問題並びに女子教職員の産前産後の休暇中の学校の正常な運営のために補充教員を置くという法律の問題であります。提案説明の中には臨時的に任用される者はこの法律のワクの中に入らない、こういうことになっております。

す。そこで、今回の法律を施行するに当りましては、だんだんお聞き及びでもございませうが、先般私どもとしてはせつかく産休の法律があるのに実際問題としては十分の産休をとることができない、どうしてもこれは採用の仕方については、ただ単に地方の教育委員会が認可するとかしないとかというふうなことでなくて、お産をして休んだならば当然不常な授業が起るわけでありまして、これを解消するためには補充教員を置かなければならぬ、だが、しかし、この定数基準の中にはそれが入っていないとすれば、ワク外にこの教員の数というものは予算として確保しておかなければならない。ところが、実際なかなかうまくいっておらないのであります。これはどういうふうなワク外の予算というものを組まれておりますか、お尋ねしたいと思ひます。

○高田なほ子君 御心配は要らないでは解決がつかないのです。それから、ワク外で取つてゐるから優遇してゐると考へるというものは、それは内藤初中局長の考へ方で、現場ではそうではない。なぜならば、地方の財政事情等によつて、なかなか正常だと考へても任用し得ない場合があるわけなんです。ですから、お産をなさる先生方が現場の実態を知つておつて、休みたいと思つても休み得ない。それから現実にお産をして休まれた場合にも、補充教員が取られていないために、音楽の先生がそつちへ回つたり、あるいはまた体育の先生が回つたりするやうなのがまだまだ現在の事情なんです。これは何とかして解消してもらわなければならぬとせんし、また法律の精神も解消すべき内容を盛つた法律なのでありますから、数字的にこの予算がどういふふうな措置されておりますものか、もう少し詳しく御説明いただきたい。

○政府委員(内藤三郎君) 一応地方財政の再建措置といたしましては、結核と産休を合せて二%概算で組んでおります。二%と申しますのは、約一万七千程度が現実結核で長期療養してゐる先生でございまして、三千程度がこの産休の教員に充てる分と考へております。現実には千七百程度が教員として産休の職員でございまして。なお同程度は採用できる、今の予算のワクでもできることになっております。

○高田なほ子君 現在千七百五十三名の産休がある。しかし、今の御説明によると、二%は一万七千である。そのうち結核七千、残りは産休に回るはずなんだと、こう言われますが、なぜそれで現在千七百五十三名の定員がありながら、現実にはお休みすることできないといへば、やはり地方の予算措置というものが十分にできないところに原因があるわけなんです。従つて、国が三千五百六十名の予算措置をしてゐるというならば、当然地方の財政負担、財政計画の中にもこれと見合うべきだけの予算の裏づけがなければならぬ。ところが、この点は自治庁の方と十分この事情を了解して、予算措置ができる、こういうふうな了解がついておりますか、いかがですか。

○政府委員(内藤三郎君) 臨時職員の定員化につきましては、国会にもその法案が出ておりますので、国家公務員について措置がされるなら、地方公務員としても同様の措置がとられることを強く希望いたします。

○政府委員(内藤三郎君) この法律によりまして、そういう結核休職の者とか、あるいは産前、産後でお休みになる先生というものが、これは各県の事情がばらばらでございまして。ですから、これは実数をそのまゝいたさずとすというわけで、定数をきめないのです。ワク外で出ただけの人員は保障しませう、こういう趣旨でございまして、むしろ私どもとしては優遇してゐると考へてゐるわけでございまして。それから、この負担金はそれでよろしうございまして、なお地方交付税の方は、これは実際出してみなければわかりませんが、出てみますれば、これはその実数をもとにして計算いたします。ですから、御心配は要らないと考へております。

○高田なほ子君 御心配は要らないでは解決がつかないのです。それから、ワク外で取つてゐるから優遇してゐると考へるというものは、それは内藤初中局長の考へ方で、現場ではそうではない。なぜならば、地方の財政事情等によつて、なかなか正常だと考へても任用し得ない場合があるわけなんです。ですから、お産をなさる先生方が現場の実態を知つておつて、休みたいと思つても休み得ない。それから現実にお産をして休まれた場合にも、補充教員が取られていないために、音楽の先生がそつちへ回つたり、あるいはまた体育の先生が回つたりするやうなのがまだまだ現在の事情なんです。これは何とかして解消してもらわなければならぬとせんし、また法律の精神も解消すべき内容を盛つた法律なのでありますから、数字的にこの予算がどういふふうな措置されておりますものか、もう少し詳しく御説明いただきたい。

○政府委員(内藤三郎君) 一応地方財政の再建措置といたしましては、結核と産休を合せて二%概算で組んでおります。二%と申しますのは、約一万七千程度が現実結核で長期療養してゐる先生でございまして、三千程度がこの産休の教員に充てる分と考へております。現実には千七百程度が教員として産休の職員でございまして。なお同程度は採用できる、今の予算のワクでもできることになっております。

○高田なほ子君 この点については、予算委員会でも自治庁長官が三十三年度からでも、この法律の精神が実際に行われるように十分努力すると申しております。なお、自治庁は文部省よりも考へ方が一歩上回つて臨時職員の定員化ということについても、産休の場合には考へていいのじゃないか、こう

○高田なほ子君 問題はやはり法の運用と、この運用が徹底するやうな指導というものが若干私は文部省に欠けておつた点もあり、かつ、地方の財政難ということが法の精神を歪曲して、いかげんにはつたらかしておいた、こういうやうな結果にあるのではないかと考へてゐます。幸いに自治庁長官はこの点を確認されて、今後こういうことがないように十分検討して、できるならば臨時職員も定員化して、そして十分の措置をとりたいと予算委員会では御答弁になっておりますが、先般私どもはこの法律の欠陥はやはり法文の表現上若干不明確な点があるために、せつかくの予算措置をしたといひながら、十分にでき得ない、また都道府県の教育委員会等についても、はな

な御了解がいくという点がむずかしいかと思うし、また、地方の財政の面等についても、なかなかこれが義務的に設置されないというところになって参りますと、はなはだしく法が、売春法だけではなく、ざる法案になるうらみがあるという意味で、この法律の修正案、改正案を出して、各党の御意見を伺い、また御協力も得たいと考えておるわけでありまして、文部当局としても、われわれの意のあるところを研究されて、暫定的には十分財源措置について自治庁とも協議され、文部省自体も地方の指導に当られ、さらには今回の議員立法についても十分に検討されて、この成果が上るよう留意してもらいたいと思えますが、御答弁をわずらわしいと思います。

○政府委員(内藤三郎君) 先ほど来申しましたように、予算的には一応の措置をいたしておりますので、産前産後の休暇に伴う女子職員の補充教員の法律が出ましたので、私どもはその趣旨をさらに徹底いたしまして、御指摘のような事態のないように法の運営よろしきを得まして、御期待に沿うように努力いたしたいと考えております。

○高田なほ子君 次にお尋ねしたいことは、市町村費の負担教員の問題であります。これは直接この法案には関係がないかと思われませんが、小、中学校で今、市町村費の負担教員は何人おりますか。

○政府委員(内藤三郎君) これは、教員とその他事務職員、養護教諭等を含めまして、大体大ざっぱに申しまして約一万人であります。教員だけだと、約二千人でございます。

○高田なほ子君 養護教諭は、

○政府委員(内藤三郎君) 養護教諭が約三千、事務職員が約四千でございます。

○高田なほ子君 この場合の給与費の総額は大体どのくらいに達しておられるわけですか。

○政府委員(内藤三郎君) まあ単純にもよりますが、大体千人で約三億でございますから、約一万人ですと約三十億でございます。

○高田なほ子君 給与費の総額大体三十億、この場合二分の一の国庫負担という事になります。地方の二分の一の負担、約十五億、この分については今後どういうふうになるおつもりでしょうか。

○政府委員(内藤三郎君) 私どもとしては、まあこの中にも事務職員あたりいろいろ事情があると思えます。と申しますのは、まあ給仕程度のものごさいますし、ある意味ではほんとうの事務職員に相当するものもございます。そこで教員につきましては、これは全部県費負担にあげていきたい。それから事務職員につきましては、事務員に相当するものはこれは県費負担にしたい。それから事務補助員のようなものは、あるいは給仕程度のもものは市町村で見たい。それから養護教諭のうち、これは主として看護婦程度のものが相当多いのでございまして、三千と申しましたうちには、で、このうち養護教諭に相当するものは、これは県費の方に繰り入れたら、かように考えております。

○高田なほ子君 これはあれですか、地方財政計画の中に希望条件として入っているのですか、実際に組まれているのですか、どういふことになるの

ですか。

○政府委員(内藤三郎君) こういう経費は本来都道府県で負担すべき経費でございますので、市町村が持つ性質のものでありません。従って別に地方財政交付金の中ではめんどろを見ておられません。

○高田なほ子君 めんどろを見ていないでも、今言うような方法で運営面においては支障なくする、こういうふうなお考えですね。

○政府委員(内藤三郎君) できるだけ市町村で持つという建前は避けていきたい。そうして二千の教員と、養護教諭、事務職員のうち県費負担で持つべきものは県費負担の方に切りかえていきたい。残ったものだけが、市町村で見える経費に相当するものと考えております。

○高田なほ子君 今回の定数標準の法律によって見込まれる教員の増、これに伴う給与の、その総額というものは十六億と説明されておるのですが、その通りですか。

○政府委員(内藤三郎君) そういう御説明を申し上げたかどうかは存じませんが、(高田なほ子君) それは予算委員会ですと述べ、要するに、五千名のすし詰め学級解消の分が約十五億です。そのうち七億五千が国庫負担でございます。

それからなお、この法律の定数を実施いたしますと、約五千人ほどのやり増になります。それで、この五千人分と合せて約一万人程度のものが、この法律を実施すれば必要になってくるわけでございます。ところが、後に申しました五千と申しますのは、定数を一べんに五千人ふやせるわけ

はありませんので、このふやし方は徐徐にふやすという格好をとっておりますので、本年度から数カ年の後に五千人を埋めるという考え方であります。

○高田なほ子君 五千人というのは、これは数カ年の計画の中に入っているものなんですか。ことし五千人というわけじゃないんですね。

○政府委員(内藤三郎君) すし詰め学級解消の五千人は本年度分でございます。それからあと残りの定数を上回った五千人はこれは数カ年でやりたいということになります。

○高田なほ子君 再建団体に對して文部省は政令を作ったということを言われますが、再建団体に對しては、特に文部省はどういうことを考えて政令を作るのですか。

○政府委員(内藤三郎君) 再建団体だからといって、特別な政令を考えておりません。それで、従来御承知の通り、全国で十九県の赤字団体がございまして、各県とも首切り計画がありまして、これは、皆様に御承知の通りでございます。そこで、この定数基準が出来ますれば、再建団体といえどもこの標準を守る義務が生じてくるわけでございますので、私どもは約二十県の再建団体におきまして、今後教職員の首切り計画というものは少くともなくなるものと期待しております。

○高田なほ子君 再建団体の場合も、この十九県に對してはこれに見合うところの地方の財政の計画というものはやってくる、こういう了解がついているわけですか。

○政府委員(内藤三郎君) 義務教育費に関する限りはこの計画通り財源措置をいたします。

○高田なほ子君 次に、教員配置の問題ですが、中学校の場合、今まで一学級二人、ところが今回の法律によりまして、三分の四ということになって、まあ大へん悪くなったような印象を与えるのです。実際悪くなっている。どうして一学級二人という今までの姿というものを踏襲されなかったのですか。私どもから考えると、新しい法律を作るのに、わざわざ二人のものを三分の四にするということについては解しかねる点があるのですが、これについて御説明をわすらわしい。

○政府委員(内藤三郎君) 三分の四と申しますのは、教員がいて、そのほかに校長もおりますし、養護教員もおりますし、また事務職員もおります。なほ、政令によつて小規模学校にはまた余分に増設することもあるわけでございまして、御承知の通り二人を基準とすると、こういうことなことです。なぜ二人を基準とするというこの表現をとりましたかと申しますと、義務教育、六・三制発足当時、大体五十人について一・八という了解が大蔵省との間についておつたわけでございまして、施行規則に一・八という書き方はできませんので、まあ五十人以下を標準として、そうしてそれに二人を基準とする、こういうような表現を使つておつたわけであります。しかしながら、非常に施行規則での表現がいまいでございまして、各地方においても必ずしも守られておらなかった。今回法律によりまして明確に基準を作ることによつて、中学校の教育の向上をはかっていきたい。これによりまして、中学校においては相当数の

なっておりますれば、さらに一そう強
いのですけれども、意見を聞くだけで
私どもは十分行政指導ができると考え
ております。

○松永忠二君　一つお聞きしたいので
すが、この法案については、文部省が

大蔵省、自治庁あたりと交渉されて、
当努力されたけれども、当初考えられ
たことよりも幾分その線が下ってきて
いるというふうに聞いておるわけで
す。またそういうふうな点は主として
どこの点なんですか。文部省が考えて
おった基準を引き下げざるを得なかつ

た点というのはこの法案の中のこの点であるか、その辺をお話し願いたいと思います。

○政府委員（内藤豊三郎君） 自治庁、大蔵省と協議しまして、私どもは大体文部省の骨子は承認されておると思っております。で、こまかい点は若干あったと思いますが、ほとんど

自治庁も大蔵省も非常に御協力をいただきまして、本法案についての大きな点については修正はございません。

○松永忠二君　そうなってくると、私たちから言くと、少し標準の低いところと、少し低く見つかると、先ほどのお話の出できた、特に養護教諭の小学校に五百人に一人、それから中学校で二千人に一人等は、これこそ当初文部省がこういうことを考えられておつたということになると、少しやはり問

題があると私たちは思う。これは確かに二千人と、千五百人を基準にして、それをすれば全国的には多くなるでありましょうが、しかしその適正規模の学校というのは大体どういうふうに考えておるのか。そういうことを考えてみれば、当然適正規模の中で養護教諭

というものの数を考えなければできないと思う。こういう点はあれですか、やはり当初からこういうふうな考えでおられたのですか。

○政府委員(内藤三郎君) 実は私も、一体どの程度で教員数をふやすかということが一つの問題になるわけでごさいます。予算に關係なくふやしますれば、それは御指摘のように、私もこの基準は不満でございます。しかし現状を考えながら、これでもなおかつ五千人の増員になりますので、私ももととしては、まあまあやむを得ないのではなからうかと、特に私もが不満に思っておりますのは、養護教諭の点と事務職員の数でございます。

で、私ももととしては、事務職員をもう少しふやしたかったし、また養護教諭についてもふやしたかったのですが、養護教諭につきましては、一つは養成上の制約がございまして、年間五百人程度しか今のところ養成ができませんので、このぐらいが現状ではやむを得ないのではなからうか。それから事務職員につきましても、将来改善したいと考えておりますが、全体のワケをいべんにふやすことが困難でございまして、まあまあこの辺でやむを得ないので、まあまあこの辺でございまして。

○松永忠二君 どうもそういうふうなことになる、特に私は国全体としては一応そういうことがわかるのです。が、養護教諭にしても事務職員にしても、相当これより上回っている県等において、むしろ実情に即して相当な数を確保しているわけでありまして、従ってこういうものが出てくると、まあ大体国の標準というものはこの辺にあるのですから、少し本県としては

いたくじやないかという言葉も出てくるわけでありまして。そうなると、特にこの法律の中で修正案も衆議院で出ておったようでありまして、けれども、格段にやはりそういう点の基準を引き下げる措置というものはむしろ法としても出しておかないと、相対的には危険な面も出てくると、全般的には養成の計画、それから標準としての場合のときには一応今の説明でわかるのでありますが、やはり特にそういう配置が必要だと私は思うのです。

○政府委員(内藤三郎君) これは、この定数の仕方は都道府県の総数をきめたものでございまして、この事務職員、養護教諭と職種の定数じやございまして、総数のワケ内の操作にしたいだきと、今御指摘になったような数県においては養護教諭、事務職員を非常に熱心に置いていらっしゃる。しかしこの場合には、教員数が比較的にこの基準より少ないというような状態がございまして、総数の中でその県の特長事情に応じてやっていただきた。で、現在の事務職員なり養護教諭を、この基準ができたために引き下げるように、私も指導したいと考えております。

○松永忠二君 その点では、あなたの方では文部省試案と称するものを予算の編成前に出しておられるわけですね。そして実際に文部省試案から計算された事務職員は何学級以上というふうなことは、一応試案に出てきているわけですね。その試案に基いて大体各府県では予算を編成しているわけですね。あなたが、いやこれは総体的な数なんだからというふうなお話であるとすれば、そういうふうな養護教諭、

事務職員の一応の基準というものを試案の中に出していくということは、むしろおかしいと私は思うのです。要するにあなたの方では、中学校は何学級以上、それから小学校は何学級以上事務職員を置くというふうに出ておる、あなたの方では総体のワケを大体分けて、事務職員、養護教諭のワケをきめておる、それが実は抱束をしておるわけなんです。だから、あなたの説明はその通りであるならば、その通りに出せば、向うで勘案をしていくのに、あなたの方では、ここに政令にきめる、政令にきめると書いてあるけれども、もうこれで計算した政令の基準を各地に流しておられる、それに基いてもう当初予算ができてしまった、そのときに一番削減の根拠になったのは、向うの県の理事者の根拠になったのは、文部省が大体このぐらゐのことを考えているのだから、本県としては、少しせいたくだ、もう少し下げていくべきじゃないかというところが出てくるので、従って、まああなたの今の説明は、実情とは、あなたのやられておる指導とは少し違っておる、やはり特にこれは後ほど修正等の意見も出てくるように私も聞いておりますが、やはり上回っておる点については、特にこれを確保するという努力が法案の中にも示されていくという必要が私どもはあると思うのです。その点は大体同じ意見だと思ふのですが、どうですか。

○政府委員(内藤三郎君) 従来あるいは試案が流れておりました、その通りと思ふかもしれませんが、私どももその説明に当りましては、これらの教員数の定数は各学校ごとの配置基準、また

は職種別のワケを示したものでなく、各都道府県ごとに置くべき教員数の総数の標準を示したものである、従って各学校ごとの配置は各都道府県において実情に応じて行われるべきものであると考えると、この考え方は私どもは終始一貫変らないのでございまして、ですから、そういうような誤解があったりしては相済みぬと思ふので、今後指導に当りましては、事務職員あるいは養護教諭についてこの基準以上に置いておる県が、この法律のために引き下げられないように私も最善の努力をいたしたいと考えております。

○松永忠二君 その点はまあそういうふうにお願いをしたいと思ふ。事実上該当する県では現実に減ってきているのですよ。私の県あたりでも事務職員については、中学校は全部置いていたものを、この試案が出てきたために、現実に学級数が小さい学級には減ってきている事実があるのです。それでそういう点については、今後御指導をいただきたいと思ふのです。

そこで、二疑問の点の一つをお聞かせをいただきたいと思ふのですが、第三条の第二項のところに「ただし、同学年の児童又は生徒を四以下の学級に編制する場合の学級の児童又は生徒の数の基準は、別に政令で定める数を標準として、都道府県の教育委員会が定める」というふうに出ておりますが、この「政令で定める数」というのは、どういうふうにお考えになっておられるのか、特にこれをどこで出した理由等は、どういふところから出たのか。

○政府委員(内藤三郎君) これは、

後ほど出て参りますけれども、五十五人まではよろしい、五十五人をこえる場合には文部大臣に意見を聞く、こういうことになっておりますが、そこで小さな学級の場合に五十人でびたつきめられますと、かりに単級学校の場合、単級と申しますか、一学年一学級で上までいく、そうすると五十一人になると二つに分けなければならぬ、この場合に二十六人で一学級編制するようになります。これは非常に不経済なので、こういう場合には五人くらの幅は持たしたい、そうすると五十六人になると、二学級になるわけですね。そうすると、二十七人までは一学級、それがつまり五十四人までが一学級、五十五人をこえた場合には二学級というふうな考え方を持っておるわけでありまして、でありますから、若干小さな規模の学級の場合には五十五人、あるいは五十三人というふうなものは出した分を認めなければならぬのではなからうか、五十人できちっとしますと非常に窮屈になる、こういう趣旨でございます。

○松永忠二君 その辺が、私たちはこころあたりは自治庁あたりの要求で入れられたのではないかという感じがするのです。これは、あなたの言ったことは逆に、非常に大きな学校で同一学年が非常にたくさん編制されなければできないときに、それが五十五を一名こえたからすぐ学級がふえてしまふ、そういうところから防がなければいけないというところから出た条文だと思ふのです。あなたの出したやつた少いのはなくて、同学年の児童又は生徒を四以下の学級に編制する場合の「一学級の児童」というのだから

ら、四学級以下の同一学年というわけですから、そうすると、やはり割合学校としては学級数は必ずしもそう少くない、そういう学校ではあなたのような五十一人になれば、たとえば五十五で押える場合は、五十六になると二つになつてしまわなければならぬ、そういうことによつて実は過大学級を防いでいるという面もあるわけなんです。つまり、五十五人までは一学級だけれども、一名ふえれば直ちにそれが二学級に編制しなければならぬことになるので、そこで定員基準は割合低くても定員は割合ふえることができる、一名ふえても二つになるということが出来るわけですね。あなたが今御説明されたようなそういう意味じゃ、ちょっと学級がふえ過ぎるから、五十五を二名くらいじゃだめなん

で、五名くらいふえてからでなければ分けない、そういうふうな意味に説明を聞いたのですが、違ひの点ですか。
○政府委員(内藤三郎君) 私が言ったのは五十五まではいいわけなんです。だから、五十を一名ふえたから、すぐ二つに割るといふのは他との均衡でせいたく過ぎる。ですから五十五を一名ふえた場合はこれは二つに分ける、こういう趣旨でございます。

○松永忠二君 そうすると、第三条の二項は、要するに五十人を標準として考へた場合であつて、第四条の「五人を加えた数を超える数にしようとする」といふときには、これには関係がないのですか。

○政府委員(内藤三郎君) それには関係ございません。そこにはつきりカッ書きがございます。四条のところの四行目に「同条第二項ただし書の

規定により別に政令で定める数を標準とする場合にあっては、政令で定める数」とありますが、政令で定める数は最高限五十五でございます。五十六になれば二学級に分けるわけでございます。

○松永忠二君 そうするとあれですか。たとえば五十五という、五十六なら五十六という、つまり文部大臣との意見でもって協議して一学級五十六と定めた、そうなつた場合には五十六名を一名こえた場合には直ちに二つに分けるけれども、五十名という標準で学級編制をしているところでは、一名ふえてすぐふやすのは工合が悪いからそこに幅を持たせると、こういうことなんでしょうか。

○政府委員(内藤三郎君) きのうの趣旨でございます。
○松永忠二君 これは、その辺がはっきりしていれば、まだはつきりしているといふことであるとしてまだ理解できるのですが、こゝらあたりも暫定のあれだからやむを得ないけれども、こゝういふことを入れておかないと、実際にこれがなければ五十人を一人こえてもすぐクラスが二つになるので、要するに少し詰め解消という意味から言つて、もっと理想的な案ができるわけなんです。その点については五十のものについてはそうであり、五十五以上のものについてはそうではないといふことであるので、まあまあという気持ちもあるのですが、こゝらあたりもやはりあつてはならないんじゃないかと、ちひ思つてこの案を見たわけでありま

す。それから第七条の三号のところに、

「五学級以下の学校の総数に政令で定める数を乗じて得た数」と、こゝう出ているわけですね。これは、先ほどの高田委員の説明のときにも出てきたのですが、これはその法律の上で、五学級以下の学校の総数になぜはつきり数をこゝへ出して乗じた数というふうに入ることができないのか、政令で定める必要はないものではないかと私たちが思うのですが、この点はどうですか。

○政府委員(内藤三郎君) この点は五学級以下の場合に本校があり、分校があり、また地域の事情もございまして、ですから、どうしてもこれは本校について一名定員をふやす性質のものなのか、あるいは分校として本校で管理しているものなのか、そういう点の検討もいたしたいと考えてまして、大体私どもではこの政令の場合に一人といふわけに参らぬと思つて、現状を二応見比べまして、たとえばそういう学校に、二校で、一人置くとか、あるいは三校で一人置くとか、これは現実にはどう配置するか別でございまして、けれども、定数の計算としては三校に一人とか、あるいは二校に一人とか、こゝういふ格好になるかと考えております。

○松永忠二君 この点は、やはり私たちが、せつかくこゝに五学級以下の学校の総数に政令で定める数を乗じた数といふのは、要するに非常な少い学級についての措置だと思つて、こゝういふものは、今あなたのおっしゃつたような、いろいろ各地の事情もあると思ひますが、あなたがもしおっしゃつておられるように給員のワクなんだ、それは実情に即して各県に配置するのだと、こゝういふことになる、給員をどうしてふやしたらいいかといふことに主力を置

くべきである、そんなつてくると、こゝういふところで給員の定数の数をふやす案を出しておけば、そうすれば配置はあなたがおっしゃつたようなこと

で、実情は各県でやるといふようなことから、こゝういふところは政令で定め

ないで、あくまでやはり法律の中に数を入れて、数をふやす努力をしてほしいといふようなことを感ずるわけなんです。政令でうたうといふことについては、やはりこの点も一つ基準の下つた案ではないか、そういうふうになつては考へるわけなんです。今後の点について、やはり問題の点を明確にして、この法律は各方面から要望されたものであるし、これを高めることによつて確かに学級の生徒の数を減らし、教員増をすることのできる法律だと思つて、こゝういふ点なんかも十分配慮してもらいたいと思つてわけであり

ます。
それから、地方財政計画の中に今までの算定の定数というものはあつたわけなんです、今度は地方財政計画の上ではどういふふうな計算をしていくのであります、その辺を一つ説明をお願いしたいと思います。

○政府委員(内藤三郎君) 従来は御承知の通り、半分は国庫負担金でいきま

ける。単価が大体十五万くらいになつておりますが、この数を単価でかけますので、今回は百パーセントはつきり保障ができるだらうと思つております。従来は地方財政計画で明確になつていないので、教員数の定数にいたしましても、給与にいたしましても非常に不明確であつたのですが、今回はこれが非常に明確になりますので、教員の定数が確保できると同時に、少し詰め学級も並行して解消できる。この数に基いて交付税が計算される。ここに非常な今回の前進があるわけでございます。ただ単に基準を作るだけじゃなくて、この基準が地方財政計画で保障するといふところに非常な私は意義があると思つております。

○松永忠二君 それは、今のお話のよ

うな点で、私たちが計画書を見せてもらつてそういう点が出ておるのですが、標準施設の規模、前には標準施設の規模といふようなものがあつたわけなんです、今あなたのおっしゃつたやうな、こゝういふことは全然関係なしに、この法案に基いてだけ、法律に基いて定数が出され、そしてその単価がかけられていく。そうすると新しく、こゝしはあれとして来年の地方財政計画を作るといふ場合には、それに自然増とか、あるいは学級増といふものを

見込んで、あるいは給与についても、給与単価といふものは文部省の考へて

いる給与単価と同じ単価をかけるといふやうな形で、同様な措置が地方財政の上でとられていくのですか。

○政府委員(内藤三郎君) 大体地方財政計画全体をいたしましては、国庫負担金に見合うものが大体地方財政に打ち込まれるわけでございます。しか

し交付税で各府県に配分する基準とい
たしましては、この定数が基準になっ
て各県に配分されるわけでありませ
ん。ですから、これで少し詰め学級が解消
されればそれだけ地方財政計画で保障
せられる、こういうことになりませう
から、今までのような単なる基準じゃな
くて、財政計画で交付税が保障され
た基準だ、こういうふうには御理解いた
だきたいと思ひます。

○松永忠二君 そこで、この計画に基
いて少し詰めを解消するという場合に
は、当然施設の計画というものは、こ
れと同様な措置がとれないと、でき
ないと思うのですが、こういうことに
ついてはやはり文部省内で十分連絡が
とられて、施設の計画が実施されてい
るのであります。

○政府委員(内藤三郎君) 建物につ
きましては、これで十分歩調をとって
今後やるつもりでございます。

○松永忠二君 もう一つ、この教員定
数なんかには、いろいろまあ従前から
組合専従者というもののワクというも
のがいろいろ考えられてきておつたの
ですが、これは、そういうことについ
ては、やはり各県の定数のワクをきめ
たのであって、組合専従の定数という
ものは、この中から各府県が独自にや
はり条例あたりで定められていくもの
なのか、あるいはこれは別のワクを
考えておられるのか、その点はどうな
るんですか。

○政府委員(内藤三郎君) これは財
政計画で保障した定数でございますの
で、各府県は、各府県の条例によつて
それぞれ定数がきまつていゝと思ひま
す。専従といへども、各府県条例の定
数内でございすけれども、これとは

直接関係はございません。

○秋山長造君 ただいまの建物、施設
の整備の問題ですがね。この少し詰め
の学級の解消は、われわれの聞いたとこ
ろによると、小中学校は五カ年計画、中
学校は三カ年計画で完全にこの基準の
線まで持つていつて解消する、こうい
うことに聞いているのですが、そうい
うことでございすか。

○政府委員(内藤三郎君) 大体私ど
もは今お述べになりましたように、小
学校は三十八年まで、いわゆる五カ年
計画、中学校につきましては二年ない
し三年のうちに解消したいと、かよう
に考えております。

○秋山長造君 で、これには当然建
物、施設の整備ということが伴わなけ
ればならないのですが、その点の計画
も、これは確実にできているのです
か。

○政府委員(内藤三郎君) 大体私ど
もとしてはできると思ひますのでござい
ます。そうしてこの法律にもございま
すように、建物の……生徒数の減少の段
階を一つ見込んでおるのでございま
す。御承知のように、小中学校は本年が
最高でございすので、これから生徒
数が減る段階でございすので、建物
にも余裕ができてくるのではなからう
か。しかし、一部に、東京都、その他
都会地における少し詰め学級は依然と
して解消されませんので、それに伴う
財源措置は、建物につきましては、今
後も十分考えなければならぬと思ひま
す。ですから、生徒数の減少と、さら
に建物の整備状況、この二つの要素を
見合ひながら、少し詰め学級の解消を
進めていきたい。できるだけ御指摘に
なりましたような御趣旨に沿うよう

な、建物の計画と合うように今後もし
ていくつもりでございす。

○秋山長造君 これは政務次官にお尋
ねいたしますがね、この間のこの委員
会で上げた、義務教育諸学校施設費国
庫負担法、あの法律と、この少し詰め
学級解消の法律とは、これはその意味
では、これは全く表裏一体をなされる
べきものだと私は思ひますがね。そ
ういう立場からあの施設の国庫負担法
というものは立案されたものかどう
か、お伺ひしたい。

○政府委員(白井一君) もとよりす
し詰め学級の解消につきましては、建
物と教員の定数との関係がございま
すので、その点は十分考えておりま
す。

○秋山長造君 この間、あの法案の審
議のときに、管理局長へその点をお尋
ねして、そして別に提案されておるす
し詰め学級の解消の法律案と、この施
設の法律案とは、これは一体のもの
として考えておられるかどうか。従つて
一体のものとして考えておられれば、
すし詰め学級の解消が、三年ないし五
年というこの計画のもとに立案されて
おる以上は、施設の方もやはりそれ
に見合うような確固たる計画があつてし
かるべきじゃないかというお尋ねをし
たのです。そのときに、私の期待に反
して、管理局長は、そういう計画は今
のところできていない、こういうお話
だったのでございす。そうすると、どう
も——まあ人をふやしていく面はいい
として、この入れものの方がせつなく
立案されたこの法律に伴わないという
ことになりはせぬかと思ひます。そ
の点はいかがですか。

○政府委員(白井一君) その点は、
やはり財政の問題が——この定数にい
たしましては、財政の問題に非常に影
響されるのでありますが、ことに校舎
になりますと、設置者が市町村でこ
ざいすので、そういう点で非常に、
影響されて、文部省として望んでお
る点にも、まあ非常に進み方が少ない
であります。ただ、たとえばこの不正常
学級のうちでも、まず二部教授をでき
るだけなくしたい、こういうことや何
かで、それらの点につきましてはたしか
こでもお答え申し上げたと思ひます
あります。三十三年度から五カ年以
内にそういう方面についても解消した
い、こういうことで計画を立てており
ます。その中で、決してこれと無関係に先
般の法案につきましてもあるというこ
とでは決してないのであります。た
だ、ただいま申し上げたように、設置
者が市町村である、そういう関係で、
文部省として両方あわせてこの通り
たつといふのだ、こういう点にいか
ないことは事実でございす。

○秋山長造君 いや、設置者が市町村
であることは間違いないのですけれど
もね。ただ、しかし設置者は市町村で
あるにしても、この義務教育の学校施
設の負担は、明治以来の設置者負担と
いう原則を、一応この際は白紙に返
して、そしてあらためて——設置者はな
るほど市町村であるかもしれぬが、そ
の経費については国と市町村とが折半
で負担をする、こういう共同負担の原
則をあらためて打ち立てたのだ、だか
らそういう意味で非常に大きな前進
だ、こういう説明があり、われわれも
この負担率等についてはまだ十分だ
とは思ひけれども、とにかく国と地方
で分担するという原則だけはこれは確

立されることはけつこうだ、こういう
意味で了承したのです。

そうとすれば、なるほど現実にはや
はりこの人をふやすというわけにはい
かない。なかなか施設をふやすとい
うことは金もかかるから、それに確
実に歩調が合うかどうかは一応別問題とし
て、一応やはり政府としては少し詰め
学級を解消するというところで、人の面
で三年ないし五年、こういう計画を立
てる以上は、その施設の面でもやはり
それに対応していろいろやはり計画を
一応立てられて、そしてもうむずかし
い、むずかしいと言われないで、やはり
少々無理をしても、やはりそれを着々
実行されていかなきゃ、これは少し詰
め学級の解消といふことは、いつまで
たつても現実には解消がでないとい
うように考える。ですから、すでに
通つた法律ではあるが、あの施設の問
題についても、この間管理局長のおつ
しやつたように、何にも関係なくし
て、ただとらええいろいろな法律を
集めてやつたのだから、一歩前進だ
というのでなしに、やはり初中局がこ
ういふ法案を作られれば、管理局でも
まあそれに見合うだけの計画を早急
にお立てになつて、そして両々相待
つて推進するべきものだと思う。

○政府委員(白井一君) その点は、
まことに御説の通りでありまして、御
承知のように、三十四年度から小学校
においては生徒数が漸次減少して参り
ます。まあ中学校においては増加する
のであります。しかしこれまた
中学校も、三年たてば次第に減少して
いく、そういうことを勘案して、でき
るだけすみやかに解消したい、こうい
うことで二部教授等については、本年

や、やはり財政の問題が——この定数にい
たしましては、財政の問題に非常に影
響されるのでありますが、ことに校舎
になりますと、設置者が市町村でこ
ざいすので、そういう点で非常に、
影響されて、文部省として望んでお
る点にも、まあ非常に進み方が少ない
であります。ただ、たとえばこの不正常
学級のうちでも、まず二部教授をでき
るだけなくしたい、こういうことや何
かで、それらの点につきましてはたしか
こでもお答え申し上げたと思ひます
あります。三十三年度から五カ年以
内にそういう方面についても解消した
い、こういうことで計画を立てており
ます。その中で、決してこれと無関係に先
般の法案につきましてもあるというこ
とでは決してないのであります。た
だ、ただいま申し上げたように、設置
者が市町村である、そういう関係で、
文部省として両方あわせてこの通り
たつといふのだ、こういう点にいか
ないことは事実でございす。

度から五カ年以内には解消したいという計画も、建築施設の方につきましては計画があるのでございます。従って今後お説のように、できるだけこの法案と両々相待って、私も不正常学級の解消に努力をいたしたい。先般の施設の法案につきましても、従来施設が国家の補助ということであつたのを、国家の負担ということに、やはり義務教育の本来の使命にかんがみて、国家もこの施設について負担するという負担法としたのも、やはりそういう意味からでありまして、本法案の教員の俸給と同様に考へておりますので、今後におきましてもそういう点によく関連していかせるように、一つ努力をいたしたい、かように考へております。

○秋山長造君 それからもう一点お伺いしますが、この法案の第十一条ですね、この十一條に該当するような府県が現実にはどのくらいあるのですか。

○政府委員(内藤三郎君) これは実は現実にはどのくらいかという点、約三十県ぐらいがこの定数に満たないわけでございます。ですから三十県ぐらいが一応の対象にはなりますけれども、もちろん、現実には各県でも御努力なさるでしようから、私もは十一條の働かないことを期待しているわけでございます。自主的にやられることを希望しております。

○委員長(湯山勇君) 私一点だけちょっと質問したいと思うのですが、それは第四条でございまして御質問もありませんけれども、御答弁が明確になっていない点もありました。それは政令で定める数とこれを算する場合に、あらかじめ文部大臣の意見を聞かなければならない、これは予算を伴う法律の場合にも、あ

らかじめ政府の意見を聞かなければならない。政府はそれは賛成したいと言つても、法律を作つていく。あれと同じように文部大臣は、これは、そういう数は認めるわけにはいかない、工合が悪いというような意思表示があつても、それは意見を聞いたのだからというので、そのまま地方で強行するというような場合があると、これは現在の地方財政等の事情から見ても、せっかく作った法律が骨抜きになつてしまふ。そこで、それは一体どうなるのか、どういふふうにしてそういうことを防止するのか、明確に一つしてお願いしたいと思ひます。

○政府委員(内藤三郎君) 五十五人をこえるような場合には、文部大臣に御相談をしていただく、この機会に都道府県に対して、私もは少し詰めて学級を解消した分だけを地方交付税の方でも財源措置をすることになつておりますから、ぜひそういう無理なことをしないようにという指導をいたしたいと思ひます。ただ、地方の財政状態が非常に悪い場合には、文部省が無理やりに押しつけるようなことは私も避けたいと思ひますが、できるだけ指導よろしきを得まして、御期待に沿ふことを私は考へております。

○委員長(湯山勇君) もう一回、それは私はこういうふうな解釈しておつたのですが、校舎建築その他で、暫定的に一年間このままでやられるというような場合はともかくでございませうけれども、そうでなければ、これは明らかに法律違反ですから、強く言えば、で、そんなふうにはただちに地方財政というものは、今言われたように、財源措置はできておるから、これは理由にな

らないと思ふ。そういうことによつてやろうとする場合には、これはもう措置要求を文部大臣はやるべきだ、今の校舎建築、にわかに住宅がふえたというような場合に限つて、これは適用される項目だと私は解釈しますが、それで間違ひありませんか。

○政府委員(内藤三郎君) 御指摘のようによつて、そういう校舎の整備の状況がでないというふうな場合は、これは私はやむを得ないと思ひます。ただ、今私が申し上げましたのは、地方財政に藉口して五十五人の少し詰めをするような場合には、私ももの方として、は、そういうことをさせないようになつてほしいという意味で申し上げたわけでございます。

○吉田法晴君 次官にお伺いしたいと思ふのですが、説明を聞いておりますと、府県の総数、それが財政的な裏づけがあるところに、この法律案の真骨頂があるというのですか、多分にまあそういう意味では政治的な基準のような感じがするのですが、一学級五十人以下であること、こういう基準ができておつたのに、この法律案では若干この基準がはけるといいますか、あるいははぐらかされたような印象を受けるのは、これはひがみでしやうか。さつき秋山君から質問がありましたけれども、学級あるいは学校の単位というものは、理想としてこうなければならぬ、こういう基準と申しますか、あるいは理想というものは、これははっきりこの法律にかかわらずあり、そしてそれがむしろよくなるべきだと思ふのですが、多少逆にくる面があるような感じがするのですが、その点はどういふ工合にお考えになつて

おりますか、伺いたい。

○政府委員(日井莊一君) この点につきましては、決して御懸念のような趣旨で法案を作つたわけではございません。従来、お説のように省令の施行規則で一学級五十人を標準とする、こういう一応の目安をつけております。もちろん、教育の理想から言えば、この五十人の標準ということも、決して理想ではございませんで、これがまあ、せめて四十人あるいはさらに三十人台になることが、これを標準とするということがむしろ理想であるべきでございましょう。しかし、現在の日本の財政的種々な事情で、そこでまあ一応五十人以下を標準とするということになつてゐるのであります。ところが、これさえも実際には行えないで、全国には十四万学級も五十人以上の学級があるというところで、そこで、今度これを一歩進めて、それを守つていない学級につきましても、水準を上げるために、今回のこの法案を出したのであります。もちろん、この守られてゐる非常に標準の高い学級につきましては、これを引き下げるということはないように、財政の措置の上においても、自治庁と十分打ち合せいたしてございしますし、これがそういうことのないように、一つ交付金等で考慮をしてもらう、この立法の精神というものは、幾らかでも標準を高めていくということにあるのでございしますから、高いものを低めよう、こういう妙な考えは毛頭なしに、またその解釈せられることは法の立法の精神に反するわけではございませんから、この点は決して御心配のないように一ついたしたい、で今回はこれを法律といたしましたのも、やはり

一つはそこにあるのでございします。で、御了承いただきたいと存じます。

○吉田法晴君 今一学級は五十人よりも四十人の方が望ましい、こういう御意見でございしましたが、純粋に考へてみて、二条二項のここに書いてあります学級編制の区分と、児童または生徒数、こういう点を純粋に考えますれば、五十人は、一の「同年の児童で編制する学級」については、五十人は四十人が望ましい、こういう御答弁があつたんですが、以下「二又は三の学年の児童で編制する学級」については「三十五人」と書いてありますが、それは二十五人、あるいは「四又は五の学年の児童で編制する学級」については二十名、あるいは「すべての学年の児童で編制する学級」については十人、あるいは特殊学級については九人といったようなことの方が、実際に教育効果を上げていく点からいいますと、その方が妥当というよりも、むしろ当然だという工合にはお考えになりませんか。

○政府委員(日井莊一君) ただいまの御意見は、これは理想としては先ほど申し上げたように、現在施行規則で定められておる五十人以下というのを四十人以下と、こういうふうにする方が教育の本来からすれば理想であるということも言えるのでございまして、従つて、ただいまのお説も、理想としては確かにそれが理想でございまして、將來はそういうところまで行くというところが、これは日本の教育として望ましいこととございします。しかし、当面は、今言つたように、十四万学級も省令の規則が守られていないという状態からして、今度規則を法律で一つきめ

て、そしてこれを十分一歩進めるようにしていきなさい、こういうのが今回の法案を提出した意向でございます。その点、まだその理想まで参らぬことはまことに遺憾であります。その点は一つ御了承いただきたいと思ひます。

○吉田法晴君 これは文部省が文部省の一部で考えられるような、昔のようないじめ込み主義の教育なら、これはやはり五十人以上でもできないことはない。しかし、民主的な教育で、その一人一人の児童なり生徒の持つております能力を育てていくと、こういうことになりなす。これは小学校の一年あたりで五十人も實際できません。それから特殊学級についてもそうです。これは今理想だと言われますけれども、これはほんとうに民主教育をやろうとするならば、それは理想だけでなくて、当然の基準でなければならぬと思ひます。ただ、まあ實際はそうではないから、この施行規則の標準までもいつておらぬからと、こういう現実に合わせてやうという、財政問題もひっくるめて、関連をして、漸進態勢をとられようとするからという措置がとられてゐる。しかし、理想なり、当然の教育の姿、あるいは学級編制の理想の姿をいうのが、どこかにやはりなければならぬ。現にこれは戦後教育基本法、あるいは教育制度のもとで行われているものとして、どうしても地方で、当時は私も県議員をしたりしておりましたが、それは五十名でなくて五十名以下で、四十名とか四十五名とかでも實際に行われようとした努力がなされてゐた。ところが、それがだんだん後退してきて現状になつてゐる。

その現状にまあ合せよう云々ということ、さつきお話がありました。総数でもつて引き上げを云々ということになると、あるいはこの数以上のところは、ここまで引き下げられるといふような、文部省が希望しないような事態が起つてくる。それはその現実的であらうとする態度が、やはり一面にそういうものを含んでおるから、この文部省の志しているものでないけれども、そういうものが出てくる。それを引き下げる措置を防ぐという点も文部省の希望でなくて、私は法律でやるというなら、法律的な措置を講じなければならぬと思ひますが、今申し上げてゐるのは、あなたは理想と言われるけれども、理想でなくて、民主教育のほんとうの効果を上げようと思へば、こういうこの編制に伴う児童数、あるいは生徒数というものは、こういうものでなければならぬという点は、これはやはりそれが省令でやられるか、法律でやられるかはともかくとして、こういういわばこの行政的な目標が法律で作られるならば、そうしてそれによつて理想が多少はけつという心配があるなら、どこかでその理想の姿というものを、はつきり法定しておかなければならぬ必要が私はあると思ひますが、それについての教育基本法なりその他ではつきりする御意向があるかどうか、承わりたい。

○政府委員(白井莊一君) この法案は決して現実に満足して、そうしてその現実だけに合せているということではございませんで、まあ、その理想に近づけるために一歩進めていくと、こういう法案でございます。しかし、まあ、今言つたように、なかなか一氣に理想

まで参りませんし、ことに、この少し詰め学級等の不常学級の点は、急激にその工場等ができて、そうしてまた人口がふえ、住宅がふえると、こういうことで、なかなかこれに学校の建設が追いつかぬ。それには財政の問題がもちろん非常に關係してゐるのです。が、そういう都会地における不常学級というものが、非常に多いのであります。まあしかし、都会地においてももとより将来はこれを拡充させて、理想的な一つの学校の規模を実現するということが教育上は必要でございます。で、この法案によりまして、現状の不常学級が改良された、前進を示しましたその際においては、さらにまた、今度は一つこれ以上に理想に近づけるような案を一つ考えたいと、かように考えておる次第であります。

○吉田法晴君 この法律でここまで来たら、そのあとでさらにまあ理想の姿を何らかの形で法定をしたい、こういうことですが、教育基本法で、これはまあ規定は施行規則のようですが、五十人以上という今までのあれが、あつた。そうして新教育制度の実施当時においては五十人以上というものが相当、四十五人とかいうものが實際にあつた。ところが、その従来の法律の建前から言つて、その五十人以上というところが標準であり、あるいは目標であつた。そうして下げていくと、こう言ふ。ところがこれで行くと、五十人以上、あるいは三十五人というものが、以下まあ読み上げませんけれども、これが基準と、こういうことになる。そうすると五十人以上という標準なり目標というものが、あるいはそれに近づこうとする努力がここで行わば抹殺さ

れるでしょう。そうすると、さしあつたのにかく計算の基礎としては、五十人以上ということだけれども、この標準というものは、あるいはあなたの言う理想というものは、どこにあるのだということが、やはりどこかでつきりしなければ、これは標準が變つたと、こういうことになる。實際問題として法律の上から言つて、それをどこでカバーする措置というものをとらなければならぬのじゃないか。この法律が實際に実施されて、少し詰め学級等が解消したら、そのあとは五十人以上にする云々というお話がございました。今この法律にある標準の低下する部分については、どういう処置をとられようというのか、法の建前からして。

○政府委員(白井莊一君) この点は先刻来からいろいろ御説明申し上げておりますように、現在において施行規則の五十人以上と、こういうふうには守られておる学校もたくさんあるのでございますが、しかし、これが守られないでいる学級が十四万学級も全国にはある。そこで、これを何とか解消するようになつてまいりたい。十四万学級といふと、全国の約三分の一ぐらいになるんでございませうか、それで、それを解消するためにこの法案を出したわけでありませう。従つて、立法の精神からいつても、現在ある標準を守らされてゐる、施行規則の標準の五十人以上を守られてゐる、これをゆるめるといふことは、この立法の精神でありませんで、そういうことはいふにすべきであり、そこで財政的な保障を交付税においてすると、こういう点が一つの大きな強みであります。決してこ

れを引き下げるのではないように、財政的な措置もするし、行政指導でも、この点は十分一力をしていきたいと思います。しかも、施行規則で、五十人以上の標準とする。というのを、今度はこれを法律で定めると、そこに非常に強みが出てくる、かように考えておる次第でございます。

○委員長(湯山勇君) ちょっと連記とめて下さい。

○委員長(湯山勇君) 連記つけて下さい。

○吉田法晴君 それでは、その点は後の質疑に譲ることにして、先ほど来、引き下げることをいふように云々といふことですが、これは、この法律によつて、あるいはそれが修正されたとしても、法的な措置を講じられなければ、行政的な指導では法的な保障はないと思ひます。で、それについてはどういう工合にお考えになつておりますか、法的保障の方法については。

○政府委員(内藤三郎君) 上回つてゐる原が約十県ほどございませうが、その十県につきましては、生徒数の減少とか、施設の整備とかいうことに關係なく、すみやかに少し詰め学級の解消のほうに、余つてゐる分だけ回すように強力な行政指導をいたしたい。で、そういういたしますれば、交付税の単位保障費用でもそれだけの分が保障されますので、教員の整理にならぬようにしたいと、かように考えております。○吉田法晴君 私のお尋ねをしてゐるのは、それは先ほどから答弁になつたところは、それは文部省の方針です。法律を出してきて、多分に、そういう点から言つて、行政的な性格を持つて

おる法律、行政法ですから、当然だと
言えはそれまでの話しただけでも。
さつきから言う基準やあれやというよ
りも、文部行政的な性質を持つてい
る法律の中で、その下の保障は、法律に
基かない政府の文部省の行政措置だ
と、こういうことですが、その法律的
な保障を法の上ですべきではないか
と、こう考えるんですが、それにつ
いてはどういうふうにお考えになってお
りますか。

○委員長(湯山勇君) 速記とめて。

〔速記中止〕

○委員長(湯山勇君) 速記つけて。

○吉田法晴君 それでは、その点も後
刻の質疑に譲ることにして、関連して
お尋ねしたいんですが、学級の問題は、
ここにしばしば出て参つております
が、学校の規模については、どうい
う合にお考えになっておりますか。と
いうのは、最近、統合ということ
で、統合しさえすりゃあ補助金が出る
というので、相当無理をしている。こ
れはまあ私は補助をもらわんがため
になされてることだと思ふのですけ
れども、私は、学校の規模もそうあ
まり

どんなふうなほうがいいというわけ
のものじゃなからうと思う。それが四
百名といくか五百名といくか。ところ
が、現実には、その予算獲得なり何なり
に関連して相当無理が行われておる。
こういうことを現に見ておるのです
が、学校の適正規模はどういうところ
にあるとお考えになっておるか、関連
してお尋ねしたい。

○政府委員(白井莊一君) 学校の統合
につきましても、市町村の合併に伴
つて、これを機会にできるだけ適正区
分にしよう、こういうことかと思ふので

ありますが、大体文部省として考えて
いる適正規模の学級は、一校十二学級
から十八学級ということになっており
ます。

○吉田法晴君 それではあと一点を伺
いますが、これは要望になるかもしれ
ませんが、さきほど来高田委員から、
事務職員それから養護職員の話が出て
おりましたが、基準が理想よりも緩和
された形になりますという、事務職
員については、養護職員についても、
これは必ず置いて、教育そのものの教
職員の負担を軽くすることではなけ
れば、教育の効果は上がらないのだと思
うのですが、事務職員についてのた
し書き等を取る御意思はないか、ある
いは事務職員や養護職員の数を増加す
ることについて、どのように考えてお
られるか、最後に承わりたい。

○政府委員(白井莊一君) 今回、養護
職員につきましても、事務職員につ
きましても、増加をいたしました。小
学校においては養護職員において千五
百人に一名、中学校においては二千
人に一名、こういふことで一応増加を
したのでありますが、ただ、しかし、
たしか法にありましたたし書きを
取れというようなお話しでございま
した、取りましても、実際には、毎
年、養護教諭にしても、現在のところ
では五百人くらいしか養成できない。
従つて、これを今直ちにふやすとい
うことが、なかなか法律を作つても実際
上もできませんので、そこで、さしあ
たり、今申し上げたような標準で三年
間に五千人を目標に養護教諭をふや
す。それが充足されれば、さらにまた
ふやすようにいたしまして、さらに養
護教諭の養成についても十分これから

養成をふやすようにひとつ計画を立て
る、かようにいたしたいと考えており
ます。

○委員長(湯山勇君) 他に御発言もな
ければ、質疑は終局したものと認めて
御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(湯山勇君) 御異議ないと認
めます。

これより討論に入ります。御意見の
ある方は、賛否を明かにしてお述べ願
います。なお、修正意見のおありの方
は、討論中にお述べ願います。

○野本吉吉君 私は、この際、衆議院
送付にかかります公立義務教育諸学校
の学級編制及び教職員定数の標準に關
する法律案に對しまして、自由民主党
を代表いたしまして、次の修正を加え
て本案に賛成するものであります。修
正の案を朗読いたします。

公立義務教育諸学校の学級編制及
び教職員定数の標準に關する法律案
の一部を次のように修正する。
附則第五項中「学級規模の適正化に
努めなければならない。」を「学級規
模の適正化を行うものとする。」に
改める。

修正の趣旨を申し上げます。この修
正案を提出いたしました理由について
御説明申し上げます。修正を加えまし
た附則第五項は、衆議院の修正によつ
て新たに設けられたものであり、その
趣旨とするところは、本法案の目的
が、学級規模と教職員定数の適正化を
はかることにあるのでありますが、し
かしながら、現に定数以上に教職員が
確保されている府県におきましては、
附則第二項において学級規模の適正化
につき暫定的に緩和できる規定を置く

ております関係上、学級規模の適正化
のテンポがおくれ、従つて現にかかえ
ている教職員が減らされる心配もあり
ますので、現員が定数を越える範囲ま
で「学級規模の適正化に努めなければ
ならない。」としているのであります。
かような規定は、その趣旨においてき
わめてけっこうであります。が、末尾の
「努めなければならない。」という倫理
的規定では、規制の仕方がいささか弱
いので、この際「適正化を行うものと
する。」と強い規定にした次第であり
ます。

何とぞ御賛成を賜わりたいと存じま
す。

なお、この際意見を付しますが、教
育の能率を上げますためには、あるい
は設備、施設等の充実、改善というこ
とも大事であります。が、根本的な問題
としてわれわれが考えなければならな
いことは、教職員の負担をできるだけ
軽減して、研究その他の時間に回し、
さらに児童に對しましてこまかいとこ
ろまで手の届きますように、学級規模
を適正にするということであらうと思
います。かような点から考えまして、
本法案は十全ではないと思ひますけれ
ども、大きな前進、進歩をはかるもの
と考へまして、この法案の成立に對し
まして、重ねて賛成の意を表しまし
て、私の討論を終ります。

○高田なほ子君 ただいま御提案にな
りました公立義務教育諸学校の学級編
制及び教職員定数の標準に關する法律
案に對しまして、日本社会党を代表し
て賛成の意見を申し述べたいと思ひま
す。

義務教育は子供の一つの教育を受け
る権利として憲法にも規定してある通

り、いずれも義務教育を受ける子供に
とつて教育の環境の整備ということ
は、もとより欠くべからざる重大なこ
とでございます。しかしながら、現状
はこうした全国的な要望、なかなか
く児童の教育を正しく守つていくとい
う建前から見ますときに、教育財政の
十分でないという理由並びに地方の財
政の貧困、こうした問題が重なりまし
て、おそらく古今見ることでござい
なかつた新流行語、すし詰め教育とい
う言葉を現出させるに至つたわけであ
ります。私ももといたしましては、本問
題の解決のために、しばしば法律案も
準備いたしまして、毎国会のことに御
研究いただいていたわけでありませ
が、幸いに今回政府提案として本問題
の解決のために努力されるという現実
を見ましたことは、まことに御同様に
たえないわけであります。今日学校教
育法の規定するところによれば、一学
級の児童の数は五十人以下、こうい
ふに定められておるわけであり、当
然先ほど質問の過程でも明らかにな
つたように、政府としても学校教育法に
示される五十人以下の理想実現のため
には、今後とも努力するということを
言うておられます。すし、実際の世界の各国
の現状を見ましても、五十人以下の状
態であるというのが、最近の文化国家
としての常識になってきておりますの
で、先ほど吉田委員からの質問にもあ
りましたように、教育水準を高める方
向を向いておる法律の性格だとすれ
ば、こうした理想に近づかぬために、一
その努力がされなければならないとい
うことを念願するわけであります。

従つて質問中においても、しばしば問
題となつておりますように、現在この

定数基準の法律を当てはめた場合に、これより定員を上回る都道府県が九県に及ぶといわれておりますが、これらの定員を上回る県に對しましては、政府として自治府と了解の上十分国の費用並びに地方の支出すべき負担について、万全の措置を特別交付金その他において見るということが明らかになつたわけであり、法律施行によつて現定員を上回る都道府県に對しては現狀を必ず維持する、そうしてまた、定員を下回る府県も高い府県に次第に肩を並べていくように措置されることも明らかにしたことは、法案そのものの性格からして、まことに妥当なことだといふふうに考へておるわけであり、

次に、学級編制の問題であります。法律案は五十五人までは大臣の認可によつて学級編制を認められるという暫定措置がこの法律の中に盛り込まれておりますが、これはややともすれば地方財政の窮乏のために、この条文が結果として悪用せられる結果になることをおそれるものであります。法案の趣旨は学校施設の伴い得ない場合、あるいはその他やむを得ざる事情の場合に限って五十五人までは認める、こういう性格を持つものであることも明らかにいたしましたので、これはこの条文が地方財政難の理由をもつて悪用し法律の精神にもとる低下の要素とならないように措置されることを、われわれとしては深く希望するものであります。従いまして第三条の後段にありまして「同学年の児童又は生徒を四以下の学級に編制する場合の」一学級の児童又は生徒の数の基準は、別に政令で定める数を標準として、都道府県の教育委員

員会が定める。この中にあります「別に政令で定める」という意味は、以上私が申し述べた趣旨が盛り込まれて定められるといふふうに、われわれとしては、この委員会として質問を通じて解釈されたわけであり、

なお、産休補助教員の充実問題については、定数基準のワケ外に予算措置がされておるといふことが、質問の過程において明らかになつたわけであり、給与総額の二割が給付と産休の補充教員に充てられるのでありますから、当然政府としてはこれだけの予算があれば、万全を期すことができ得ると確信をもつてお答えをいたさしました。また、これに伴う地方負担の分は地方自治府も了解しておるといふことであります。お産でお休みになる教師の補充問題については、今後行政の指導によつて、法律の精神が十二分に生かされることを、私どもとしては希望するとともに、またそれを期待するわけでございます。

なお、野本委員の提案にかかりまする修正案については、これまた当然私どもとしては当を得た措置であるといふことを考えまして、野本委員提出にかかる修正案についても、衷心より賛意を表するとともに、該当現員が定員をこえる範囲まで学級規模を適正化するといふことについては、今後とも政府として十分にこの趣旨が生かされますように心から期待をいたしまして、賛成の討論を終ります。

○委員長(湯山勇君) ちよつと速記をとめて。
〔速記中止〕
○委員長(湯山勇君) 速記をつけて。他に御意見もなければ、討論は終局

したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(湯山勇君) 御異議ないと認めます。

それではこれより公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案について採決に入ります。

まず、討論中にありました野本君提出の修正案を問題に供します。野本君提出の修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕
○委員長(湯山勇君) 全会一致であります。よつて野本君提出の修正案は可決されました。

次に、ただいま可決されました修正部分を除いた原案全部を問題に供します。修正部分を除いた原案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕
○委員長(湯山勇君) 全会一致であります。よつて本案は、全会一致をもち、修正すべきものと決定いたしました。

なお、ただいま議決いたしました二案の本院規則第四十四条による本会議における口頭報告の内容、第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成、その他自後の手続につきましては、慣例により、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(湯山勇君) 御異議ないと認めます。

それから報告書には、多数意見者の署名を付することになっておりますか

ら、二案を可とされた方は、順次御署名を願います。

多数意見者署名
〔義務教育費国庫負担法等の一部を改正する法律案〕

野本 品吉	三浦 義男
大野秀次郎	川村 松助
吉田 萬次	吉米地義三
常岡 一郎	大和 与一
高田なほ子	松永 忠二
秋山 長造	竹中 勝男

野本 品吉	三浦 義男
川村 松助	林屋龜次郎
吉田 萬次	吉米地義三
下条 康隆	常岡 一郎
吉田 法晴	大和 与一
高田なほ子	松永 忠二
秋山 長造	竹中 勝男
大野秀次郎	

○委員長(湯山勇君) 速記をとめて。
〔速記中止〕

○委員長(湯山勇君) 速記をつけて。昼食前に引き続きまして、ただいまから勤務評定並びに道徳教育についての質疑を続行いたします。

ただいま御出席になつておられるのは文部大臣、齋藤参事官、内藤初中局長、それから鈴木法務省の人権擁護局長、荻野警察庁警務部長、以上でございます。質疑のある方は、順次御発言願います。

御質疑の前に、松永文部大臣の御報告を願います。

○国務大臣(松永東君) 先ほど御了解を得て東京都に参りまして、そして本

鳥教育長と面会いたしました。なかなかその行き先をあちこち探して回つて、新聞記者諸君から追ひ回されて、なかなか会ひの骨が折れたのですが、ようやくと会ひました。そしてこの委員会の空気の等も伝え、ことに最悪の事態にならぬように何とか一つ努力してもらいたいといふことをいろいろ話しましたところが、本鳥教育長としては、もうすでに話し合ひをしようと思つて数回努力したのであるけれども、それはどこまで行つても並行線、話し合ひができずに今日になつておるといふような話でした。だがしかし、何かまだ最後の打手があろうから、まあ一つこれは考へて努力はしますと、いふことで別れたのであります。それから、ちやうど都知事もちろん所管事項についての責任者ですから、都知事を探しまして、都知事と会ひまして、先ほどまで会つて話をいたしました。都知事も、ぜひ一つ最悪の事態が起らぬように何とか努力したい。ついで、は、都労連ですか、私はこういうことはよく知りませんが、都労連とこれからの話することになつてゐるから、あなたの意向も参酌して、都労連ともいろいろ話をやつてみたい、こういうふうなことで、とにかく最悪の事態の起らぬように善処してもらいたい、こういうことを言つて別れて参つた次第でございます。

○秋山長造君 午前中の大臣の御答弁を聞いておりました、二十三日に云々といふことについては、これは文部省は全然わき役であつて、主役は教育委員会の方なんです、これに對してとやかく言えないと、こつこつまあお話をあつたのですけれども、しかし、たと

ういふことは、こつこつまあお話をあつたのですけれども、しかし、たと

ういふことは、こつこつまあお話をあつたのですけれども、しかし、たと

ういふことは、こつこつまあお話をあつたのですけれども、しかし、たと

ういふことは、こつこつまあお話をあつたのですけれども、しかし、たと

ういふことは、こつこつまあお話をあつたのですけれども、しかし、たと

ういふことは、こつこつまあお話をあつたのですけれども、しかし、たと

ういふことは、こつこつまあお話をあつたのですけれども、しかし、たと

ういふことは、こつこつまあお話をあつたのですけれども、しかし、たと

えは昨日日比谷の図書館で行われた北

部教育委員長、教育長合同会議等の模

様を考へてみますと、その会合へ文部

省の内藤初局長が出席されて、もし

て、どうでもこうでも選挙前にやれと

いう非常に強い期限を切つてのハツパ

をかけられておるのですね。それから

また、せんだつて十七、八日に下田で

行われました関東それから甲信越地区

の会議にも、文部省から木田地方課長

が出席されて、同じように期限を切つて

非常に強くハツパをかけられておるわ

けです。まあ、それからさらにさかの

ほつて、けさほど岡君から出た鶴荘の

会合等のこともあります。さらにま

た、本月の一日には、グラント・ホテ

ルで、文部大臣も出席されたと私聞いて

いるのですが、川島幹事長が教育委員

会の責任者なり、あるいは文部省の当

局者と呼びつけて、そうして、とにかく

選挙前に、選挙に間に合うように強

行しようという強い要求をされている

わけですね。こういう一連の動きを見

ておきますと、これはけさほど大臣が

おっしゃった、どうでもこうでもこの

際無理押しでも強行するという方針

は、これは文部省と無関係に教育委員

会独自の立場で自主的にきめられたも

のではなくて、初めから与党なり文部

省当局が一応のワタをはめて、どうで

もこうでもそのワタで持つて行こうと

されておる態度としか見えないのです

がね。こういうことは私は今朝来の大

臣のおっしゃつてきたことと、まことに

に相反することが実際には同じ大臣な

り、あるいは大臣の部内の方々によつ

て行われておると解釈せざるを得な

い。その点について大臣の明確な御見

解をお伺いしたい。

○国務大臣(松永東君) 今のお話しの

なんとか、鶴荘ですか、どうかという

ことや、それから下田ですか、とかい

うことは、私はちつとも知りません。私

の關係しておることは、ただいま仰せ

になりましたところのグラント・ホテ

ルですか、あすこでなるほど自民党の

議長、副議長というのですから、その

連中が集まり、それに党からも川島幹

事長あたりも出ておりました。そこへ

行って、これまでの勤務評定の報告や

なんかをしただけは明らかにしまし

た。しかし、何がなんでもこの選挙前

にやれとかなんということは、私は

一言も言つておりません。また、そう

いうふうなことも考へておりません。

ただ政党として、党人として、今日ま

でこの政策の問題は、こういうふう

なつておるということの報告は、私は

します。それから、この前岸総理が出

席せられたときに、やはりこの委員会

で私と川島幹事長と、この問題につ

て相談して、そうして選挙前に何が

なでもやるというふうな相談をしたか

のごとく、どなたかから主張せられ

たが、全然私はそんなことはない、そ

んなことはない、それを私は弁明し

ようと思つたけれども、まあまあ、岸

総理が貴重な時間ですから、私は横合

いからそんなことを言つたつてしやう

がないと、私は遠慮しておつたので

が、実はこれはしかし明らかにした方

がいいと思つて、委員長に発言を求め

たのです。委員長を、聞えなかつたか

もしれませんが、のがしてしまつて、

それでそのときは弁明する機会がな

かつたか。だがしかし、こうした問題

について、私は幹事長なんかと話した

ことは、一べんもありません。さらに

また、その他の人々と会つたことも一

べんもありません。問題は、私がこの

教育行政の問題について会つたことが

あるとすれば、それは率直に申しま

す。校長を組合からは法律を作

る、こういうような話があつたとき

に、私は会つていろいろ相談をしたこ

とがあります。それ以外には、勤務評

定なんかの問題で一べんも私は会つた

こともありません。従つて、グラ

ント・ホテルの会に行つて、そうした

一日も早く進行しろとか、あるいは選

挙前にこれをやつてしまえとかいうよ

うなことを言つた記憶はありません。

誤解のないように願ひます。

○秋山長造君 大臣のたゞいまのお話

はお話として、一休それじゃ選挙前に

勤務評定をどうでもこうでも強行しろ

という方針は、一休どこから出てきた

んですか。昨日の会合で内藤局長が強

い要請をされた方針というものは、一

休どこから出てきたんですか。

○国務大臣(松永東君) 私の承つて

おるところによりますと、これは何

せ、ことしの初めでありまして、日は

よく覚えておりませんが、何せ、これ

は四月から実施するということを、委

員長の協議会でありましたか、教育長

の協議会でありましたか、打ち出され

て、そして四月から実施するという

ことが、もうその当時から決定せられ

ておつたというふうには承知いたし

ております。

○秋山長造君 教育委員会が自主的に

何をきめようと、それは別問題です。

とにかく文部省なり政府なりが、選挙

前にどうでもやれという方針は、それ

はどこから出てくるのかということ

を、私はお尋ねしておる。

○国務大臣(松永東君) 私の方じや一

切きようなことは指導いたしておりま

せんです。

○秋山長造君 大臣が、そういう指導

は全然なさつていないし、また、公的

にも、私的に、そういうような発言

も何もないとおっしゃつておりなが

ら、あるいは下田の会議なり、あるいは

はきのうの日比谷図書館の会議なり

で、文部省の役人が行つて、そして

具体的に期限を設定して、そしてそ

れに対して非常に強いハツパをかけら

れるということ、大体大臣の方針

じゃないんですか。大臣の方針と全然

はずれたことを、下僚がやつておられ

るんですか。

○国務大臣(松永東君) 方針は私の方

針です。それはなぜであるかと言ふな

らば、その教育委員長協議会で、四月

から実施するのだという方針がきまつ

ておるということでありまして、そ

れを何も私の方からやつちやいかぬと

いう必要もなし、そのままになつてお

るのであります、ことさらに私がそ

ういうことをやれと言つて指導したの

ではありません。

○秋山長造君 いや、それを、教育委

員会の方で自主的にきめたことをやる

なといつて指導したことがないとい

うのは、おっしゃるのには、これはもち

ろんそうでしょう。しかしまた、逆にや

れと言つて指導されたこともないと

おっしゃるんですね、今後段で。とこ

ろが、現実には、選挙前にとにかく

ひととやれという指導をなさつてお

るんです。これは、大臣は全然御存じ

ないんですか。

○国務大臣(松永東君) 知りません。

選挙前にやれという指導をしたことは

知りません。

○秋山長造君 じゃ、内藤局長にお尋

ねしますが、あなた昨日日比谷の図書

館へ行つて、そういう指導をなさつた

そうですが、それは一体だれの命令で

おやりになつたんですか。

○政府委員(内藤三郎君) 私実はき

のう、東北ブロックの委員長と教育長

の合同会議がございまして、文部省か

ら出てほしいという御希望がござい

したので、私、伺いました。そのとき

に、大体関東ブロックその他の状況を

申し上げまして、東北ブロックでもい

ろいろと御計画をいたしたので、全国

教育委員長協議会の申し合せの線に

よつて一つ実施をしていただきたい、

こういう希望を述べたのでございま

す。私が選挙前にやれというようなこ

とは、私申し上げた覚えはないのであ

ります。選挙とこの問題をからませ

いでほしいという希望は申し上げま

した。

○秋山長造君 あなたは、昨日の会合

へ出られて、まず第一点として、必ず

選挙前にやつてもらいたい。それがで

きなくとも、おそくとも五月の十五日

までにはやつてもらいたい、こういう

ことを強く要請されたということを私

は聞いておるのですが、それはうそで

すか。

○政府委員(内藤三郎君) それは私

事実ではございません。と申しますの

は、すでに東北ブロックでは五月十五

日というふうなお話もありましたし、

また、四月中にというお話もありま

した。私どもとしては、東北ブロックの

自主性におまかせしておるわけござ

います。

○秋山長造君 先ほどの御答弁で、選挙とからませないでやっつけたいというところをおっしゃったことですが、選挙とからませないでやっつけたいということは、選挙前にやれということじゃないんですか、これはどういう意味ですか。

○政府委員(内藤三郎君) それは、選挙運動とまぎらわしいような運動をされては困る、こういう趣旨でございます。

○秋山長造君 じゃ、選挙までに必ずやっつけたい、そうして、それができなくても五月十五日までにはやっつけたいというようなことはもちろん、またそれに類するような御発言は一切なかったんですか。

○政府委員(内藤三郎君) 私は、東北ブロックの申し合せの線によって、特に全国教育委員長会議の申し合せの線によってやっていたと思います。東北ブロックは東北ブロックで、一つの申し合せの線がございますので、それを実施していただきたい、こういう意味です。

○秋山長造君 さらに局長は、その会合へ出られて、そうして府県の教育委員会で実施困難な場合は、文部省が強い指導をするという御発言があったように聞いておるのですが、その点はいかがですか。

○政府委員(内藤三郎君) 私、そういうことは申し上げておりません。

○秋山長造君 さらに私、この間の下田の会議等について伺いたいのですが、あの会議に、文部省から木田地方課長が出たというのを聞くのですが、それは一体何のために出て行って、そうしてどういう指導をやら

れたのか。先ほどの大臣の御発言によると、昨日の会合に局長が出たことも、また先だつての十七、八日の下田の会合に課長が出たことも、私は全然知らぬというお話なんです、一体何をしに出て行って、何をやったのか、それを一応率直にこの際明らかにしていただきたいと思ひます。

○政府委員(内藤三郎君) 関東ブロックの教育長協議会の幹事長である本島教育長から、文部省側からも、ぜひ関東ブロックの会合に出てほしいという強い要望がございましたので、地方課長を出したのでございます。これは関東ブロックの勤務評定の状況について、私も事情を承知しておきたいからでございます。

○秋山長造君 先ほどのグラント・ホテルの話については、まあ大臣がおっしゃった点は、要するに、ほかのものはともかくとして、大臣としては、ただこの勤務評定の実施状況その他について、一般的な情勢の報告をしただけであつて、それ以上の何にも相談はなかった、こういうお話なんです。しかし、私も新聞その他によつて承

わるところによると、党側から、東京都の教育委員会なり、あるいは文部当局に対して、とにかく選挙までに間に合うようにやるべしという非常に強い要求があったと、こういうことなんです。これはそういう事実はないのですか。どうも、私も先ほど来申し上げたような一連のこの出来事なり、あるいは文部当局者の発言等は、これはもうばらばらなものではないに、私はずっと筋は一貫していると思う。この総選挙までにこれをとにかく曲りなりにも強行させる。そうしてそれによつ

て、あなた方文部当局は、なるほど大臣なり、局長がおっしゃる通りに、あるいはこれと総選挙とをからめるといふようなことは、何らお考えになつていないとおっしゃつても、やはりまたもう一つ大きなワケ、大きな別な立場からは、これを有力な選挙対策として考へ、またそれを利用しようとしておる私は人たちがあつたんじゃないかと思ふのです。この政府与党の内部には……。

それから、そういうことであればなおさら、この解散を目の前に控えた直前のこのきょうとかあすというときに、この東京のように非常な無理をして、まだまだ話し合う余地もないことではない事態にありながら、これをいやおうなしに強行するということは、私は非常にまずいと思ふのです。また、私がさっき申し上げたような誤解を持たれたり、またそういう目で見られるおそれが私は多分にあると思ふのです。大臣も先ほど来都庁に行つて非常に努力をされて、またさらに努力をお続けになるというお話しですけれども、私はもうこの努力はぜひともこれはなし遂げていただかなければ、そういう、私が言うことが邪推でも何でもないという事態に結局的になつてくるおそれが多分にあると思ふのです。が、その点について大臣の御見解を伺つておきたい。

○國務大臣(松永東君) 私はこの問題と選挙問題とをからめ合せるなどということは、からめる必要も何にもないと思ひます。従つてこの間のグラント・ホテルの会合では、私はおくれに行つた。おくれに行つたのは、この委員会が何かで、たしか昼の時間におく

ては、まあ議論があつたんでしょう。そうして、まあ何か議論をした人があつたのでしよう。そこに行つて、報告をせよというところで紹介をされたので、きょうまでの経過はこれこれでありまして言つて報告をして、そうしてしまひまで待たないで、すぐ私は帰つてきた。ですから、その席上でどんな議論が取りかわされたか私はよく知りません。しかし、私はこんな問題で、何も選挙前にやらなければならぬとか、選挙とからめなければならぬというような考えは、寸毫も持つておりません。

○松永忠二君 これは大臣にお聞きしたいのですが、やはり先ほどからいろいろ話にも出てきているように、関東ブロックの教育長協議会で一応やる期日を話し合ひをした。そうしてそれに基いて、まあ各県とも非常にそれに拘束を受けるというか、そういうことから、非常に教育長としても大へんに……まあその協議会に拘束されるというところが、一つには各県独自に自主的に行われぬ点を引き起していると思ふ。こういうふうな際には、やはり円満に解決するということか、不測の事態を起さないという意味からか、やはり各県独自の立場に立つて、その情勢を考へて解決していくということが非常に望ましいと思ふのですが、こういう点についてはどうなんです。たとえ

ば四月中にやるとか、四月の二十三日に一せいにやるとかというより、やはりそれを各県々々の自主的な判断でこういう際にはやらないと、結局まあ問題が非常に膠着してくるというような把握をわれわれはするのでありますが、こういう点についてはどうですか。

○國務大臣(松永東君) 私の聞いた範囲内では、各ブロックで大体その附近の状況に応じて一緒に一つやろうじゃないか、あるいは一緒に日取りをきめようじゃないかというふうな申し合せになつたというのを承つております。従つて四月二十三日という問題は、関東ブロックというのです、東京を中心として四、五県の人々が集つて、そうしてその日を基準にしようというふうになつたと聞いております。さらにまた、あるいは東北とか、あるいは九州とか、中国とか、それぞれのブロックで定められることと思ひますが、やはりそのブロックの中でも、各県各県の実情に即応したように相談をして、そうして申し合せされるのだらうというふうな考へております。

○松永忠二君 今のお話は、結局各県各ブロックでいろいろ相談されたことでは、大体四月中にやりたい、やろうというふうなことに非常に歩調がそろつてゐる。しかも、いろいろと話が出てきたように、うわさにより、あるいはわれわれの耳にしたところによると、選挙前に片づけるというふうなところと、非常に符合をしてくるわけなんです。そういうふうなことが、結局これを外部的にも誤解をするということになるので、大臣としてはやはりそういうふうなところに誤解や、拘束を受けるしないで、やはり自主的に各県が判断をして、もつとよき状態の中でこの問題の解決をはかつていかなければいけないというところについては、大臣としても御異議はないと思ふのですが、その点はいかがでございますか。

○國務大臣(松永東君) これが四月に実施するというようにきまつたのは、

実施するということにきまつたのは、

たしか去年の暮れに、都道府県教育長とか、教育委員長あたりの協議会できまされたというのを、私はその当時から耳にいたしておりました。そこで、ちょうどそのころにうわさされたように一月解散であったならば、これはまあそんな問題はなかったのですが、たまたまあと二、三日で解散になるということとぶつかってしまったということになるのですが、四月に実施するということは、これは去年の暮れからたしかきまつておった、大体そうした申し合せになっておったように私は承わっております。

○松永忠二君 まあ、その点は、特にこういう点について広い意味の指導助言をした方がいいというのを言うのではなくて、結局あるいは、今、聞いておるのは、大臣の見解を聞いておるわけなんです。選挙が一月にあつて、その後の四月といううなことを考えたときには、いろいろ問題もあるいはなかったかもしれない。しかし現実には選挙の直前になって、しかも、なおかつ選挙とからめて、一部にはどうしようといううな批判もなかなかあるわけ。そういうことを考えてみましたときに、何もこの四月までに、幾ら昨年から申し合せをしたことだとしても、四月中にどうしてもやらなければならないとか、しかも、各県各ブロックで話し合いをして、それをどうしても四月中に片づけてしまわなければならないといううなことは、私は、私たちは理解ができないわけなんです。私たち結局そういう選挙の情勢から考えて見ても、いろいろ問題から考えて見ても、もう少し問題を冷却した方がいいのではないかと、いろいろ

なことを、各方面から申し上げても、問題は話し合ったことでもあるしといううなことが、相当大きな障害になつてきている。そうなるべく、われわれとしては、何か四月にしなければできない理由があるか、あるいは四月にやれといううな指導も強力に行われていて、これはないかと、そのために各県の教育長なり、教育委員会の判断というものが非常に拘束されて、膠着しているうな状態のように見られる。従つてたとえ文部省の文部大臣等にも、こういう点についてはやはり円満な解決といううな点から言うならば、あまり拘束をされるといううなところについては、誤解を受ける点もあるかもしれないという点について、やはりそういう見解等を率直にお示しをいただきたいといううなわれわれは考えるのですが、そういう点はいかがですか。

○国務大臣(松永東君) これは四月がちょうど年度がわりだもんですから、去年の暮れの教育委員長会議あたり、その年度がわりからやろう、こういうふうにしたしか申し合せをされたのだというふうに聞いております。たまたまそれが解散ということになつてくるので、そういうふうなことがあつてきたわけですから、これはどうもそういう問題で、さつきも本島教育長ともいろいろ話しをし、さらにまた、安井知事とも話し合つたわけなんです。安井知事も善処してくれ、こういう時局柄ごちやごちやして、最後に最悪の場合をもちたすといううなことも因るだらうといううなことを私話したのです。とにかくまあ何とか一つ互いに良識を持った人々の集まりですから、善

処してもらいたいといううなことを考えております。

○大和与一君 大臣にこれから明日の朝までも、なおお骨折りにしていただきたいし、またしていただけたらと思うのですが、さつきもおっしゃつてのこと、最悪の事態というものは、先生方が一時間か、二時間か職場を離れて静かに集まつていてということが最悪の事態なのか、もつとほかのことを含めてお考えになつていらっしゃるのか、お答え願います。

○国務大臣(松永東君) 私は争議や何やらということは、やうな経験がないのでわかりませんが、いすれにせよ、最悪の場合というのは、教員に教育上支障をきたすようなことがあることが、最悪の場合といううなことを考えておるの、何とかしてそれは一つないようになしたいといううなことを考えております。

○大和与一君 そういうお考えでよろしいと思うのですが、聞くところによると、あしたおまわりさんが出て何か集まつていてところを引っ張つたりなんかするのじゃないか、そういううなことがあるのです。まさか四万人の先生を引っ張ることはできぬでしょうが、そういうことは最悪の事態の頂点だと思ふ。こういうことは断じてさせない、国家警察庁長官なり、警視總監に大臣からきちんとお話し合ひしていただいて、この問題は教育委員会と先生方の問題、こういうふうなこれはきちんとしておいてもらわないといかぬですが、その点一つやつていただけたらかお尋ねします。

○国務大臣(松永東君) どうも具体的問題が、やはりすべての秩序の維持という問題でありますから、それははつきり私は言えませんが、何とかそんなふうにならぬようにしたいと思つて、さつきから駆けずり回つて、あつちにいったり、こちへ飛んだりしておる始末であります。

○大和与一君 もしも今お尋ねすることについて、大臣からや見通しのあつたお答えをいただければ、あとの質問は要らぬわけです。ということは、非常な御心配をいただいておりますので、何とか明朝までにはおさまるだらう、おさめたいという見通しをお持ちになつておられるのかどうか。ちよつと困難な質問かもしれぬけれども、もう一度お聞かせいただけて、もう少し御質問させていただきます。

○国務大臣(松永東君) これも実際むずかしい問題で、なかなか今までごちやごちややつて解決がでなかつたのです。しかし、物事というものは最後にならぬと、やつぱりみんな解決がせぬ。まあ、良識を持った人々の集まりですから、何とかできるような気もするのです。しかし、明るい見通しを持つておられるかとおっしゃれば、これはどうもそうです。持つておりますといううなことも答弁ができません。しかし、私は今夜でもやはり努力は続けていくつもりであります。

○大和与一君 大臣のおっしゃつた最悪の事態とは、子供の教育に少しでも差しさわりのあることは、最悪の事態だ、こういうお気持ちで私はよろしいと思ふのです。もしも、それがうまくいかぬ場合、これはやっぱり文部省の責任があると思ふ。大臣は衆議院の文教委員会が勤務評定についても、何か基準らしいものを作りたいということ

野原委員の質問に対してお答えしてゐる。そうして今度こつちへ来て、われわれが質問しますと、今度教育長協議会ですか、そこで大体きめられたことが、どうやら自分たちの思つてゐることとまあ似たようなものだから、かえつて混乱をさせぬようにという言葉で、内務局長はしばしば言つてゐる。ほんとうは基準がない、きぜんたる文部省としての今度の勤務評定に対する指導助言の基軸になるものが私はないということも言えると思ふ。それがないために、混乱が起るということにもなると思ふのです。そうして逆に通達を出したり、内面的指導したり、内藤さんには否定されたけれども、その会合に出席をした人から私は聞いてゐるのですから、もうすぐ決着をして明らかにする時期がくると思ふけれども、そういう要らぬことをやつてゐるから、混乱が起つてゐるので、これはどうしても大臣におつしやつていただかなければ、文部大臣あるいは内務局長というか、文部省に責任がある、はつきりした基準を示した上で、十分な助言、指導されるといううなことはあつていと思ふ。ところが、岸総理大臣にこの前お尋ねしたら、そういうものさしはない方がいい、こういうふうには言われたので、私は全然何を言つてゐるのかわからないうな感じをしました。ですから指導助言をされるならものさしがあるわけ。そのものさしも何もきめなかつた。そして教育長協議会の總會ですか、そこできめて大体自主的にやるのだ、それならほんとに自主的にやらせるなら、おまかせ願つた方がいい。私は群馬県ですが、群馬県はちゃんと組合の方と教育長と話し合ひ

をして覚悟まで交換して、きょうまでは全然心配がなく、ぼつぼつ話をしながらやっている。こういう漸進的というか、合理的な形もあるのですよ。それを東京だけをぐっと押えて、しかも不測の事態、最悪の事態、そういう脅威を持たせて、これが落ちたらあとにさつと逃げる、こういう野心が大臣になくても、内務局長にはある。そういうふうにも、もっぱら八州にうわさされている。それも最悪の事態の一つになりますから、そういう点もぜひ一つお含みいただいて、何が何でも大臣の責任で一つ解決していただきたい。これを重ねて要望して、質問をやめます。

○国務大臣(松永東君) お説の通り、何とか最悪の事態を来さぬように一つやりたいと思う。責任の問題については、あとで事態の発生したときに、私は考えてみたいと思います。

○吉田法晴君 大臣にお尋ねいたしますが、その前に内務局長にお尋ねしたい。先ほど秋山委員から質問をしておりまして、昨日、日比谷の公会堂で、東北ブロックの教育長と教育委員会の代表者の合同会議で、内務局長は第一に、勤評は選挙前に実施せよ、おそくとも五月十五日までに実施せよ、これが第一。それから第二は、もしも各府県の教育委員会が実施困難な場合は、文部省が適切な指導する。これは文部省の責任においてやらせる、こういうことになっている。第三は、勤評の内容については、全国教育長協議会の案をひな形にせよ、こういう意味のことを言ったと言われているが、どうか、こういう質問に対して第二点の文部省の責任においてやらせる、あるいは

は指導する、こういうことを言わなかったと言われたが、第一点は、ブロック会議で四月中に実施をしたい、おそくとも五月十五日までには実施をす、という自主的な申し合せがあったから、その申し合せの線に従って実施をせよ、こういう自主性を尊重してという言い方ですけども、内容は同じです。それから勤評の内容については、全国教育長協議会の案をひな形にせよ、こういうことを認められたように思うのですが、その通りでしょうか、重ねてお尋ねしたい。

○政府委員(内藤三郎君) 第一点の四月中に、おそくとも五月十五日までにやれというようなことは、私は何ら指示もしませんし、申し上げてもおりません。私が申し上げたのは、全国教育長協議会の申し合せの線に沿って御善処願いたいということをお願い申し上げました。第二点の文部省の責任においてやれというようなことは毛頭考えておりませんし、また、そうすべきものでないと思う。私は都道府県の教育委員協議会なり、都道府県教育長協議会で非常に御苦労願って試案を作成され、また、実施の準備も着々としておられる今日において、私どもの責任においてやるといふようなことは、私は絶対申し上げた覚えはございません。

それから最後に、内容については、都道府県教育長協議会の試案を基礎にしるというような点は触れておりません。○吉田法晴君 先ほどは、第一点についてブロック会議で四月中に、あるいはおそくとも五月十五日にまでと、そういう自主的な申し合せが行われたと、そういうことをさつき答弁された。それについて内務局長がどう言われたかという点、先ほどは言われなかった。言われなかったけれども、自主的な申し合せの実施を期待する、こういう意味のことは先ほど言われたと思うのです。そうしたら、内容については同じじゃないですか。

○政府委員(内藤三郎君) 私はそういう話も聞いていますと申し上げただけです。四月中ですか、五月十五日というような話もあるというのを申し上げたのです。私がこの線をやれというようなことは、指示も何もいたしませんし、申し上げたこともありません。

○吉田法晴君 きのうの会合に内務局長が出られるまでは、オープンで窓も開けて討議がなされておった。内務局長が出られてからは、これは勤評の問題について協議がなされたと思うのですが、内務局長出席以後においては、ドアも閉めて協議された、こういうことが言われておりますが、そういう空気があったのかどうか。

○政府委員(内藤三郎君) さあ、私実は私が参る前までの状態がどうであつたかは存じませんが、ともかく私が参つたときは、ちょうど初めは委員長と教育長の合同会議があつた。それで、その後委員長さんたちだけの会議があつた。それで、私が参つたときは、ちょうど委員長さんの会議が終つたあとで、これから再び委員長と教育局長の合同会議になるその直前でした。それで、私の席にお招きをいただきましたので、私からお話を申し上げて、もつとも、きのうは、ちょうど大臣が昼食を、ある人と食事をされる約束がございまして、私も陪席するよ

うにというお話もございましたので、私もちよつとしかおりませんので、詳しい話はしていません、ごあいさつ程度で引き上げたのであります。

○吉田法晴君 そうすると、きのうは大臣と一緒に行動したのですか……。ごあいさつをしたというのですが、そのごあいさつの内容はどのような内容のごあいさつをされたのですか。

○政府委員(内藤三郎君) 私が申し上げたのは、きのう大臣は食事を一緒にされる方があつて、それにおいでになるということだったので、私もその席にお招きをいただいたわけですから、委員長会議に長くおれたわけではございませんで、詳細に存じませんが、ただ私が申し上げました趣旨は、短時間ではございましたけれども、大体全国的に教育長協議会の申し合せの線に沿って実施の準備を進めていらっしゃる。東北ブロックにおいても、大へん今まで御苦労をいたしておられますが、一つ東北ブロックは東北ブロックの自主性に基いてやってもらいたい、こういう趣旨のことを申し上げたわけでありまして。

○吉田法晴君 そうすると、そのあいさつの中で、勤評問題について触れたということは大体間違いないですね。それから、その勤評問題について、全国教育長協議会の申し合せの線に従い、あるいは東北ブロックの申し合せの線に従って勤評を実施せられた、こういう意味のことを含んであいさつされた、これは間違いないですね。

○政府委員(内藤三郎君) さようでございます。○吉田法晴君 これは大臣も聞いてお

られる通りですが、きのうの話にしても、それから下田の会議にしても、あなたは、大臣はですよ、大臣は勤評について選挙前にやれとか、あるいはとにかく勤評を四月までに実施せよ、こういうようなことは言ったことがないというお話ですけれども、局長や課長は、おそらくあなたの意図をこえるかもしれないと思つておられますが、とにかくやれ、それは教育長協議会の線である、あるいはブロック協議会の自主的な申し合せの形で……。そこであるいは四月中、あるいは選挙前にという言葉だったか、四月何日だったかは存じませんが、やれと、あるいはおそくとも五月十五日までにやれと、こういう意味のことを言われたことは、これは今までのあれで客観的に判断ができますね。先ほど午前中の質問の場合は、自分は教育長に対して、あるいは教育委員会に対して何ら指図をしたことがない、こういうお話しでしたけれども、内務局長なり、あるいは課長はそういう自主的な申し合せという形、それからあるいは申し合せを行使せよ、こういう形ではありますけれども、ハツパをかけていることは間違いないですね。それから明日なり明日以降のことについては申しけれども、午前中にも質問を申し上げましたけれども、四月十二日づけで通牒を教育委員会あてに出している、これも事実ですね。そうするとこの中には、非違を犯すものについては厳正なというか、意味は厳重なという意味だろうと思うのですけれども、処置を講ぜられた、こういう方針が出ています。そうするとみんなが心配するように、文部省は自主性の名に隠れておられるけれども、勤評

をとかく四月までに強行せよ、こういうことを言ってきた、そうしてそれに対して異議を申し立てるものについては、あるいは意思表示をするものについては、それは法を犯すものとして弾圧する、こういう通牒……。あるいは厳正なる処置を講ぜられた、こういう形で臨んでいくことは、これは客観的に考えれば間違いない事実じゃありませんか。あるいはそれが文部大臣の意図に出ているのかもしれないが、とにかく文部大臣の意図と食い違つて、そういう文部省の局長とか、課長とかというものが、あるいは教育委員会、あるいは教育長に指示をし、あるいは通達をしている、こういうことは、これは文部大臣認めざるを得ないのじゃないか。

○吉田法晴君 認めざるを得ないという言葉を理屈でおっしゃって見たって、私が認められるはずがないじゃありませんか。選挙前にやれとか何とか言つたとか、五月十五日までにやれとか言つたって、私は聞いたこともないし、やれと言つて指図したわけでもないのです。ですから私は認めるなどということは言っておりません。

○吉田法晴君 お尋ねしておるのは、それじゃあそういう点を指図したわけじゃないという点については、あなたの御意思と反しておりませんかというのです。

○吉田法晴君 選挙前にやれとか、五月十五日前にやれとかというように言つたこととすれば、それは私の意思に反しておりません。しかし、この問題は去年の暮れに委員長並びに局長会議で、もう四月の新学期からやるということにきまつて

おつた、申し合せができていたということをお承知しております。従つてその線に沿つていくという気持に文部省もなつておつたことは間違いないと思います。ですからそれは何も選挙前にやれなどというのを、私が言うはずがないのです。

○吉田法晴君 言うはずがないが、内藤局長なり、課長が言つたことは、まああいつという形かどうかは知りませんが、あるいは自主的に申し合せを実施せよ、こういう形でやっている。それから通牒が出ていることも事実、そうするとそれはあなたの意思に反しませんかと言つたら、反しませんでした。そのあとの点はこういう点だと思ふのです。これは道徳教育の問題についてのもので、通牒は拘束力を持たぬと言われた。具体的に教育行政、あるいは勸諭を実施するかどうか、道徳教育をやるかどうかということは、これは教育委員会がやる。そして自主的に申し合せをしたとあなたは言われる。それならあくまで、そのやるかどうかという点については、教育委員会がきめる。もし、それを超越して文部省が指図をしたとするならば、それはやはり文部省の行き過ぎである、あるいはあなたの意思に反するところだ、こういうことが言えるでしょうが……。

○吉田法晴君 それは今、内藤局長が、そういうことは言わぬと言つています。選挙前にせひやれとか、五月十五日までにやれというように言つたことは言わぬと言つています。ですから私は言わぬことだと思つております。

○吉田法晴君 申し合せができていたということをお承知しております。従つてその線に沿つていくという気持に文部省もなつておつたことは間違いないと思います。ですからそれは何も選挙前にやれなどというのを、私が言うはずがないのです。

○吉田法晴君 もし言つたとすれば、これはあなたの意思に反しますね。

○吉田法晴君 ちよつと……

○委員長(湯山勇君) もう一度今の質問を繰り返して下さい。

○吉田法晴君 言わぬはずだとおつたのう言つたというところは、さつき明らかなつたのです。言つたことが……教育委員会が自主的にやるというけれども、私は文部省がそれは教育委員会の申し合せ云々といえども、その内容はあるいは四月中旬に、あるいは五月十五日までにということ、そういう申し合せを東北六県でした。そういう自主的に申し合せをされたことだと言つても、その内容を文部省がやれと、こういうことを言つたとするならば、それは文部省としては行き過ぎだ、あるいはあなたの意思からいうならば、その自分の意思を越えていると、こういうことが言えるじゃありませんか。

○吉田法晴君 そういうことを言わぬと言つておられますが、どうもそれはあなた水掛論みたいで、そのことを本人の内藤局長がそういうことを言いませんというのを言つて、以上、仮定的に言つたとすれば、このことはちよつと私には受け取れぬですね。言わぬと私は信じております。

○吉田法晴君 きのうもあいつに行つて、勸諭問題に触れたということですから、勸諭問題に触れたという線に沿つてやりなさい、あるいは東北プロック会議で四月中旬に、あるいは五月十五日までにやるという話があった。

そういう協議会の話し合いの線に従つてやりなさいと、こういうことを言つたというのだから、それでしょ。そうすると、その内容は自主的に相談をされたということだけれども、それをやりなさいという話は、これは文部省の局長として言つたということですが、教育委員会なり何なりの自主的な行動にまかせる、自主的な判断にまかせるというならば、これはあなたの言われる通り。しかし、それを文部省がやれという指示をしたとするならば、これは文部省としては行き過ぎではないか。あなたはそういうことを言はずはない、あるいは指図するはずがないと、言われるけれども、自主的に申し合せをした、その内容がどうであれ、それをやれと、こういうことを言つたことは、やはりこれは事実であるし、自主性に名をかりて勸諭を実施せよと、こういうことになりはしませんか。そうするとそれはあなたの意図を越えるものではないか、こういうことをお尋ねしているわけです。

○吉田法晴君 これはどう言つたか私は知りませんが、そこに立ち会つていたものでもなければ、言えといつて私は命令をしたわけでもございませぬが、しかし、もし文部省の役人が行つてそういう協議会に出席してもし口を開いて言つたとすれば、協議会の申し合せに従つてやりなさい、これを希望するぐらいなことを、これを言うのがほんとうじゃありませんまいか。その申し合せに反対しなさいと、う言ふなら、これはけしからぬことじゃというふうにおしかりを受けるかもしれませんけれども、やはりそれが常識じゃないかと思つております。し

かし、私はどういふことを言つたかは存じません。

○吉田法晴君 その言つた、言わぬは、先ほどあなたにお尋ねする前に、内藤局長にどういふことを言われたか、勸諭問題に触れてお話をしましたかと聞いたたら、それは勸諭問題を含んであいつをしました。それから全国教育長協議会の線に沿つて勸諭は実施されるべきだと、こういう話をしたのは五月十五日までという、四月中旬あるいは五月十五日までという、東北プロック会議でそういう申し合せがあつたというのを聞いた。それは申し合せに触れて言われたかどうか知りませんが、教育委員会の申し合せの線に従つてやれと、こういう話をしたとされるならば、勸諭問題について文部省が申し合せといふことに名をかりてではあるけれども、やれと、こういうことではな

いかと、こういうことを申し上げておる。これは昨日の話をきいて、その前の話も、下田における会合等もあるから、これは客観的に見て、文部省が勸諭実施について拍車をかけてきた、あるいは俗に言うハツパをかけてきた、こういうことに、そういうことは間違いないと思ふから、お尋ねしておるのです。それから今まで論議された中で、去る四月十二日づけの通牒が、これは内容は知らぬという話はあるが、それに関連をして先ほど聞かれておつたこととありますけれども、最悪の事態というか、教育問題について教育に支障のあるような事態がないことを望む云々というお話しでありましたけれども、あす以降において今のような話し合いができなければ、あ

なたの努力が実らなければ、どういふ事態が起るか分かりませんが、教育委員会とそれから教職員との間で争っている問題、問題は教育行政に関する問題、それについて初中局長で通牒が出ておるわけですが、そういう場合に、文部省が態度を表明する場合に、この非違があるだろう、あるいは違法性があるだろう、こういうことでそういうことのないように、そこまではわかって、しかし、厳重な、厳正な措置と書いてあるが、厳正な措置というところで処分、あるいは先ほどは断罪と申し上げたが、そういう意味のこれは意思表示をすべきではなからう。それから先ほど警察の問題がございましたが、岸総理は、かつて教育問題について警察権の行使はすべきでない、こういう答弁があったというところであります。文部大臣として今回どうに考えられるかどうか。

○国務大臣（松永東君） 吉田さんのお尋ねになりましたことは、つまりもし服務権限を乱して非違を犯すような人があったとすれば、厳重に取締れと、こういうまあ厳正な措置を講じられたという通牒を出した。それが警察問題あたりも含んでおるか、そういうお尋ねのようですが、そうでしょか……。こういう通牒を出しましたことは、これは決して差しつかえないと私は思う。それはあなた非違を犯したり、秩序を乱したり、法律に違反したりするようなことは、断じてやってはいかぬぞと、こういうことは当然なことではないでしょうか。しかし、それがさらに進んで警察で問題にするとか何とかということは、これは別個の問題であるけれども、文部当局といった

しましては、今申し上げたような通牒を出し、あるいは警戒をするということとは、これは当然なことだと私は考えております。

○吉田法晴君 そういふことをお尋ねしておるのではなくて、一番最後の点は、岸総理はかつて教育問題について警察権の行使を考えたことはないというところであつたが、文部大臣としても同様に考えられるかどうかということですか。

○国務大臣（松永東君） 警察権なんということは、私どもは考えておりません。そんなことまでするようになってはいかぬと、それはもう末の末だと、そういうことはちつとも考えておりません。

○吉田法晴君 その通牒の中身はよく御存じないようだけれども、国家公務員及び公共企業体職員の争議行為等についてという通牒を引いて、そして何といふか、教育委員会の善処を求める、あるいは厳正な措置を講ぜられたという要請がなされておりますが、あなたは非違とか、あるいは秩序を乱すとかいふことを言われますが、国家公務員とそれから地方公務員との政治活動の規制の違いがあることはございましょうか。それからもう一つは教育問題について、あるいは教育行政の問題について、これは道徳教育の場合でもそうでありますが、午前中に、理解と協力なしにはやっていけぬというお話がありました。あなたの極端な言葉だけれども、非違だとかあるいは秩序を乱すとか、あるいは違法だとか、教育問題について意見が分れる場合に、納得と協力を基礎にしていかなければならぬというときに、初めか

ら、意見の相違を、あるいは非違あるいは法律違反として臨むというような態度は、私はなからうと思うのです。文部大臣は、その点についてはどういふふうにお考えになっておりますか。

○国務大臣（松永東君） ころばぬ先の杖を作らなければなりませんから、非違であることを犯してはいかぬ、そういうことのないように注意をするわけです。それは決して私は差しつかえないことだと思ひます。

○竹中勝男君 今の大臣の答弁を聞いておきますと、大臣の答弁のようについておれば、今日のような緊迫した事態は起らなかつたと思う。ところが、現実にはこう緊迫した状態が起つてきたといふのは、どうも大臣の考え、大臣の希望、大臣の意思を、その箇に当る者が間違つたのではないかと、あるいは故意に間違えておつたのではないかと、あるいは大臣の意思に反してこれを強行しようとしたのではないかと、あるいは疑いが非常に濃厚になつて参ります。すでに事態は相当最悪に近い状態にきております。従つて、むしろ大臣に、これから明朝にかけて徹底的にこの事態を緩和し、解決するために、委員会としては、動いていただかなければならぬと思ひますが、それにしても、今日までこういうような事態に追いついてきたのは、ただ一方的に、一方が間違つてゐるということでは済まされなかつたと思う、非常に純真な現場の職員が、死をもつて抗議するといふ事態が生まれてきております。すでに事態は最悪の段階の様相を呈してきております。

であつたらば、こんなことは起りません、今の御答弁のようにな……。しかしながら、現実には大臣の意思と違つた方向に進められておるから、客観的にこういう事態が発生してきたと私は見ておりますが、「その通り」と呼ぶ者あり。大臣はどう思われますか、その点について。

○国務大臣（松永東君） これは繰り返して繰り返して申し上げておる通り、私の方針指導性を持つてやっておるのじゃないのです。都道府県の委員会が委員長と協力して、そうしてこうした案を作り上げ、さらにこれを実行に移したわけなんです。ですから、仰せになつた通り、もう事態はここまで来て、何とかしてこれを最悪な事態の起らないようにしようと思つて、今まで努力しましたが、これからは私も努力するつもりです。

○竹中勝男君 大臣に伺ひたいのですが、これからどういふ努力をする——というのには、大臣、条件をつける意味じゃないのです。あらゆることをやっていただかなければならないのですけれども、これを解決する見通しの方向に、どういふことが、どういふものがあるかといふことをお伺ひしたい。

○国務大臣（松永東君） これは、こういう公開の席でどういふことを、私がこういう手を打つつもりでございませうとか、こうしますとかいふことは言えませんが、とにかく、先ほど都知事も別れがけに、私は都知事も懇意な関係ですから、これは何とか最悪の事態が起きぬように、お互いのやり取り立場が、その責任にありますから、だからして、一つやろやと言つて話して、何とかしよう、じゃあとでまた電

話で打ち合せしよう、ちやうど都労連の人々に会うことになつておつたらしいのですが、そのあとでまた一つ相談しようといふことを言つて、別れていくわけですか。

○竹中勝男君 大へん差し出がましいことになつて恐縮ですけれども、私は三つのことを今考えているわけですが、一つは、大臣がこの事態を解決していく上において、二十三日に強行するという、この点を考えられることが一つだと思ひます。もう一つは、警察権を、いかなる事態がいかなる事態といつても、ある程度の事態が発生しても、警察権を介入させないということが第二点。第三点は、これまでの指導に適切性を欠いた初中局長に対する責任を、はっきり大臣がするということ。第三点。この三つの点を、大臣はどういふふうにお考えられますか。

○国務大臣（松永東君） これは、今お答へするわけには参りません。それは、そういう事態が起つたときに、ゆつくり考へて善処するつもりでございませう。

○竹中勝男君 徹底的にこの事態が起らないといふことが、私どもの最大の、最後のこれは念願なんです。それから、どうぞ大臣には御老体、また選挙の前でみんなほかの人は選挙準備しているのに、大臣が夜中までがんばられることについては、もう私どもは大臣の誠意を認めます。一つ徹底的に、明日の事態を今夜中に解決するように、動いていただきたいと念願いたしております。これは五十万の教職員だけではあります。父兄にしても、全国民が非常な関心をもつてこれを見ており、これを憂へておりますから、特に大臣の

最後の一つの、最後という悪いですけれど、非常に重要な職責として取り組んでいただきたいと思います。

あまり時間が長くなると、私はまた吉田君の言論を断罪いたしますが、もうこのくらいで大臣に対する質問を打ち切って、大臣のおられる席でなければ、今警察庁の警務局長と人権擁護局長が来ておられますから、それに対しての質疑に移つたらどうかという議事進行の発言をいたします。

○委員長(湯山勇君) 竹中君の御発言のように進めてよろしくうございませう。

○委員(湯山勇君) 呼ぶ者あり、ちよつと速記をとめて。

(速記中止)

○委員長(湯山勇君) 速記を始めて。

○高田なほ子君 御承知のように先般勤務評定の問題に対して、尾崎教諭が自殺をはかれたという問題、この問題は、単に経過だけの御報告ではなくて、中に含まれている意味がきわめて重大だと思つて、大臣の御同席を願つてゐるわけです。

これは尾崎教諭が最後と覚悟して、特に持つておられたポケットの中にしまわれていた遺書の本ものなんです、この中で、こういうふうにかかれてあることは重大だと思つて、これは木下さんにあてた遺書でありましたが「普通の闘争であつたら、いくら激昂していても、このような非常手段はとらなかつたでしょう。尊敬している人に失望したとき、人間がこんなにもろくな

るものかと驚いています。せめて一時的感情にかられてこのような死を選んだのではなく、最後まで自分の意志を

統御しながら死を迎えたいと思つて、木下さんあなたが校長会において私達の今度の闘争が私達の考えとは関係なく、組合の一部の者の指令にかられて行動しているといわれたことを校長から伝えられて、あなたまでが(このような権力機構の中に入ると)私達後輩の気持ちからこんなにも遠く離れるのかと悲しくなつてしまいました。これがまあ前置きです。

これは重大だと思つて、つまり問題にしようとするのは、単にその一人の教師が組合の一部の者の指令にかられて行動してゐるという誤解は、これは間違ひだといふのです。教師の心からの願ひとして、この事態を避けてもらいたい、実にこれは人間的な声として私ども聞かなければならない、しかも、二人の子供さんがかかえておられ、奥さんもおられる、お父さんとしての尾崎さんがこままでの気持ちにかられたという事は、これは容易ならざる問題です。こういう問題に關して、若干警察当局が政治的な動きをしてゐるのではないかと見られる節がある。従つて、まずそうでなければ大へんいと思つて、まずそれでありますが、こういうような疑義も若干あるために、これから人権擁護局並びに警察側、両方から事の真相について詳細な御報告を承わつてから、私の質問を続けたいと思つて

○説明員(秋野隆司君) 警察庁の方で報告を受けております概要を申し上げたいと思つて、事実が起りましたのは四月二十日の午前零時三十分ごろという報告でございます。場所は千代田区九ノ内三丁目の東京都教育庁内の敷

地であります。四月二十日の午前零時三十分ごろの教育庁の事務員の方と、それから警備員の方から有楽町の駅前の派出所にその勤務しておりました勤務の巡査に對しまして、私は教育庁の者ですが、今泥酔しておる人が、教育長はどうした、ストライキはどうなつたという言ひを言つて、自分の所の庁内の玄関横の自動車と自動車の間におつて、そしてなかなか出ていかないので困つておるからすぐ来てもらいたい、相当酔つておりますよと、こういう屈出があつたわけでありました。そこで、屈出を受けたわけでありました。教育庁の屈出をして下さつた人と一緒に現場に急いで参つたわけでありました。現場に着いた時には、すでに教育庁の警備員の人が三名ほどで門の近くまでその泥酔しておるといわれる方を運んできたので、当該巡査は、どうしたのですかというふう

に警備員に事情を聞きまして、警備員の人は、教育庁の警備員の人の言われることでありますが、やつこまで連れてきたのですが、酔つぱらつておつて、このまま外に出してやるという、御本人の持つておられる現金とか腕時計とかあるいは服等を取られるようなこともないとは保しがたいので、警察で保護していただくことと思つて、警察で保護したので、こういう趣旨の事情の訴えがあつたわけでありました。そこで巡査は直ちに、夜中のこのとでありますから、懐中電灯で舗道の所に横になつておる泥酔しておる人を確めたところが、レインコート、背広のボタンはははれておるし、ネクタイは曲つておるし、それからレインコートの左の襟のところから

腰の辺まで吐瀉物のようなものが、付着しており、なお一種の臭気といひます。そこ、においがいたしたのであります。そこで、これは相当ひどく泥酔してゐるなという判断をいたしました。同人をゆり起そうといひましたけれども、足がふらふらしてなかなか歩行ができません。そこで、都庁の事務員、警備の人と立ち会いの上で、身元を確認するためにポケットを調べてみますといふと、手紙のようなもの、それから現金、名刺、メモの用紙、それから郵便通帳、それから勤務先住所が入つてゐる尾崎という名刺が二十枚くらいあつたわけでありました。そこで郵便貯金の氏名と名刺を照らし合せて見ますと、よくそれが合致いたしておりました。それが本人であるといふことを確かめまして、教育庁の宿直室から直ちにその名刺に書いてある勤務先であります六郷小学校に電話をしたのであります。それから、どういふ事情かよくわかりませんが、おそらく真夜中のことであつたからであらうと思つて、相手が出ないために、連絡ができません。これは九ノ内警察でございます。そこで、これは九ノ内警察でございます。そこで、監督署は……そこに連絡をいたしまして、監督者の指揮を請うたわけでありました。どうしたらいいかという指図を請うたわけでありました。そうしてそこで現場に参つて、この事の處理に當りました巡査は、本署に保護したいから車を回してほしいという連絡を署の方へいたしたのであります。ちよとあいにくのこと、署の車が交通事故等であつたわけでありました。そこで、タ

クシーに乗るほかない、事は急を要します。そこで、タクシーを呼ぶほかないといふことで、小型タクシーをそのとき呼び寄せまして、そうして尾崎氏をその車に乗せ、巡査は自分もそれに一語に乗りまして、午前の一時ごろ本署の前に、保護という意味で、到着いたしましたのでございます。そこで、監督者に対して泥酔の人を同行したという報告をしたのでございます。そこで報告を受けました監督者は、早速本署前の玄関に出まして、タクシーの中をのぞきますと、座席に尾崎さんが横になつておられる。そこで泥酔をしておられるような状態でありましたので、さきの處理に當つた巡査の報告と現実の状態とを考へまして、これはまあ普通の泥酔者である、こういうふうと思ひまして、なお念のためにさきに巡査がいたしましたように、監督者といひました。二十数枚持つておられた名刺、郵便通帳等から本人といふふうには確かめられましたので、家族も心配しておるであらうから、自宅に送り届けるのが一番この際としては妥當な措置であらう、こういうことで、その自動車を確認してみたら、何々会社の何々運転手、何々といふ自動車の運転手まではつきりいたし、その身分も確認することができましたので、この酔つぱらつておられる方は名刺でわかりますから、大田区雪ヶ谷の十九番地に住んでおられる、学校の先生をしておられる尾崎という人である、車に乗せてもらつていくのであります。途中で座席からおつちこちといたないから、よくそこは注意して自宅まで送り届けてほしい、それから先に行つて家が見つからないでまごついては困るか

ら、自分の方から管轄である東調布警

ましたら……。

○政府委員（鈴木才藏君） 実はこの尾

ら、そこにはまず行つてくれ、そこでまごつかないように尾崎さんの自宅に行くようにしなさいと、こういうふうに頼んだわけでありませう。そこで三十分くらいたちましてから、なおこの丸ノ内署といましては、行先が心配す。

○高田なほ子君 それでは、ちよつと

に着いたであらうかどうかということ
を、東調布の警察署の方に照会をいた
しております。聞き合っております。

擁護局の方はまだ報告もないし、お調
べもしてないということであります
から、これ以上おいでいただいても

その回答によりまするというと、電話
ちよつとどうかと思いますが、すでにこ
の問題は、私は薩摩藩の方で可な開

わからぬほどまで飲むというのは、もちろんこれは悪いんですけれどもね、しかし、この場合の保護という問題については、人権擁護局としては、泥酔者の保護の限界ですが、どういうふうにかこれはお取り扱いになることが正しいと思われませんか。今回の場合はタクシーに頼んで、泥酔したと確認しておる本人をタクシーに乗せて届けてやっただけで済みますが、こういうような措置でよいものかどうか。いろいろ状況があると思うのですがね、ほとんどその名前を言うことさえもできないほどに意識を失っているその者を、タクシーに乗せて自宅まで送ってやるというようなことについては、これは、私はどうかというように考えるのですが、ここの保護の限界ですね、これを一般的問題としてお尋ねをしておきたい。

○政府委員(鈴木才藏君) 大へんむずかしい問題でございます。実は私の方でもこの泥酔者の問題、また泥酔者のいろいろな問題についていろいろ研究をし、また、種々の事例を今収集しておるわけであります。一

しましても、どの程度まで泥酔者を扱
うべきだ、どの程度まで保護すべきで
ある、どういう取扱いをすべきであ
る、こういうことは、今研究をいたし
ておりまして、まだ私といたしまし
て、今、高田先生からの御質問に対
して明確なお答えができないのは、ま
ことに遺憾でございます。

○高田なほ子君　これも何県、何月何日という具体の例は言いませんが、年とつた婦人が脳溢血で街頭に倒れておるものを、これもまた泥酔者というところから、あつちへ動かしこつちへ動かし、とうとうこれは死んだ事実が前にあつた。こういうようなこの泥酔者と間違つて取扱いが悪かつたために命を失わせたようなことは、これはやはり相当、取扱い警官のミスがないかと思われる節がある。こういう類似の問題が、本問題と間違しておるのであります。が、今日までそうした誤認のために死に至らしめたというような事実に対して、人権擁護局は、法務当局や警察当局に対して、何らかの勧告なり通告なり警告なり発したというような事態はございますか。

○政府委員(鈴木才藏君)　まだその事

例はございません。
○高田はほ子君 それじゃ大へんお待ち
たせして恐縮ですが、具体的なお調べ
がないので私の擁護局長に對する御質
問は終りたいと思います。私の場合
は。

○吉田法晴君　これは新聞で見られた以上には調べておらぬというようなお話ですが、私どもが新聞を見た際にも、警察は酔っぱらいとして取り扱った。事實はそうではなかった。これは新聞だけでも、まあ大体私どももそれ

人権擁護局長として新聞をこらんにいって、おわかりになったと思います。が、三面で上げたけれども、朝日新聞等大きく取り上げましたのは、私は、勤務評定の問題もありますが、やっぱりその自殺をはかった人を酔っぱらいとして取り扱った点に問題があるとしたら、大きく新聞記事になったというこの問題でこれは来ていただくということは、事前にわかったと思うのです。が、人を派してそのときの事情を十分調査することはできなかったと思うのですけれども、全然ここにおいてにならなくて、前に何にもお問い合せなくて、調べなくておいでになったのでしょうか。どうも調べておらぬというお話ですけれども、ちょっと疑問を持つのです。

○政府委員(鈴木才藏君) その点は、まことに遺憾であります。実は昨日の夕刊で見まして、けさわれわれの方でこの問題を知りまして、ちょうど局長会議に出ておりますときに、こちらのほうに呼び出しがございまして、ちょうどお呼び出しの方もお呼び出しを受けているというお話でございましたので、この機会に、直接警察の方のお取調べの内容が聞けると思ひまして、実はその後において調査を始めようと、こうも思っておりますが、まことに遺憾でございますが、私の方でいたしましたし、もう故意に自殺未遂者を泥酔者と扱って、そうして重大な結果を生じたというこ

うにも思わなかつたので、あるいはザリ版刷りのものを、封筒を開くことはこれはできないにいたしました。でも、詳細に読めばあるいは自殺未遂の方でも

と云ふに推測できたかも知れませんが、いきさつはそういうことでその当時として遺書であるということとは発見できなかった実情でございます。

○高田なほ子君 名刺の名前、それから住所等詳細にわたって懐中電灯で調べておられる、小さな字について。

で、三通の封書の表面には、はっきりと遺書ということが書かれてあるののに、それを発見できなかったということについても、これは若干疑義がある。しかし、発見できなかったものをなぜ発見しなかったかところで實めても、これは発見できなかったものは発見できなかったと答えるよりほか仕方

がな」と思うのですが、こういう点に手振りというものがなかったか。

○説明員(荻野隆司君) 先ほど申し上げましたように、一応泥酔者がおるといふ報告を受けてまして、それからよく泥酔者にありがちな吐瀉物等もあったものですから、泥酔者と思ひ込んだといへば思ひ込んだいきさつもあつて、真夜中のことでもあるし、早く泥酔者であるならば奥さんなり親戚なりに届けなければならぬということが、警察官の第一職務のようにふだんから訓練してありますので、今お話のように極

中電灯で照らして、ガリ版刷りのものを一字一句見れば、あるいはその場合

において発見できたかもしれないが、それよりも、たいざん弊つておら

れる方だから早くさしあたりの処置をして、しかる上において家族の方に居たいという一心で、気がつかなかっ

たというのが実際の事情のようですね。
います。

○高田なほ子君 丸ノ内署に尾崎さんを連れて行って、そうして丸ノ内署の指示を仰いだという時間は何時ごろだったのか。

○説明員（荻野隆司君） 報告によりま
すと、午前一時ごろ丸ノ内署の本署の
前に尾崎さんを乗せたタクシーが到着
をいたしております。

○高田なほ子君　一時ごろ指示を仰いで、これは泥酔者だから送り届ける方がよろしいと判断をして送り届けた。しかし、その後東調布署に連絡してく

れたというのですが、東調布署に連絡したのは何時ごろだったか。

○説明員(荻野隆司君) 直ちにやっておるとも言える状況で、報告によりまずと、午前一時三分ごろタクシーが、先ほど申し上げたような状況で、すぐ

送り届けるようにといった直後、電話をもってすぐ連絡をしておるようでございます。

○高田なほ子君 連絡をしてから、東調布署の方から無事にこっちへ着いたという本署に対する報告はなかったのですか。

○説明員(荻野陸司君) 報告というよりも、送り届けた丸ノ内署の方がその結末を心配いたしましたして、さっき電話で連絡した泥酔の方はどうなったであろうかという督促をいたしております。

○高田なほ子君 何時ころ。
○説明員（萩野隆司君） 一時三十分こ

ろという報告であります。

○高田なほ子君　その督促をしたことに対して、どういう向うから電話があったか。

○説明員(狹野隆司君) 言葉そのまゝはよくわかりませんが、連絡のことはよくわかっていただければ、電話連絡の通り自分のところの派出所にきたので、家をよく教えたから、間違いない家に着いたはずであると、こういう連絡であります。

○高田なほ子君　そうすると、一時三十分頃督促をした。これに対して家に着いたはずであると返事があった、こ

ういうわけです。ところが、今度は奥さんのお話を承りますと、警察から泥酔者だといってタクシーで送られてきた。しかし、日ごろ全然お酒を上らな

かった方だったので、非常に不思議に
思い、泥酔者だというから、そのまま
床に引き入れたが、余りにも様子が変
だ、余りにも様子がおかし過ぎるので
病院に連れていこうと思ったが、病院
は連絡がつかなかった。深夜のために

やむを得ず東調布の交番にまことに困りましたと、病院が起きないから困りましたということで、病院に応援を求

めるために奥さんが駆けつけた。そのときに、東調布署の交番では、先ほどの方ですとねと、酔っぱらいではないのですとねと、こういうふうな念押しが

あった。そこで奥さんは、やっぱりがく然とした。先ほどの方ですすねと、酔っぱらいではないですね、こういうふうに言われた。そうして交番のおまわりさんが一緒に行かれて病院に入つたと、こういうことになっておる。そ

うすると、その時刻は、奥さんに時刻を聞くことができませんでしたが、この間、少くとも自分の夫がむざんな姿で帰ってきている。ものを聞いてもものを言うことのできないこういうような状態、その病院に入ったその直後

は、臍孔がもう開いておって、お医者さんも八、九分通りだめじゃないかと、毒が体に吸収してしまっておるか、と、洗浄してもこれはもうだめだというようなことも言われたそうであります。が、事それほどの重患患者を、ただ単に泥酔者だというふうなここで

しゃっていますが、奥さんの言葉を借りて言えば、すでにそのときには警察では酔っぱらいではないということを

確認していた模様である。こうなる
と、私はだいぶ問題がおかしくなっ
てくるのですが、ここでおかしい、おか
しくないのことは申し上げませんが、

そういう状態であった。ですから、少しは警察の方から送り届けた直後に、どうも酔っぱらいにしちや麦だなあと、うふうな空気があったのじゃないかと、こういうふうに思うわけでありますが、この点はどうですか。

○説明員(萩野隆司君) 奥さんが東調
布の派出所の方に来ましてどう言われ
たか、私もそのところまで実は聞い

ておりませんので、正確にはわかりませんけれども、酔っぱらいではないです、ねというの、言ったかどうか存じませんけれども。報告によりますと、

事前に泥酔者でないということわかったのを、強いていいますか、故意にといえますか、承知の上で泥酔者扱いにしたという事実はないのであります。と申しますのは、奥さんが来られてから——これから申し上げること

は、口頭の報告を受けた点でありますから、そのようにお聞きとりをいただいたき
たいと思っておりますが――一緒に自
宅にも伺って、それから一緒に病院に
も行っておるといふ事実があるようで
あります。警察が、そういう点から考

えますと、奥さんがどうも泥酔ではないようだという話をされて、警察ではがく然として、一緒にお手伝いといいますか、事後の措置をやりたいという気持ちで同行しておる事実があるようでございます。

○高田なほ子君 翌朝、つまり二十日

になります。先ほどの御報告によると、丸ノ内署から、きのうは済みませんでしたというようなことで、何です

か、お見舞のような方が行っておるようですが、その人の名前はどういう人
 がお見舞に行かれたのですか。

○説明員(荻野隆司君) ちよっとお言

葉を返すようですが、済みませんでしたというふうなお話でございましたが、先ほど私が申し上げましたのは、報告によりますと、取扱いの当初から自宅に送り届けるまでの状況と、吐瀉物がありました、服装の関係があ

りましたり、それからそもそも都の教
育庁の方からの届け出の関係で服毒と
いうことが発見できなかったという事

情の説明をいたしたというのが実際のようでございます。その名前は石井という巡査部長のようであります。丸ノ内署ですね。

○高田なほ子君　そうすると、二十日に午前十一時ごろ洗足池病院に派遣された石井登喜光という方ですか、とにかく石井さんという巡查部長が病院を訪れて、服毒発見のおくれた事情について説明をした。その説明だけではな

くて、あらためて大へん済まなかったと言われた後に、勤評問題でうるさいときだから、表裏にしない方がいいと言って帰られたと、こういうふうなこれは奥さんからの御報告であります。これはどういうことなんでしょうか。

○説明員(萩野陸司君) まあこちらの報告によりますと、石井部長は、そうは奥さんに申し上げていないというところであります。御主人は学校の教員であられるからして、まあこういう状態になったことが新聞等に出るのも、御主人の将来のために御迷惑であるかも

しれませんから、こちらとしても——
こちらというのは警察の方としても、
あまり新聞報道等にならないようにい

たしましうという意味のことは申し上げたように聞いておりますけれども、今お話のように、勸評の際であるからという話は、これは人の会話のや

り取りでありますから、まあ言ったと言わぬということになりますと、正直大へん困ることになるわけです。こちらとしては、令高田先生から御発言のあったような趣旨は申し上げておらない。こういうふうな報告に接してお

ります。
○高田なほ子君　これは言つたとか言
わないといふことの水掛論は抜きにい

たします。ただ、警察の方は親切気で
そう言われたのかもしれませんが、表
ざたにしない方がいいと、こういうよ
うな注意をされたことは事実のよう

す。それから教育庁の方に対して警察の方から何か本問題について御連絡があつておりますか、警察庁の方からは。

○説明員(萩野隆司君) そういう事実があつたかどうか、ただいまのところ

○高田なほ子君 教育庁の方には、別に警察の方から何も御報告がなかったのでしょうか、その事実についてはわからない……報告したくないかについてはいかがでしょう。

に本下教育委員長あての遺書を示しておられたようですが、文部省は、教育委員長あての遺書をもられるときに、どういう報告を受けておられるのでしょうか。

○政府委員（内藤繁三郎君） 私の方も

実は遺書はいただいておりません。ただ、私が大臣に差し上げたのは、朝日新聞のに出ておった記事をお目にかけたわけでございます。

○吉田法晴君 文部省としては何の報告も受けていないというわけですか。

○政府委員（内藤豊三郎君） 文部省としても、今お話しのような点について、ある程度の報告は受けております。

○吉田法晴君 どこからどの程度の報告を受けておるかということをお尋ねしているわけです。

○政府委員（内藤豊三郎君） 都の教育委員会から、今、警察庁でお話がありましたほど詳細ではございませんが、事件の概要についての報告は受けております。

○吉田法晴君 その教育委員会からの

報告の中で、先ほど、教育長は二十日の午後一時ごろ、尾崎さんが勤務評定の問題で死をもって抗議しようとした。警察のように、何といえますか、酔っぱらいでなかったということがわかって、病院に見舞に行かれたのだと思うのですが、本島教育長名の見舞金を持参されたのですが、その辺の、教育長が、いつ、どういう経過で尾崎さんの問題について、勸評問題について死の抗議をしようとしたというように報告を受けられておるのか、その辺については、どういうふうに報告を受けておられますか。

○政府委員(内藤三郎君) 私どもは黒川部長がお見舞にいらつしやうたという事は聞いておりますが、何時に行つたかという事は受けておりません。大体、本件につきましては、あとで、初めは酔っぱらい、泥酔者だというように誤認をいたして、警察の方へ連絡をいたした。その後、服毒だということが判明いたしましたので、あらためてお見舞に上つたと、こういうふうにして聞いております。

○委員長(湯山勇君) 本件に関する質疑は、この程度で一応終了して御異議ございませんか。

○高田なほ子君 最後に、私は、文部大臣に特にこの質問を通じて御了解をいただきたいことは、一人の人間が命をかけた、ひたむきな願いというものは、どんな場合も私は聞き届けられなければならないのだと思います。これは人間性の問題であります。特に泥酔者と誤認をしたということにも、疑義を持ち、遺書を持つておる泥酔者が警察で発見できないという理由は、どんなに強弁しても成り立たない。幸いに尾崎さんが、今、生命を保つておられますが、万が一のことがあるならば、これは命を断つる場合もあり得たかもしれない。こういうようなひたむきな願いというものに對して、大臣としても、こういう事態は、この遺書の中に現れるように、単に教員組合の指令に従つて云々というのではなくて、教育者としてどうしてもとるべき方法がこれ以外にないという、冷静な思想の統御のもとに選んだ行動として、行動自体には幾多の批判があるもわかりませんが、こうしたひたむきな死をかけた願いというものを、大臣と

しては十分にこれは了解していただくわけにはいかない。また、こういう問題が政治的にゆがんだ形でもって利用されるようなことがあれば、私はほんとうにこれはもう、心から憤り以外の何ものもない。どうか一つ、私は先ほどから、大臣の御苦労を、本問題の解決のために御苦心であります、どうか明日にかけて、この人の願いというものがあだにならないように、特段の御善処をわすれられないように、最後のきわにボケッとしたまわされた遺書をお預かりした建前もありますので、大臣から、本人の気持だと、私の口を通して言う御本人の気持だという了解のほどを承わらしていただきたい。

○國務大臣(松永東君) 尾崎先生の純真な心から出たその行動に對しては、お気の毒だと私は思つておる。従つて、午前中の御質問に對しても、私はこれに對して答弁をいたしておりました。そして、要するに、私の考え方といたしますと、尾崎さんの考え方とは少し誤まつておると思つております。しかし、尾崎さんに正解させることはできないことは、まことにわれわれの説明の足りない、解釈をしてもらう手段が足らなかつたことであるというふうには私も考へております。しかしながら、こうした問題については、もうこれは午前中から申し上げておる通り、最悪の事態が招来せぬように、一生懸命努力するつもりであります。

○竹中勝男君 関連ですが、今、文部大臣がきわめて率直に、正直に、尾崎さんに對して説得する、尾崎さんを了解に導く努力が足りなかつたというこ

とを文部大臣は、認められたのです。これは、ひとり死をもつて抗議した尾崎さんだけではないと思ひます。おそらく全国五十万の教師は、いまだ文部当局の説得を了解していない現状にあるといふことを、十分記憶されていただきたいと思ひます。すなわち、さらに力を尽してこの問題の解決、すなわち、現場にあるところの教師、またPTAの人たち、あるいは、われわれ国会議員に對しても、十分納得のいくところの了解をとりつけるように努力をしていただくことが、この問題を解決するゆゑんだと思ひ、この尾崎さんの行為に對する一つの反省であると私は考へております。のみならず、これはきわめて深刻な影響を児童に与えております。なぜ自分の先生が死を覚悟してこの先生の通信簿に反對したのかといふことは、もはや消すことができない数万、数十万、数百万の児童に對する一つの疑念を、暗い点を与えたと思ひます。適切な指導をするに當つておるどころの初局長は、この点に對してどういふように考へるか、あなたの責任をどういふように考へられますか、重ねてあわせて局長の決意を聞いておきたい。

○政府委員(内藤三郎君) 私どもは勤務評定というものは人事管理上重要な参考資料だ、できるだけ職務能力の向上のためにしたいといふことは、しばしば述べておるのでございまして、御指摘になつたあの遺書に揭げられておるような趣旨で勤務評定をやつておるようなわけじゃございませんので、その点が、私どもの趣旨の徹底が足らなかつたことは大へん遺憾に思つております。また、尾崎先生に對

しては、大へんお気の毒に思つておる次第でございします。

○竹中勝男君 それじゃ趣旨の徹底が足りなかつたといふことを認められたといふことを、われわれは確認したい。

○委員長(湯山勇君) 速記をとめて。
〔速記中止〕

○委員長(湯山勇君) 速記をつけて下さい。

○委員長(湯山勇君) 次に、盲学校、ろう学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

○吉田法晴君 これは二、三年前に文部大臣に予算委員会でお、ろう学校の教材の問題で質疑をいたしまして、當時の文部大臣は、これは清瀬文部大臣だつたと思うのですが、法律案の改正に出しております、就学奨励あるいは学校給食だけでなく、教材の問題等について、できるだけ趣旨に沿つて予算支出ができるようにいたしまして、う、こういう答弁があつていたのであります。というの、盲学校の図書館等については、これは私立の図書館が作られて、そして奉仕をして図書が作られておる。あるいはわれわれもこれはきわめてわずかなものでありますけれども、その私立の図書館等について、図書館の図書の整備等について御協力申し上げたこともありましたが、これは図書館……、しかし、学校の教材については、非常な困難をしておられる所があるだろうと思ひ。この間新聞に、耳も片方やと聞えるだけで、

目が見えないといふことで、点字教科書その他を作つておられる記事を拜見をしたことがあるのですが、直接この法律とは関係ございしませんけれども、過去において文部大臣が約束された点字図書あるいは教科書、そういう教材等について、どういう拡充の構想がおりになるのか。関連してお伺いいたしたいと思ひます。

○政府委員(内藤三郎君) 点字については、これは点字毎日、ライトハウス等の二社に点字の機械を貸し付けまして、これによつて安く点字の書物が入るようになつておるわけでございします。なお、教材費につきましては、これは義務教育費国庫負担金の中で、普通の小、中学校と異なりまして、大幅に盲学校、ろう学校の教材費は見えております。

○吉田法晴君 その教材について、義務教育についてはとにかくであります。が、高等部についてはこれは不十分、しかも、何といひますか。相当普通の教材よりも高くなる。そこで、それらの教材の充実のために努力せらるべきではないかと言つたところが、三年ほど前に、それはごもっともなことで、予算措置も十分拡充をしてやりました。こういうお話だつたわけですが。今に至るもまだ十分とは言えないと思ひます。ここでこまかいことは申し上げませんけれども……、従つて、それらの教材あるいは教育の効果を上げていくについて、高等部を含めてどういふ施策をやらうとしておられるか、そういう点について、もう少し誠意ある答弁を願つておきたい。

○政府委員(内藤三郎君) このたびの法律案によりまして、実は学校給食

を補助の対象にしたわけでございます。で、教材につきましては、主たる教材である教科書につきましては、すでにこれは小、中、高等部を含めまして、全部無償という建前になっておりまして、御指摘の点は、あるいはいよいよ教科書以外の学用品かと思ひます。が、教科書以外の学用品につきましては、今後、小、中、高等部を通じて、文部省としても努力いたしたいと考えております。

○松永忠二君 ちよつと一つ聞きますが、この前法律ができたのは、幼稚部を含んでおったと思うのですが……、幼稚部と高等部の給食費を負担する

と。今度のは、法律として就学奨励とすれば、幼稚部を抜かすということでは、今までの法律の修正としては当然だと思ふのですが、この前にも幼稚部は同じくやはり寄宿舎にあって、ほとんど同一の給食をやっているの、そこで給食費の負担をしなければならぬという話が出たのです。そこで、育、ろう学校の四学校の就学奨励というものの対しては、幼稚部に対する考え方というものは、ほとんど義務制と同様に取扱いするべきだと思ふのですが、この点についてはどうなんですか。

○政府委員(内藤三郎君) 実は育学校、ろう学校につきましては、御指摘のように確かにそういう面もございます。しかしながら、もっと切実に困っておりますのは、実は義務教育を終つて高等部に入つておる連中でございます。この人たちは、何とかして高等部に入つて、一つの職業を得なければならぬと思ひます。で、義務教育だけではどうしても不十分なので高等学校に

対しては助成をしていない分でも、特に教科書にいたしましてもあるいは給食にいたしまして、義務教育の線にそろえてやっておるわけでございまして、まだ高等部を整備すべき段階でございまして、今後、御指摘のように高等部が整備された場合には、幼稚部の問題も十分検討したいと考えております。

○松永忠二君 もう一つ。私立の学校についても助成をやっておるのですか。

○政府委員(内藤三郎君) この就学奨励につきましては、私立にもやっております。

○松永忠二君 もう一つ。第五条の中で資料の提出ということ義務づけてあるわけなんです、これは保護者から直接にこういうふうな資料を集めることが必要というふうなものは、やはり相当あるんですか、保護者から出さないとことになると、これらの保護者等も必ずしもそんなに生活程度も高くはないし、こういうことを規定しても、特別の保護者のものに出させるのか、全部のものに出させて、こういう資料を作るのか、全部だとすると、その必要性もないように思ふんだが、その点は、特にこういうことを規定したのは、どういうふうな理由なんですか。

○政府委員(内藤三郎君) 教科書のようには全部に行き渡る場合は問題はないけれども、給食の場合には、大体六割程度を目標にしておりまして、家庭の貧困の者から優先して給食したい、こういうことでございまして、ある程度家庭の事情を調査しなければならぬと思ひますが、御指摘

のように、なかなかそういう調査が書きにくいというふうな、あるいは書けないという人もあるかと思ひますが、そういう場合には、学校がかわつて書いて上げるといふふうに考えております。

○松永忠二君 もう一つ。今の御答弁で、私もちよつとわからないのは、六割というのは、就学奨励は六割を出しておると、六割というのは、政府が六割について出しておるのですか。全部の生徒に出していると思つていたのですが、六割というのは、どういふことなのですか。

○政府委員(内藤三郎君) 教科書以外、これは義務教育の場合でも、大体六割を貧困児童と考えておるわけでありまして、全員が貧困児童ではございませんので、特に貧困度の高いものから、もちろん育学校、ろう学校の中に入つておられる方も、非常に裕福な方もいらっしゃるんです、こういうものは、対象から除外してございまして。

○高田なほ子君 二、三点伺いたいのですが、今度高校が給食されることになるわけですね、高等部が給食されることになるわけですね。これは今度の予算はどのくらい予算が組まれ、また、対象人員は何名くらいになっているのか、それから一食のカロリーは中学生とどうなるに違ふのか、数字的なことだけお尋ねしておきます。

○政府委員(内藤三郎君) 予算につきましては、国の方で千六百万、これは二分の一負担でございまして、同額のものが地方負担に計上されるわけでありまして。カロリーのつきましては、大体中学校に準じておりますが、生徒数につきましては三千四百五十人

でございまして。

○高田なほ子君 カロリーは中学生と同じですか、準ずるといふのは、どういうことですか。

○政府委員(内藤三郎君) 普通の高等学校でございまして、大体中学校とほぼ似たようでございます。

○高田なほ子君 何カロリーですか。

○政府委員(内藤三郎君) ちよつとカロリーの計算はまだいたしておりませんけれども、普通の定時制高等学校の学校給食がございまして、それに準じてやっております。

○高田なほ子君 あとでカロリーの知らせて下さい。

○政府委員(内藤三郎君) はい。

○高田なほ子君 これはあれですか、実態は、住所とそれから通学している学校区域と違つて子供といふものは多いものですか。

○政府委員(内藤三郎君) この所在地の子供たちが住んでおる所の区域内の学校と、それからその区域外に行つてゐる子供が若干あるわけなんです。今回の改正では、これをお互いに相殺して、子供たちが行つておる学校を中心に経費の支弁をしたい、これは経費の支払いが、一々住んでおる所の都道府県に請求しますと、子供たちへの支払いがおりますので、便宜こういう措置を講じた次第でございます。

○高田なほ子君 そのことはわかりました。大へん今度は便利になつてよくの改正は非常にいいですね。それで、この区域外の生徒といふものは、どのくらいあるのですか。

○政府委員(内藤三郎君) 私どもの調査では九百六十一人となつております。

○高田なほ子君 九百六十一人……。これは三十三年から地方の財政計画の中には、もうちゃんと入つておるわけなんです、財源は。

○政府委員(内藤三郎君) さようでございます。

○高田なほ子君 わかりました。

○委員(湯山勇君) 他に御発言もないようでありますから、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と答へる者あり

○委員(湯山勇君) 御異議ないと認めます。これより採決に入ります。育学校、ろう学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部を改正する法律案を問題に供します。本案を、原案通り可決することに賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員(湯山勇君) 全会一致でございます。よつて本案は、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第四十四条による本会議における口頭報告の内容、第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成、その他自後の手続につきましては、慣例により、これを委員長に御一任願ひたいと存じます、御異議ございません。

第六部 文教委員会会議録第二十号 昭和三十三年四月二十二日〔参議院〕

いせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(湯山勇君) 御異議ないと認めます。よってさよう決定いたしました。

それから報告書には、多数意見者の署名を付することになっておりますから、本案を可とされた方は、順次御署名を願います。

多数意見者署名

野本 品吉 三浦 義男
下條 康磨 林屋亀次郎
吉田 法晴 高田なほ子
松永 忠二 秋山 長造
竹中 勝男

○委員長(湯山勇君) ちょっと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(湯山勇君) 速記をつけて下さい。

次に、農業又は水産に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員に対する産業教育手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、提案者から提案理由の説明を求めます。

○衆議院議員(渡海元三郎君) ただいま議題となりました農業又は水産に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員に対する産業教育手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案につき、その立案の趣旨を申し上げますとともに、内容の概略について御説明申し上げます。

産業教育振興法におきましては、産業教育に従事する教員の勤務の特殊性にかんがみ、資格、定員及び待遇につ

いて特別の措置が講ぜられなければならない旨を規定しており、この規定に基き、とりあえず農業または水産にかかると産業教育に従事する教員に対して産業教育手当を支給する現行法の制定を見たのでありますが、同法審議の際の付帯決議もあり、その後、種々検討の結果、今回さらに、工業、電波、及び船舶にかかる産業教育に従事する教員並びに農業及び水産を含め、これら教育の実習について、教諭の職務を助ける実習助手で、政令で定める者に対しても、産業教育手当を支給し得るよう、所要の改正を行おうとするものであります。

そもそも、工業高等学校の教育は、工場における実質的推進力となる現場技術員を養成することを目的とするものであります。この意味から、その教育は、実質的な生産教育であります。従って、その教育の中心をなしますものは、生産の実習であります。すなわち、生徒ひとりの体験と反復練習が絶対に必要なものであります。そのため、工業科の教員は、実習指導のための諸準備、実習資材の手配、設備の保全、修理及び整備、実習作業の指導あるいは特別研究の指導等、多忙をきわめるのであります。その実習指導に当りましては、機械操作、薬品処理、高温高熱処理、高圧作業等、困難かつ強度な作業、危険な作業等に從事しなければならぬと同時に、生徒の安全管理に対する特別な心労をも費し、さらにまた、生産実習でありますので、継続的指導の都合上、深夜に及ぶこともしばしばであります。

以上でおわかりのように、これら工業科教員の勤務は、農業あるいは水産

科の教員と並んで、他の教科の教員やその他の研究機関等の職員に比し、精神的肉体的負担がきわめて大きいのであります。高等学校の農業または水産科の教員との比較において、まさに匹敵するものがあるものであります。から、工業科教員をもこの手当の対象とすることが妥当と考えられるのであります。

なお、電波高等学校は工業高等学校に、船舶高等学校は工業高等学校及び水産高等学校に、それぞれ全く準ずるものとして、今回同時に取り上げた次第であります。

次に、実習助手についてであります。実習助手は、教諭を助けて各分野別に実習指導を分担し、また、実習指導の準備や整理結束を主たる任務としており、その職務内容は教員に準ずるものであり、単なる施設、設備の保守や備品の出入れを職務とするものとは異なるものであります。しかし、実習助手のすべての者を対象といたしますことは、他の職務のものとの均衡もあり得ますので、政令で定めるものに限定することにしております。特殊技能を有する等、教員に準ずる者に限定いたします予定であります。

これら産業教育手当の支給の額並びに方法につきましては、現行の農業または水産の教員におけると同様であることを予定しております。

なお、この法律は、昭和三十三年四月一日にさかのぼって適用することとし、本年四月分から支給できるようにしております。

以上、はなはだ簡単にございますが、提案理由の説明を申し上げます。何とぞ、御審議の上、すみやかに御

可決下さいますようお願いいたします。

○委員長(湯山勇君) これより質疑に入ります。質疑のある方は、順次御発言願います。

○松永忠二君 この提案理由の説明のところにですね、「実習助手のすべてのものを対象といたしますことは、他の職務のものとの均衡もありません」と、政令で定めるものに限定することにしておりまして、特殊技能を有する等、教員に準ずる者に限定いたします予定」と、そういうふうの説明してあるわけですが、これは具体的にどういふことなんでしょうか。

○衆議院議員(渡海元三郎君) 教諭を考えます場合には、すべての公務員につきまして考慮すべきことが必要である、かように考えるのでございます。が、教員のうち、前の農業並びに水産のこれは、単に教諭だけがその手当の支給の対象となっておりますのでございまして、実習助手につきましては、当然教員に準ずると思われような方がございまして、これらの方々には当然支給すべきものである、かように考えまして、今回の法案を出したのでございまして、それと同時に、また他の、同じように工業課程その他の勤務に従事されます方々の均衡というものも考えますときは、教員に準ずる——教員に從來出しました趣旨に合致する方に与えるのが当然である。この意味において、一定の線が引かれるけれども、それは政令において行われるもの、かように考えまして出しましたのでございます。

○松永忠二君 そうするとあれです、ね、今の御説明によれば、この産業教育

育手当をもらうことのできる教諭の実習の助手——実習を助ける実習助手というものは、今お話の御説明によれば、当然その教諭と同様な取扱いをすべきだと思うのですが、その点はどうなんですか。

○衆議院議員(渡海元三郎君) 実習助手の職務と性格、及び責任の内容から見まして、直ちに同一教育公務員として取り扱うことには対しましては、私は直ちに同意しかねるのでございます。が、今回実習助手のうち、政令で定めるものに対しましては、産業教育振興法第三条の三の規定の趣旨から出ているのでございまして、その趣旨から申しまして、実習助手にも手当を支給するというのが適当である、かように考えまして、この点は、身分取扱の關係と別に考えまして行いたい、かように考えております。

○松永忠二君 今最初の御説明のように、他の公務員との均衡というものは、他の公務員との関係もあって、この実習の教員については、そういう措置を特別にやると、従って、まあその教諭を助けて実習、実験をする実習助手というものは、同様な職務内容のものだというふうに考えるわけなんです。今の御説明によると、要するにその実習助手の身分は、実習教諭とは身分が違ふのだから、そこでそういうものについては区別をしなければいけないという御説明のようなんですが、どうなんですか。

○衆議院議員(渡海元三郎君) 私は、教育公務員として取り扱うかどうかという身分上の問題と手当の問題とは、切り離して考える、かように考えま

して、産業教育振興法第三条の三の趣旨からいまして、実習助手にも当然身分と離れて支給いたしましてかまわない、かような考えでございます。

○委員長(湯山勇君) 質問者のあれはそういう意味じゃなくて……

○松永忠二君 私が申し上げたのは、あなたが申し上げるように実習助手にこういうふうな手当をつけることは妥当だと思ふ、ただし、今実習の教員についてつける場合にも、これは特別なものについてこういう手当をつけたのだというお話で、法案が出てきたのはそういうところにあった、従つて、実習助手については身分上の相違から区別をするのじゃないというならば、その実習を担当している教諭の助手をする同様な職務内容を持つてゐるというか、そういう性質を持つてゐるものなから同様の措置をすべきではないか、それを何か政令で定めるといふことになる、これはその範囲を限定するように考へておられるように、これではとれるのだが、そういうことはいいですか、その辺を……

○衆議院議員(渡海元三郎君) 御趣旨ごもつともございまして、同じ実習助手の中で「政令で定める者」といふことにおいて限定いたしますことにつきましては、提案者といはしめても相当苦慮したのでございしますが、法の今までの趣旨からいまして、教諭に限定しておりましたものでございしますから、今回の改正におきましても教諭に準ずる者という意味に限定して、政令で定めていただく、かように考えまして、提出させていただきますのでございします。

○松永忠二君 そうすると、今の御説

明だと、教諭に準ずる者として実習助手についても、今度産業教育手当をつけるのだ、そういうお話しなんですから、従つて、教諭に準ずる者として、その教諭の実習を助ける者については、同様に手当をつけていくという内容を持った政令なんです。

○衆議院議員(渡海元三郎君) この提案理由の説明にありますように、「特殊技能を有するもの等」という観点からしはられるような政令になるものと、また、本委員会における審議の過程等もしんじやくして政令は作成されるものと、私は、さように予定しております。

○松永忠二君 そうなると、特殊技能を有する者というふうな者ですね、実習助手の中の——その実習を担当する教諭は産業教育手当をもらつて、それを助ける、補助する実習助手がもう一つの、特殊技能で区別をしていくというところは、果してできるのかどうか。現実に実習助手に、そういう特殊技能で区別し得るものが一体あるかどうかというところについてはどうなんですか。

○衆議院議員(渡海元三郎君) 私は、ここに特殊技能等とあけておりますが、教諭の免許状を有する者であつて、免許状を持っておられて、現に実習助手をしておられるような方もございします、また職員の内容から申しまして、経験年数等によりますれば、当然教育に準ずるような任務を持つておられるような、実習指導をされておられるような方もおられますので、そういう点を勘案いたしまして、当局において政令を制定願える、かように考へて

おります。

○松永忠二君 それは免許状を持つてゐる者とかあるいは勤務年数が多い者とかいうようなことについて、そういう面を区別をつけるということになりますと、実際には実習助手の優秀な者を集めて、それで今ここに出てきてゐるような科学技術の振興をはかるといふことから考へてみても、非常にそういう区別をするということについては妥当ではないではないか。しかも、その予算についても相当金が要するという点も出てくるのですが、現実には、工業関係のもの、実習助手あたりについて考へて見ても、全国でも実際の支出が約五千万程度のものなんです。現実に工業にしても、農業にしても、水産にしても、一休、その実習助手をどうやって区分けをして、特殊技能を有する者というところ、特殊技能はむしろ持っているけれども、経験年数の短かき者もあるし、実習助手なんですから、特殊技能というものについては、経験が少いから特殊技能がないというわけじゃない。そういうことを考へてみたときに、やはり産業教育手当をもらへる実習教諭の助手を勤める実習助手には、それをくれていくというふうなやり方が、やはり妥当ではないか、実情に即しているんじゃないか。それからまた免許状……

○松永忠二君 特殊技能といつても、必ずしも経験年数とか、あるいは免許状とかというふうなことだけでこれを

区分けすることはできない。それから実情は御承知だと思うのですが、実習助手を長くやつていても、なかなか実習教諭を獲得する現実の講習も行われてはいないし、それから実習助手が実習教諭の免許状を取得をしても、なかなか任命はできないというふうな実情にあるわけなんです。各県によつても非常にそういう助教諭の免許状を持つてゐる者もあれば、持っていない者もある。しかし経験年数を調べた劣った者ではないというふうな者もあるわけなんです。いたずらにこういうものを作ることによつて、区分けできないものを区分けしていいこと、区分けできないものでしょうかと思ふのです。だから、非常に大きな金ではないので、やはりこういう区別をつけていくということについては、実習の教諭に区別をつけていくのと同じようなものになつていきはしないか、実習助手というものは、ちゃんと施行規則に職務内容もきまつてゐるのだから、そうして何も実習助手になるために免許状が必要だというわけではないのだから、同一資格の者を区別をつけていくということには非常に無理が出てくるのではないかと、実情に即したやり方だと考へておられるのかどうか。

○衆議院議員(渡海元三郎君) 言われたい御趣旨はよく私もわかるつもりなのでございしますが、私がただいま免許状と経験年数と申ししたのは、両方をともに持つてゐるというふうな意味ではないので、特殊技能を有する者と、教諭に準ずるという意味で、二つあげたのでございします。これは両方持たなければいけないという意味で言うたのではないのでございまして、政令の規定等におきましても、提案者といはしましては、たとい免許状を有されない、または取ることをできないような方でもございまして、経験年数によりまして当然特殊技能を修得されたものと、こういうふうな限定できるのじゃないかと思ふのであります。この間の区別はつけにくいと言われますが、これはよく私もわかるのでございします。が、他面、実習助手の実態からなれば、また場合、また、他の公務員と比べますときに、実習助手の方々の中には、中学校だけ上られて採用になつておられる方もあるといった場合、試験場、その他の公務員との区別を、どういう点に置くかということになります。それから、区別はできにくい点もありますので、政令で定める範囲で、教諭に準ずるといふ範囲で、政令に定むる範囲内において支給していただくことを予定して、本法の改正をお願いした次第でございします。

○松永忠二君 そういうことになる、逆に、実習助手は中学校を出ただけであつて、非常にこういうものをくると他と均衡を失するといふような面も出てくるではないかというふうなお話も出てくるわけなんです。が、実習助手については、今度逆に、それでは身分確保ができてゐるのかということになると、今度文部省の方で施行規則で職務内容を規定した。しかし、これはわれわれの方では何としまして身分確保したいといふことで、法律案を出しておるのですが、教育公務員特例法に入っていないのです。それは現実には、従つて、恩給の積算の年数にもなっていないというふうな、そういう実情

もあるのです。そういうような中で、一体、今の高等学校における実習助手を確保して、しかも、ここにいう科学技術教育の振興をはかるというようなことを考えてみたときに、やはりできるだけ範圍のこいう優遇措置をしてにおいて、まだ身分確保もできない段階において、やはりこいうものをしてにおいて、区別がつけられないものを区別するということよりも、むしろ、ここでこいうした自分の助ける教諭が産業教育手当をもらうのだと、その者は同時にもらえるということにしていくことが、実習助手を得ていく上にも、現在の身分の狀態から考えてみても、このくらいのことをやっておかなければ、これとはとても産業教育の振興はあり得ないと私たちは思うのです。

むる者で限定することにおいて、他の公務員との間の給与の均衡を保つ、その意味におきまして、政令で限定するというふうにさしていただいた次第でございます。

○委員長(湯山勇君) ちよつと今の点ですね、別な角度からお聞きした方がよくわかるかもしれないかもしれませんから。当初、この法律ができたときには、農業または水産にかかると、農業教育、で、それはどういう意味かという、と、農業とか水産とかいうのは生きものを扱うから、非常に時間外に出なければならぬこともあるし、夜出て行くこともあるし、まあいろいろなことから考えて、まず農業、水産につけると。まあ教諭の場合もそうですけれども、そういう教諭についておる実習助手は、経験年数とか学歴とかじゃなくて、その教諭が夜出て行ってそういう仕事をすれば、当然その実習助手もそれに伴って行って仕事をするわけですから、そうすると、今、松永君が指摘したように、教諭が産業手当をもらっているという場合には、その教諭を助けて実習を担当しておる者は、やはり同じような勤務をやるわけですから、当然つくんじゃないか。そういう解釈をしない、これはちよつと妙なことになるので、それをさつきから聞いておられるわけです。いかがですか。

○衆議院議員（渡海元三郎君） 学校内の実習助手以内の均衡という点について考えました場合においては、ただいま委員長が申されるのも、私も当然であつて、さうに処置したいと、かように考えておるのですが、他面、他の同等な技術の面におきまして従事する国家公務員の場合等と考えました場合

におきましては、この場合違うのは、教育の場であるという点の違いが最も大きな違いになるのじゃないかと、かように考えておるのでございます。実習助手の中で、農業、水産が取り上げられましたときに、教諭に限定されたもの、そういった意味で限定されたものじゃないかと思うのですが、実習助手の中で、教育の場にあられるという、教育に關するところの、人を教えるんだということの、何と申しますか、主としてそのことを目的として採用され、勤務しておられる方という意味におきまして、他の職場に従事しておられるこれらと同様な職を持っておられる方との間の差をつけたい、かように考えまして、教諭に準ずる者という意味におきまして、政令において限定していただきたい、かような趣旨で提案者といしましては、このたびの改正をお願いした次第でございます。

ものは教育公務員に準ずるということもあるわけですから、そういう点から善意に解釈すれば、むしろ、今言ったように、松永君が指摘しているように、他の産業手当をもらっている教諭の手伝いをしている者は、やはり教育のことでほかのことをしているのじゃないのですから、当然つくべきじゃないか、こういうことですから、それはそうだと言われてもいいのじやないかと思うのです。

○衆議院議員（渡海元三郎君） 御趣旨は私もよくわかるのでございしますが、もちろん当該部内におけるところの給与の均衡をはかることがまず第一でございしますが、それと同様に、国家公務員を一律に並べまして、給与の均衡ということをはかるのも、また考えていかなければならない一つの理由じゃないかと、かように考えますのですが、

ただいま実習助手は全部教育のためにあると言われます、これは当然のことでございますが、実習助手が勤務されるものは、教育のためであります、その勤務の内容という点につきまして、なれば、試験場あたりに勤務されております助手の方と、そう大差ない。ただ、場が、片一方は試験場でありまして、片方は教育をやる学校内であるという点において、そう差異も認められないという点を考慮される方もあります。ただし、教諭に準ずる方は、これは試験場におけるものと違ひまして、教育ということに対して相当の責任と相当のまた知識経験を持たれぬことには、行われぬ。かような方は、当然他の職種の所のものと異なつてしかるべきであらうという観点から、このように規定させていただきたい、かよう

に考えます。

○松永忠二君　提案者としては、やはり、でき得るならば政令で定めるといふことではなくて、実習助手に手当をつけていくというようなことを考えておられるのじゃないのですか。ちょうどこの前、農水であったが、それがやはり初めはそうだったけれども、まだ落ちていくというのか、この次に出なければできないものに、工業とか今度提案されたようなものがある。従つて、今は政令というようなことを言っているけれども、やはりできるならば、なるべく早い時期にそういうものに出して、今話の出ている実習助手については、教育公務員に準ずるものであるの、やはりできるだけこれに出していきたいというの、提案者の考え方だと私たち思うのですが、その点どうなんでしょうか。

○衆議院議員(渡海元三郎君) たい
ま直ちに申されました点につきまして
は同意いたしかねますが、その点、御
了承賜りたいと思います。

○吉田法晴君 これは他の公務員と均衡云々という点をしきりに言われますけれども、農水手当のときに手当をつけるかどうか、そのときには、他との均衡ということを考える、そうして教育という特殊性、それからまあ教育もだが、あるいは準備その他の点もあって、教育に従事するあれだから、この実習手当というものをつける、こういうことになったんです。ところが、今度出しておられる法の改正は、付帯決議に基いて農水をさらに範圍を拡大すること、それから実習助手に対しても來年度より等しく準用されるよう云々ということとでつけ加えられた

のでしよう。その実習助手に範圍を廣げるについては、その仕事といえますか、これは助手ですから全く教諭と同じではないけれども、実習助手として教諭を助けて教育に従事する、実習指導を分担し云々というその仕事の実態に於いてやられたんじゃないか、そうすると、これはあなたが言われるように、免許状があるとかないとか、あるいは資格があるとか何となくという身分上の問題とか、あるいは資格という問題ではなくて、仕事の實態に対して与えられる。これは教諭と助手との間には資格の違いがありましよう。しかし、与えられるのは、その教諭の指導あるいはここに書いてありますけれども、ここに書いてある以外には理由はなからうと思うのですが、その実習作業の指導あるいは準備その他の点があるから教諭には支給される。資格の違いはあるけれども、同じような仕事、実習指導的な部分であるいは準備や跡始末やそういう点について同じような点があるから、実習助手についても実習手当を支給する、こういうことじゃないですか。そうすると、その仕事の實態に対して与えられるならば、限定をしてこれは資格があるからないからということにはならぬんじゃないか。

○衆議院議員(渡海元三郎君) もちろん勤務の実態に基いて出したのでございしますが、勤務の実態だけを取り離して考えましたならば、他の職場における実習助手に相当せられるような方と、学校内において行なっておられる実習助手の勤務の実態において相違があるかということになりましたならば、そう相違点を見出されぬ点も考えられる。教諭に準ずるといふことは、

他の職場における実習助手の方と、教育という点におきまして、おのずから別個に區別して考え得るといふ立場が求められると思ひまして、教諭に準ずるといふ点で、政令によって限定しておるわけでありましよう。

○松永忠二君 教員に準じない実習助手というのがあるのですか。

○衆議院議員(渡海元三郎君) もちろん実習助手は全部教員に準せられるわけなんですけれども、その任務の状態が、工業学校なりあるいは農業学校なりの実習助手の方におきましても、試験場に入つて勤務しておられる、農業試験場におけるおのりの助手の方、学校において勤務しておられる助手の方と、同程度の技能を持ち、同様な程度の勤務に従事しておられる方、また、教育という点に責任を持ち、技能を持ち、経験をj持て、この人でなければ、その作業そのものに對する技術はとにかくとして——教育という点においてこの人でなければいけないという方、おのずからある、かように実習助手の中にも、區別し得るのじゃないか、また、勤務の状態もそうじゃないかと考えまして、政令でその範圍を限定させていただいて、他の職場との區別をさせていただきたい、かように考えるわけでありましよう。

○松永忠二君 それはあなたのおっしゃることは理屈ではわかりましよう。しかし、それはなかなか、ただ形の上で免許状であるとか、勤務年数ということだけでは、片づかないと思ひます。すよ、やはり今あなたのおっしゃるのとは、その教員に準ずるといふことは、教員と似たような能力とか、あるいは力とか、そういうものを持つたような人というようにことをおっしゃって、るわけなんです、そうなるにつれて、実は同じ資格を持った先生の中、で、そつちの方がいい教員で、こつちの方が悪い教員なのか、そこを見分けていかなければできないのと似たようなことになつてくるので、実習助手も、何か資格を持たなければ実習助手になれないというなら、そこは資格を持っている者についてはあれでしよ、しかし、そうでないといふれば、やはり実習助手という一つのものについて、しかも、現実に教諭を助けて仕事をやつていくのですから、そういうところで標準を置いていく、やつていくということになると、他の者に比べてみるならば、この者は教員に準ずる仕事をしているから、そういう性格的なものであるからして、やはりこのものにはなかなか區別はつきがたいし、そういう意味では性格も似ているので、これはやはりつけていくのが当りまゑだ、また、できるだけつけていきたい、けれども、いろいろなこともあつて、今直ちにつけることはできないけれども、やはりできるだけそういうふうにしてつけていって、將來ともこの方面の振興をはかつていきたいというのなら、私わかるんですがね。つけるのは当りまゑだといううなことで、は、私たちの方でもやはり相当いろいろと理屈もあるもので、その辺は、やはり今後のこともあるので、やはり提案者の御趣旨もそこにあると思ひます。だから、そういう点は率直にお話をして、相互に努力をしていくということに、私は、話は非常にわかると思ひます。

○衆議院議員(渡海元三郎君) 今、松

○委員(湯山勇君) 速記をつけて。

○松永忠二君 むしろ、文部省よりも提案者の方が率直にこういう意見は述べられると私たちは思つていたので、すよ。ただし、逆に思つておつたのが、むしろ積極的な御意見が文部省にあるようなお話なので、そういう意味で私は聞くのであつて、そういう意味で、むしろ、私はこの前、赤城さんが提案者として説明されたときに、この問題については相当率直に、つまり今後のこの問題についてもお話があつたのです。そして、われわれとしては、少し農水だけにすることに、これは不合理じゃないか、また、実習助手についてもつけるべきじゃないかという意見があつたのだが、当時赤城さんは、とにかく現在第一段階として、やりたい、この次には皆さん方の御要望にも沿うように、私も努力するといふお話で、提案者なんですから、提案者が努力をしていただかなければできないので、こういう点をむしろ率直にお話があると思つたのですが、その直に慎重にかまえないでも、率直な御意見があると思つたので、文部省から御発言のありました後に、そういう点、再度もしお話があるならしていただきたい。文部省の方から一つ……

○政府委員(内藤三郎君) ただいま

○吉田法晴君 提案者に伺ひますが、これは付帯決議をつけられたのは皆さんだと思ひます。付帯決議をつけるときに、実習助手に対して限定しようというお気持はなかつたろうと思ひますが、最初付帯決議の精神、それから立法に當つてのお気持は、先ほど表明せられましたけれども、実習助手について、限定なしにできるだけ支給していく、こういうお気持であつたのではないかと思ひます。が、この付帯決議の精神はどういうところであつたのでしょうか。

○吉田法晴君 この前のときの付帯決議は、政府はすみやかに所要の措置を講ずべきである、こう書いて、この付帯決議に従つて、いずれ出てくるのは政府提案かと思つたところが、政府提案じゃないのですが、どうして政府がその付帯決議の趣旨に従つて出さないで、議員提案ということになつておりますか。

○政府委員(内藤三郎君) この点につきましては、三十三年度予算の編成に當りまして、最善の努力をいたしたわけでございます。しかしながら、最後の段階におきまして、予算の承認が得られなかつたので、やむを得ず政府提案にできなかった次第でございます。

○政府委員(内藤三郎君) ただいま

○委員(湯山勇君) 速記をつけて。

○松永忠二君 むしろ、文部省よりも提案者の方が率直にこういう意見は述べられると私たちは思つていたので、すよ。ただし、逆に思つておつたのが、むしろ積極的な御意見が文部省にあるようなお話なので、そういう意味で私は聞くのであつて、そういう意味で、むしろ、私はこの前、赤城さんが提案者として説明されたときに、この問題については相当率直に、つまり今後のこの問題についてもお話があつたのです。そして、われわれとしては、少し農水だけにすることに、これは不合理じゃないか、また、実習助手についてもつけるべきじゃないかという意見があつたのだが、当時赤城さんは、とにかく現在第一段階として、やりたい、この次には皆さん方の御要望にも沿うように、私も努力するといふお話で、提案者なんですから、提案者が努力をしていただかなければできないので、こういう点をむしろ率直にお話があると思つたのですが、その直に慎重にかまえないでも、率直な御意見があると思つたので、文部省から御発言のありました後に、そういう点、再度もしお話があるならしていただきたい。文部省の方から一つ……

○政府委員(内藤三郎君) ただいま

○吉田法晴君 提案者に伺ひますが、これは付帯決議をつけられたのは皆さんだと思ひます。付帯決議をつけるときに、実習助手に対して限定しようというお気持はなかつたろうと思ひますが、最初付帯決議の精神、それから立法に當つてのお気持は、先ほど表明せられましたけれども、実習助手について、限定なしにできるだけ支給していく、こういうお気持であつたのではないかと思ひます。が、この付帯決議の精神はどういうところであつたのでしょうか。

○吉田法晴君 この前のときの付帯決議は、政府はすみやかに所要の措置を講ずべきである、こう書いて、この付帯決議に従つて、いずれ出てくるのは政府提案かと思つたところが、政府提案じゃないのですが、どうして政府がその付帯決議の趣旨に従つて出さないで、議員提案ということになつておりますか。

○政府委員(内藤三郎君) この点につきましては、三十三年度予算の編成に當りまして、最善の努力をいたしたわけでございます。しかしながら、最後の段階におきまして、予算の承認が得られなかつたので、やむを得ず政府提案にできなかった次第でございます。

○政府委員(内藤三郎君) ただいま

○委員(湯山勇君) 速記をつけて。

○松永忠二君 むしろ、文部省よりも提案者の方が率直にこういう意見は述べられると私たちは思つていたので、すよ。ただし、逆に思つておつたのが、むしろ積極的な御意見が文部省にあるようなお話なので、そういう意味で私は聞くのであつて、そういう意味で、むしろ、私はこの前、赤城さんが提案者として説明されたときに、この問題については相当率直に、つまり今後のこの問題についてもお話があつたのです。そして、われわれとしては、少し農水だけにすることに、これは不合理じゃないか、また、実習助手についてもつけるべきじゃないかという意見があつたのだが、当時赤城さんは、とにかく現在第一段階として、やりたい、この次には皆さん方の御要望にも沿うように、私も努力するといふお話で、提案者なんですから、提案者が努力をしていただかなければできないので、こういう点をむしろ率直にお話があると思つたのですが、その直に慎重にかまえないでも、率直な御意見があると思つたので、文部省から御発言のありました後に、そういう点、再度もしお話があるならしていただきたい。文部省の方から一つ……

○政府委員(内藤三郎君) ただいま

○吉田法晴君 提案者に伺ひますが、これは付帯決議をつけられたのは皆さんだと思ひます。付帯決議をつけるときに、実習助手に対して限定しようというお気持はなかつたろうと思ひますが、最初付帯決議の精神、それから立法に當つてのお気持は、先ほど表明せられましたけれども、実習助手について、限定なしにできるだけ支給していく、こういうお気持であつたのではないかと思ひます。が、この付帯決議の精神はどういうところであつたのでしょうか。

○吉田法晴君 この前のときの付帯決議は、政府はすみやかに所要の措置を講ずべきである、こう書いて、この付帯決議に従つて、いずれ出てくるのは政府提案かと思つたところが、政府提案じゃないのですが、どうして政府がその付帯決議の趣旨に従つて出さないで、議員提案ということになつておりますか。

○政府委員(内藤三郎君) この点につきましては、三十三年度予算の編成に當りまして、最善の努力をいたしたわけでございます。しかしながら、最後の段階におきまして、予算の承認が得られなかつたので、やむを得ず政府提案にできなかった次第でございます。

○政府委員(内藤三郎君) ただいま

○委員(湯山勇君) 速記をつけて。

○松永忠二君 むしろ、文部省よりも提案者の方が率直にこういう意見は述べられると私たちは思つていたので、すよ。ただし、逆に思つておつたのが、むしろ積極的な御意見が文部省にあるようなお話なので、そういう意味で私は聞くのであつて、そういう意味で、むしろ、私はこの前、赤城さんが提案者として説明されたときに、この問題については相当率直に、つまり今後のこの問題についてもお話があつたのです。そして、われわれとしては、少し農水だけにすることに、これは不合理じゃないか、また、実習助手についてもつけるべきじゃないかという意見があつたのだが、当時赤城さんは、とにかく現在第一段階として、やりたい、この次には皆さん方の御要望にも沿うように、私も努力するといふお話で、提案者なんですから、提案者が努力をしていただかなければできないので、こういう点をむしろ率直にお話があると思つたのですが、その直に慎重にかまえないでも、率直な御意見があると思つたので、文部省から御発言のありました後に、そういう点、再度もしお話があるならしていただきたい。文部省の方から一つ……

○政府委員(内藤三郎君) ただいま

○吉田法晴君 提案者に伺ひますが、これは付帯決議をつけられたのは皆さんだと思ひます。付帯決議をつけるときに、実習助手に対して限定しようというお気持はなかつたろうと思ひますが、最初付帯決議の精神、それから立法に當つてのお気持は、先ほど表明せられましたけれども、実習助手について、限定なしにできるだけ支給していく、こういうお気持であつたのではないかと思ひます。が、この付帯決議の精神はどういうところであつたのでしょうか。

○吉田法晴君 この前のときの付帯決議は、政府はすみやかに所要の措置を講ずべきである、こう書いて、この付帯決議に従つて、いずれ出てくるのは政府提案かと思つたところが、政府提案じゃないのですが、どうして政府がその付帯決議の趣旨に従つて出さないで、議員提案ということになつておりますか。

○政府委員(内藤三郎君) この点につきましては、三十三年度予算の編成に當りまして、最善の努力をいたしたわけでございます。しかしながら、最後の段階におきまして、予算の承認が得られなかつたので、やむを得ず政府提案にできなかった次第でございます。

○政府委員(内藤三郎君) ただいま

○委員(湯山勇君) 速記をつけて。

○松永忠二君 むしろ、文部省よりも提案者の方が率直にこういう意見は述べられると私たちは思つていたので、すよ。ただし、逆に思つておつたのが、むしろ積極的な御意見が文部省にあるようなお話なので、そういう意味で私は聞くのであつて、そういう意味で、むしろ、私はこの前、赤城さんが提案者として説明されたときに、この問題については相当率直に、つまり今後のこの問題についてもお話があつたのです。そして、われわれとしては、少し農水だけにすることに、これは不合理じゃないか、また、実習助手についてもつけるべきじゃないかという意見があつたのだが、当時赤城さんは、とにかく現在第一段階として、やりたい、この次には皆さん方の御要望にも沿うように、私も努力するといふお話で、提案者なんですから、提案者が努力をしていただかなければできないので、こういう点をむしろ率直にお話があると思つたのですが、その直に慎重にかまえないでも、率直な御意見があると思つたので、文部省から御発言のありました後に、そういう点、再度もしお話があるならしていただきたい。文部省の方から一つ……

○政府委員(内藤三郎君) ただいま

○吉田法晴君 提案者に伺ひますが、これは付帯決議をつけられたのは皆さんだと思ひます。付帯決議をつけるときに、実習助手に対して限定しようというお気持はなかつたろうと思ひますが、最初付帯決議の精神、それから立法に當つてのお気持は、先ほど表明せられましたけれども、実習助手について、限定なしにできるだけ支給していく、こういうお気持であつたのではないかと思ひます。が、この付帯決議の精神はどういうところであつたのでしょうか。

○吉田法晴君 この前のときの付帯決議は、政府はすみやかに所要の措置を講ずべきである、こう書いて、この付帯決議に従つて、いずれ出てくるのは政府提案かと思つたところが、政府提案じゃないのですが、どうして政府がその付帯決議の趣旨に従つて出さないで、議員提案ということになつておりますか。

○政府委員(内藤三郎君) この点につきましては、三十三年度予算の編成に當りまして、最善の努力をいたしたわけでございます。しかしながら、最後の段階におきまして、予算の承認が得られなかつたので、やむを得ず政府提案にできなかった次第でございます。

○政府委員(内藤三郎君) ただいま

○衆議院議員(渡海元三郎君) 私、実は本年一月から文教委員を仰せつけられたような関係で、前に付帯決議をつけられましたが趣旨に関しては、その審議の経過、内容等については存じませんので、この点は、御了解賜わりたいと思っております。

○吉田法晴君 この改正案によりますと、「工業又は商船」という点がつけ加わったわけですが、工業の中には、「工業」という表現をせられておりますが、その中には、鉱山あるいは電気——これは「電波を含む」と書いてありますが、鉱山、電気等は含むと解すべきでございますか。提案者並びにこれは文部省にもお尋ねをいたします。

○衆議院議員(渡海元三郎君) その通りでございます。

○政府委員(内藤馨三郎君) その通りでございます。

○委員長(湯山勇君) ちょっとお尋ねします。産業教育、理科教育振興という以上は、将来、理科助手、こういう者も対象にするように御検討の用意があるかどうかということと、それから私立学校、これもやっぱり対象にする必要があるのじゃないかと思うのですが、この二点について……

○衆議院議員(渡海元三郎君) 私立学校につきましても、たゞいま委員長のお尋ねにございました通り、私は、当然考えるべきものであると、かように考えたのでございますが、御承知の通り、私立学校の給与の体系、あるいはその実態等につきましては、多岐にわたっておりまして、今直ちにこれを行うことをちゅうちょいたしましたして、この際は、割愛させていただきますような次第でございますまして、御了承を賜わりたいと思ひます。(「将来検討する」と呼ぶ者あり) 当然そのように考えております。

○政府委員(内藤馨三郎君) たゞいま渡海議員からお話のございましたように、私立学校につきましても、給与の実態や、あるいは経営等の問題もございまして、今後十分検討させていただきますかと思ひます。

○委員長(湯山勇君) 他に御発言もないようでありますから、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(湯山勇君) 御異議ないと認めます。

これより討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

〔なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(湯山勇君) 別に御意見もないようでありますから、討論は、終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(湯山勇君) 御異議ないと認めます。

これより採決に入ります。農業又は水産に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員に対する産業教育手当の支給に関する法律の一部を

改正する法律案を問題に供します。本案を、原案通り可決することに賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(湯山勇君) 全会一致でございます。よつて本案は、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第百四條による本会議における口頭報告の内容、第七十二條により議長に提出すべき報告書の作成、その他自後の手續につきましても、慣例によりこれを委員長に御一任願ひたいと存じます。御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(湯山勇君) 御異議ないと認めます。よつてさう決定いたします。

それから、報告書には多数意見者の署名を付することになっておりますから、本案を可とされた方は、順次、御署名を願ひます。

多数意見者署名

野本 品吉	三浦 義男
下條 康彦	川村 松助
林屋亀次郎	吉田 法晴
秋山 長造	松永 忠二
竹中 勝男	高田なほ子
常岡 一郎	

○委員長(湯山勇君) 本日は、これにて散会いたします。

午後九時四分散会